

令和7年度

人権教育及び人権啓発施策

第221回国会(特別会)提出

令和7年度

人権教育及び人権啓発施策

第221回国会(特別会)提出

この文書は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第8条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策について報告を行うものである。

本書は再生紙を使用しております。

目次

はじめに

特集 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について 1

第1章 人権一般の普遍的な視点からの取組 7

- ◆ 1 人権教育 8
 - (1) 学校教育 8
 - (2) 社会教育 9
 - トピックス** デフリンピックの東京開催による共生社会の実現に向けた取組 9
- ◆ 2 人権啓発 11
 - (1) 人権啓発の実施主体 11
 - (2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動 12
 - (3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動 16
 - (4) 中小企業・小規模事業者等に対する啓発活動 17
 - (5) 国際的な人権課題に関する啓発活動 17

第2章 人権課題に対する取組 19

- ◆ 1 インターネット上の人権侵害 20
 - (1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動 20
 - (2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 22
 - (3) インターネット等を介したいじめ等への対応 24
 - トピックス** 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備について 24
- ◆ 2 女性 26
 - (1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、
広報・啓発活動の推進 27
 - (2) 法令・条約等の周知 28
 - (3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動 28
 - (4) 男女共同参画を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実 29
 - (5) 職場におけるハラスメント対策の推進 30
 - (6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等 30
 - (7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進 30

3	こども	33
(1)	こどもが人権享有主体として最大限尊重されるような 社会の実現を目指した啓発活動	34
(2)	学校教育及び社会教育における人権教育の推進	36
(3)	家庭教育に対する支援の充実	37
(4)	「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進	37
(5)	いじめ・暴力行為等に対する取組の推進	37
(6)	児童虐待防止のための取組	39
(7)	体罰等の問題に対する取組の推進	42
(8)	こどもの性被害に係る対策	43
(9)	無戸籍対策	46
(10)	条約等の周知	48
(11)	保護者の信仰に起因した被害者等に対する支援の取組	48
(12)	こどもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	48
4	高齢者	51
(1)	高齢者についての理解を深め、 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動	51
(2)	高齢者福祉に関する普及啓発	51
(3)	学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進	52
(4)	高齢者の学習機会の充実	52
(5)	ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実	52
(6)	高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動	53
(7)	高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	53
5	障害のある人	54
(1)	共生社会を実現するための啓発・広報等	55
(2)	障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動	55
(3)	行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消 するための措置等	57
(4)	精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動	58
(5)	特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進	58
(6)	発達障害者への支援	60
(7)	障害のある人の雇用の促進等	61
(8)	障害者虐待防止の取組	62
(9)	旧優生保護法に関する取組	62
(10)	障害者権利条約に関する取組	63
(11)	障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	64
6	部落差別（同和問題）	65
(1)	部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動	65

(2)	学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組	66
(3)	公正な採用選考システムの確立	66
(4)	農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動	66
(5)	隣保館における活動の推進	67
(6)	不動産取引業者に対する指導及び人権問題に関する研修の実施	67
(7)	えせ同和行為の排除に向けた取組	67
(8)	部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	68
◆7	アイヌの人々	69
(1)	アイヌの人々に関する総合的な政策の推進	69
(2)	アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発	69
(3)	アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組	70
(4)	学校教育におけるアイヌに関する学習の推進	71
(5)	農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進	71
(6)	アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	71
◆8	外国人	72
(1)	外国人に対する偏見・差別を解消し、 国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動	72
(2)	学校等における国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進	73
(3)	外国人の受入れと秩序ある共生のための取組	74
(4)	条約等の周知	76
(5)	ウクライナ避難民に関する取組	76
(6)	外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	77
◆9	本邦外出身者に対する不当な差別的言動	79
(1)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発活動	79
(2)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動をめぐる 人権侵害事案に対する適切な対応	80
◆10	感染症	81
(1)	エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、 理解を深めるための教育・啓発活動	81
(2)	肝炎ウイルス感染者に対する偏見・差別をなくし、 理解を深めるための教育・啓発活動	81
(3)	新型インフルエンザ等の感染者等に対する 偏見・差別等の人権問題に関する取組	83
(4)	感染症をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	84
◆11	ハンセン病患者・元患者及びその家族	85
(1)	ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別をなくし、 理解を深めるための教育・啓発活動	85
(2)	国連における取組	88

(3) ハンセン病患者・元患者及びその家族の人権をめぐる 人権侵害事案に対する適切な対応	88
◆12 刑を終えて出所した人及びその家族	89
(1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を 促進するための取組	89
(2) 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動等	90
◆13 犯罪被害者及びその家族	91
(1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報	91
(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練	92
(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	93
トピックス 法テラスによる犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始	93
◆14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	96
(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組	96
(2) 広報媒体の活用	97
(3) 地方公共団体・民間団体との協力	97
(4) 学校教育における取組	98
(5) 海外に向けた情報発信	98
(6) 国連における取組	99
(7) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動	100
(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応	100
◆15 性的マイノリティ	101
(1) 性的マイノリティの人権に関する啓発広報	101
(2) 学校教育における取組	102
(3) 性的マイノリティの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	103
◆16 令和7年度啓発活動強調事項に掲げた人権課題	104
(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等	104
(2) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯に対する適切な対応	104
(3) 震災等の災害に伴う人権問題	107
(4) ゲノム情報（遺伝情報）	109
トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	110
トピックス 職場におけるハラスメント対策の推進	113

第3章 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 115

◆1 研修	116
(1) 検察職員	116
(2) 矯正施設職員	116
(3) 更生保護官署関係職員	117

(4) 出入国在留管理庁職員	117
(5) 教師・社会教育関係職員	117
(6) 医療関係者	117
(7) 福祉関係職員	118
(8) 海上保安官	118
(9) 労働行政関係職員	119
(10) 消防職員	119
(11) 警察職員	119
(12) 自衛官	119
(13) 公務員全般	119
2 国の他の機関との協力	120

第4章 総合的かつ効果的な推進体制等 121

1 実施主体の強化及び周知度の向上	122
(1) 実施主体の強化	122
(2) 周知度の向上	122
2 実施主体間の連携	123
(1) 人権教育・啓発関係府省庁連絡会議	123
(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会	123
(3) 文部科学省と法務省との連携	123
(4) スポーツ組織との連携・協力	123
(5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動	124
3 担当者の育成	124
(1) 人権啓発指導者養成研修会	124
(2) 人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員に対する研修	124
(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修	124
4 人権教育啓発推進センターの充実	125
5 マスメディアの活用及びインターネット等IT関連技術の活用等	125
6 民間のアイディアの活用	125

参考資料 資-1

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	資-2
2 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）	資-3
3 令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）	資-39
参考資料掲載アドレス一覧	資-55

はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものをもって行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、令和7年度においては、インターネット上の人権侵害やこどもの人権問題等が関心を集めることとなった。

法務省の人権擁護機関では、「人権侵犯事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害者の救済に努めているところ、令和7年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は8,207件である。これを類型別に見ると、教育関係事案が2,144件（26.1%）と最も多く（このうち、学校におけるいじめ事案が1,422件（17.3%））、次いで、名誉・プライバシー関係事案が1,996件（24.3%）、労働権関係事案が1,449件（17.7%）、強制・強要事案が676件（8.2%）、暴行・虐待事案が671件（8.2%）などとなっている（資-41頁参照）。

特に、こどもの人権に関しては、文部科学省が行った令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は12万8,859件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する「重大事態」の件数は1,404件と、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は令和6年度には22万3,691件と、依然として高い水準にある。

このような状況を踏まえ、政府では、関係府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

本書は、令和7年度に各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。

特集

「人権教育・啓発に
関する基本計画
(第二次)」について

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条に基づき、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画（以下「第一次基本計画」という。）を策定した。

関係各府省庁においては、第一次基本計画に基づき、人権教育・啓発施策を推進してきたところ、国は、令和7年6月、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を踏まえ、人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（以下「第二次基本計画」という。）を策定した。

本特集では、第二次基本計画の策定に至る経緯及びその概要について取り上げる。

1 第一次基本計画の見直しの経緯

第一次基本計画は、平成14年に策定され、平成23年に「北朝鮮当局による拉致問題等」が個別の人権課題として追加された後は、見直しがされていなかった。

そうした中、今後の人権教育・啓発の基本的な在り方等について検討した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会（以下「有識者検討会」という。）において、第一次基本計画は、策定後の国内外における人権状況が必ずしも反映されておらず、今後施策を推進していく際の指針として記載が十分でない箇所もあることから、人権教育・啓発施策をより一層推進するため、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえたものに見直しを行う必要があるとの提言がされた。

「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会報告書【概要】	
<p>I 目的及び実施体制</p> <p>1 目的 大きく様変わりした我が国の人権状況を踏まえ、効果的な取組の推進や新たな人権課題への適切な対応を行うため、今後の人権教育・啓発の基本的な在り方等について検討し、一定の方向性を示す</p> <p>2 実施体制 （公財）人権教育啓発推進センターへの調査研究委託により有識者検討会を設置。R6.11～R6.21に合計5回の会議を開催して検討し、R6.21に報告書提出</p>	<p>II 人権教育・啓発に関する経緯と現状</p> <p>人権教育・啓発に関しては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号、H12.12.6公布・施行、以下「法」という。）において、理念や国・地方公共団体の責務等が定められている</p> <p>政府は、法第7条に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」（H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更、以下「基本計画」という。）にのっとり、各種人権教育・啓発施策を推進。これまで基本計画の大幅な見直しはなされていない</p> <p>実施状況は、法第8条に基づき、毎年国会に年次報告として提出</p>
<p>III 今後の人権教育・啓発の基本的な在り方</p> <p>1 基本とすべき考え方 今後の人権教育・啓発施策を推進する上で、基本とすべき考え方を5つの観点から検討</p> <p>(1) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発 各人に保障された権利内容、国家による権利保障の可能性、私人間における権利衝突の調整の必要性、権利を守る方法を正しく理解し、全ての人が権利の享有主体であることを認識した上で行動することができるようにすることが必要</p> <p>(2) インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発 全世代を対象に、被害者になった場合の対応の周知のほか、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発の推進が必要</p> <p>(3) 「デジタルと人権」の關聯の高まりを受けた人権教育・啓発 人権尊重の責任を果たす各企業が、「人権とは何か」ということへの認識が深められる教育・啓発の推進が必要</p> <p>(4) 地域の実情を踏まえた人権教育・啓発 各地方公共団体が各地域の課題を独自に把握し、施策を展開することが必要</p> <p>(5) 国際的潮流の動向を踏まえた人権教育・啓発 個別の人権課題にフォーカスしたものと並行し、「人権」の普遍性を理解し、国際人権関係文書の趣旨を踏まえた施策の推進が必要</p> <p>2 人権教育・啓発の推進のために探るべき方策 現行の基本計画は、H14に策定された後の国内外の人権状況が必ずしも反映されておらず、人権教育・啓発施策の指針として不十分</p> <p>国内の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育・啓発をより一層推進するため、基本計画の見直しを行う必要があるとの結論を得た</p>	<p>IV 基本計画の見直しに関する提言</p> <p>1 基本計画の見直しに当たっての観点について 人権教育・啓発施策の現状を分析し、検証結果に基づいて、前記5つの観点を盛り込んだ見直しを行うべき</p> <p>前記5つの観点に加えて見直しの際に踏まえるべき観点は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権を取り巻く情報に関する分析 ○生涯学習の視点の重要性 ○人権教育の現状に関する分析の在り方 ○人権教育・啓発と「連携」 ○高等教育における人権教育 ○行政の中立性の確保 ○人権教育・啓発における「感性の尊重」 ○人権教育を実施する人材の確保と人権保護委員との連携 ○政府関係後援職員等に対する研修の充実強化 ○いわゆる「複合差別」の観点 <p>2 基本計画における各人権課題について</p> <p>(1) 基本計画に掲げるべき人権課題を選定する際の考え方及び基準 人権侵害を受けやすい人々をグループ化して施策を推進する手法は、基本的に維持すべき。もともと、限られた人員・予算で効果的な啓発活動を行うため、①個別法制定の有無、②国民の関心の程度等を踏まえ、必要に応じて整理を行うべき</p> <p>(2) 新たに追加すべき人権課題の有無 これまでに指摘を受けた個別の人権課題について議論</p> <p>(3) 課題横断的な問題の取扱い ○「インターネット上の人権侵害」の位置づけ—課題横断的な問題として検討 ○いわゆる「ハイトスピーチ」の取扱い—H23に「ハイトスピーチ解消法」成立 社会的関心が高く、基本計画で言及すべき</p> <p>(4) 基本計画見直しの際に個別に検討すべき人権課題 「子ども」「女性」「障害者」等、策定済みの総合的な施策の計画等を尊重し、それらを基本計画に取り入れるべき。計画等が現状存在しない「部落差別（同和問題）」、「ハンセン病患者・元患者等」、「ハイトスピーチ」については、教育・啓発の方向性を具体的に検討し、基本計画に記載する必要あり</p> <p>3 基本計画の見直しについて 効果検証の必要性、他の計画等の整合性等から、定期的な見直しが望ましい</p>

「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会報告書（概要）

このような提言を受けたことなどを踏まえ、令和6年6月3日、人権教育・啓発推進法第3条に定められた基本理念にのっとり、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応した人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、人権に関わる教育・啓発活動を行っている関係府省庁間で情報を共有し、その密接な連携・協力を図るため、「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」（以下「連

絡会議」という。)が設置され、第一次基本計画の見直しに向けた検討を行うことが関係府省庁間で了解された。

その後、連絡会議の下に置かれた幹事会（以下「幹事会」という。）において、具体的な検討作業や個別の人権課題に関するヒアリングが行われた。

ヒアリングについては、有識者検討会の報告書において、「『こども』『女性』『障害者』など、当事者・関係者のヒアリング等を経て、総合的な施策の計画等が策定され、教育・啓発の方向性が示されているものについて、当該方向性等を尊重し、第二次基本計画の中にも取り入れていくべき。他方、現在、教育・啓発に関する理念や方向性を示した計画等が存在していない人権課題については、それぞれの問題状況に応じた人権教育・啓発の方向性等について具体的に検討する必要がある。」旨指摘されていること等を踏まえ、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題、ビジネスと人権、インターネット上の人権侵害、ヘイトスピーチ等の人権課題及び人権教育について、関係者等へのヒアリングが実施された。また、第二次基本計画の中間試案について、パブリックコメントが実施され、595通（1,198件）の意見が寄せられた。

寄せられた意見等を踏まえ、関係府省庁において更に検討し、令和7年6月6日、第一次基本計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、第二次基本計画が策定された。

2 第二次基本計画の概要

(1) 社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

第二次基本計画においては、社会経済情勢の変化として、国際化、情報化及び少子高齢化に留意する必要があるとされている。特に、情報化に関しては、SNSが登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んだ結果、インターネット上の人権侵害が深刻化しているところ、インターネット利用に関する教育・啓発のほか、「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発も重要であるとされた。

また、国際的潮流の動向として、人権教育のための世界計画、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり、いわゆる「複合差別」の観点等が挙げられている。特に、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりに関しては、政府には、各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような教育・啓発を実施することが求められるとされた。

(2) 人権一般の普遍的な視点からの取組

第二次基本計画においては、人権教育について、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、人権尊重の精神や人権感覚の涵養^{かん}が図られるよう、これを実施する必

要があることとされた。

人権啓発については、全ての人々が権利の享有主体であることを認識し得る人権啓発は、多様性・包摂性が確保された社会を実現するための基礎となるものであり、極めて重要であるとされ、人権啓発の方法として、対象者の発達段階に応じた啓発、具体的な事例を活用した啓発及び参加型・体験型の啓発が掲げられた。

(3) 各人権課題に対する取組

また、第一次基本計画が策定されて以降、人権意識の変化、国際化の更なる進展や情報化等の社会経済情勢の変化に伴い顕在化した人権課題が新たに追加された。新たに追加する人権課題の選定に当たっては、個別法の制定状況や政府方針（基本計画、行動計画等）の策定状況、「人権擁護に関する世論調査」における国民の関心の程度等を参考にしつつ、幹事会において検討が行われた。

具体的には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」及び「性的マイノリティの人々」に加え、「感染症の患者等」の中に「肝炎ウイルス感染者等」及び「新型インフルエンザ等の感染者等」が新たに位置付けられた。

また、「ハンセン病患者、元患者及びその家族」については、第一次基本計画では「HIV感染者・ハンセン病患者等」として、HIV感染者等と同じ項目の中に位置付けられていたが、HIV感染者とハンセン病患者とでは、その偏見・差別の態様やそれが生じるに至った背景が異なるものであること等を踏まえ、新たな項目として設けることとされたものである。

さらに、「インターネット上の人権侵害」については、第一次基本計画では各人権課題の一つとして位置付けられていたが、インターネットを利用したいじめやリベンジポルノ、特定の地域を同和地区である、又はあったと指摘する情報の掲載、アイヌ民族・外国人や本邦外出身者等への差別的言動など、複数の人権課題に横断的に関連する性質を有する人権課題であるため、「課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）」として位置付け、各人権課題に先立つ項目として整理された。

そのほか、個別の人権課題としては位置付けず、各人権課題の重要な一態様として位置付け、各人権課題の中でその内容や取組等について記載することとされたものもある。

具体的には、人身取引については、令和4年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき関係府省庁が取組を推進しているところであるが、当該計画における人権擁護に関する取組は、主に女性、こども、外国人を対象とした取組であるため、これらの人権課題の中で人身取引に関する内容や取組等についても記載することとされた。さらに、震災等の災害について、大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づく誹謗中傷や、被害者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散（インターネット上での偽・誤情報の発信・拡散）といった問題のほか、避難所

における性別の相違による要配慮事項の相違が配慮されず、女性がより大きな影響を受けるという問題が生じていることを踏まえ、「インターネット上の人権侵害」及び「女性」の中で震災等の災害に関する内容や取組等について記載することとされた。

(4) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

関係各府省庁において問題事例を発生させることがないよう人権尊重の理念が徹底されるようにすることが重要であるほか、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、幅広い企業において、幹部を始め、人権研修が広く行われるよう支援することも求められるとされた。

(5) 計画の推進

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、引き続き、連絡会議の場を活用しつつ、関係各府省庁の緊密な連携の下に第二次基本計画を推進していくこととしている。

人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)の概要
【基本情報】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成18年法律第147号)第7条
【目次】 第1章 基本理念 第2章 第一次計画決定後の社会経済情勢の変化と国際的動向
第1章 基本理念
第2章 第一次計画決定後の社会経済情勢の変化と国際的動向
1. 人権の重要性の再認識
2. 人権教育の重要性の再認識
3. 人権啓発の重要性の再認識
第3章 人権教育・啓発の推進の目的
1. 人権教育の推進
2. 人権啓発の推進
第4章 人権教育・啓発の基本的取組
1. 人権教育の推進
2. 人権啓発の推進
第5章 人権啓発の推進
1. 人権啓発の推進
2. 人権啓発の推進

第5章 人権啓発の推進の方針
1. 人権一貫的の推進の取組
2. 人権啓発の推進の取組
3. 人権啓発の推進の取組
4. 人権啓発の推進の取組
5. 人権啓発の推進の取組
6. 人権啓発の推進の取組
7. 人権啓発の推進の取組
8. 人権啓発の推進の取組
9. 人権啓発の推進の取組
10. 人権啓発の推進の取組

第2章 各人権課題に対する取組(抜粋)
1. 人権啓発の推進
2. 人権啓発の推進
3. 人権啓発の推進
4. 人権啓発の推進
5. 人権啓発の推進
6. 人権啓発の推進
7. 人権啓発の推進
8. 人権啓発の推進
9. 人権啓発の推進
10. 人権啓発の推進

第2章 各人権課題に対する取組(抜粋)※続き
1. 人権啓発の推進
2. 人権啓発の推進
3. 人権啓発の推進
4. 人権啓発の推進
5. 人権啓発の推進
6. 人権啓発の推進
7. 人権啓発の推進
8. 人権啓発の推進
9. 人権啓発の推進
10. 人権啓発の推進

「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」の概要

なお、本年度から、本件年次報告(白書)の記載は、第二次基本計画の構成に準拠することとした。

第1章

人権一般の普遍的な 視点からの取組

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」を公表した。令和3年3月以降、同〔第3次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、これを補足する参考資料を作成し、全国の教育委員会や学校等に配布するなど、第二次基本計画を踏まえ、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、平成22年度から毎年開催している「人権教育担当指導主事連絡協議会」において、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象に、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」において、人権教育に関し、各地域において研修の講師等としての活動や各学校の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成を図っている。

このほか、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱するとともに、当該研究の成果を始めとする人権教育に関する事例や資料を集約・発信するサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育の充実を図っており、例えば、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

さらに、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

こどもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的

な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職の社会教育主事を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。また、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

さらに、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法の趣旨や性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

トピックス

デフリンピックの東京開催による共生社会の実現に向けた取組

令和7年（2025年）11月、我が国で初めてとなる「東京2025デフリンピック」が東京都を中心に開催された。「デフリンピック」は、英語で「耳がきこえない」を意味する「Deaf」と「Olympics」に由来する、聴覚障害のあるアスリートのための国際総合スポーツ競技大会である。1924年のパリ大会から100周年を迎えた記念すべき今大会には、世界79の国と地域から2,943名の選手が参加した。デフリンピックはパラリンピックとは独立した歴史を持ち、出場資格は補聴器等を外した状態で聞こえる一番小さな音が55デシベル以上（普通の声での会話がきこえない程度）の選手に限定さ

れている。競技ルールはオリンピックとほぼ同様であるが、コミュニケーションの中心として国際手話が用いられるほか、スタート等の合図に光（ランプ）や旗を用いて音を視覚化する「視覚的情報保障」がなされる点にその特徴がある。

スポーツ庁においては、本大会を契機としてデフスポーツへの理解と関心を高めるための支援を行った。具体的には、大会開催準備を担う一般財団法人全日本ろうあ連盟と連携し、全国各地のショッピングモール等におけるブース出展やキャラバンカーの巡回、デフアスリートの学校派遣による体験学習等を通じ、開催地のみならず全国規模での機運醸成を図った。また、学校の体育授業にデフアスリートを含むアスリートを派遣する取組を行った。

さらに、文部科学省及び関係機関においても、教育現場における聴覚障害への理解を深める取組を行った。「聴覚障害教育の充実事業」として、聴覚障害のない児童生徒等が聴覚障害や手話に関する理解を深めるための動画コンテンツを開発したほか、全国の特別支援教育担当者等が集う全国会議において、同事業の周知と併せてデフリンピックの啓発を行った。加えて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、同所が発行する「特別支援教育リーフ」において、デフリンピックや、きこえない・きこえにくい人のスポーツ競技における工夫等を紹介し、教職員への情報発信を行うとともに、広く国民に対して障害理解の啓発を行った。

東京2025デフリンピックの開催を契機とした一連の取組は、視覚情報の重要性や手話文化への理解を広める大きな足跡を残した。引き続き、これらの取組を通じて得られた知見を人権教育やスポーツ振興の施策に適切に反映させ、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないものとされている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

人権啓発の目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

人権啓発の内容については、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を引き続き推進しているほか、全ての人々が権利の享有主体であるということ認識しつつ行動することができるような取組を行っている。

また、人権啓発の方法については、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要である。そのため、対象者の発達段階に応じて、その対象者の日常生活の経験などを人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自己の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らすように努めている。

さらに、人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果があることに加え、実際に人権侵害の被害を受けた当事者の言葉は、被害の深刻さ等を迫真性をもって伝えることができることから、こうした具体的な事例を活用した取組や、国民の一人一人が様々な人権課題を「誰かのこと」ではなく自己のこととして捉える意識を醸成するという観点から、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法にも着目し、これらを採用した取組の検討・推進に努めている。

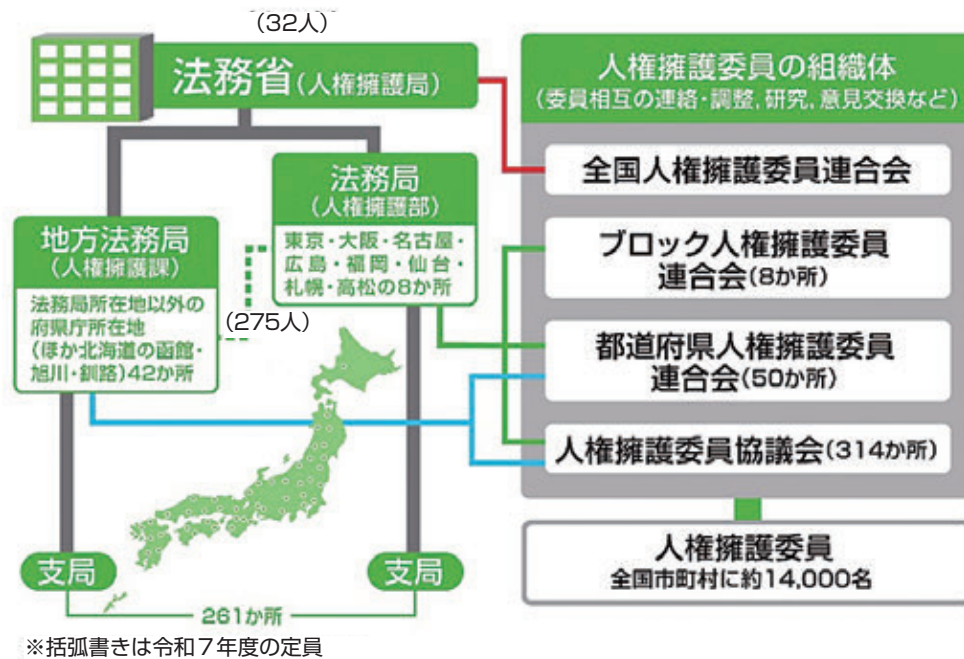
(1) 人権啓発の実施主体

法務省には、人権啓発を担当する国の機関として人権擁護局が、その下部機関として法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて、「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり、これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々であり、現在、約1万4,000人が全国の各市町村（特別区を含む。）に配置され、法務局・地方法務局等と

連携しながら、人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。



法務省の人権擁護機関の構成図（令和7年6月1日）

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 令和7年度啓発活動重点目標及び強調事項

法務省の人権擁護機関においては、その時々々の社会情勢や人権侵害事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和7年度は、「『誰か』のことじゃない。」を啓発活動重点目標とし、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現を目指して各種人権啓発活動を展開した。

また、次の18の項目を啓発活動の強調事項として掲げ、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアやSNS等のインターネットを活用した人権啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② こどもの人権を守ろう



ポスター「啓発活動重点目標」

- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別（同和問題）を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ⑱ ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

イ 第77回人権週間

令和7年12月4日から同月10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第77回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。

令和7年度は、YouTube法務省チャンネルで「『人権週間』少しだけ心に向けてみませんか？」の配信や、全国各地での人権啓発イベント等を実施するなどした。

ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

令和7年度においても、新聞、広報誌、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めたほか、6月1日を中心に、全国2,480か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所を開設した。



ポスター「第77回人権週間」



ポスター「人権擁護委員制度」

エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって人権尊重の重要性や必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと、入賞作品を国民に周知広報することによって広く一般に人権尊重意識を根付かせることなどを目的として、例年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

多くの中学生が、日常の中で見聞きした出来事や体験などを踏まえながら人権について考察を深めることのできる良い機会となっており、44回目を迎えた令和7年度は、6,377校から72万1,058編の応募があった。優秀作品については、法務省において令和8年2月に中央大会表彰式を行ったほか、法務局・地方法務局においても、人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作文を周知した。中央大会における主な入賞作品は次のとおりである。

- | | |
|---------|---|
| 内閣総理大臣賞 | 福島県・泉崎村立泉崎中学校3年 大野 結夢さん
「理解からはじまること」 |
| 法務大臣賞 | 茨城県・茨城県立並木中等教育学校3年 井上 祐太郎さん
「『物差し』を捨てる時」 |
| 文部科学大臣賞 | 北海道・小樽市立銭函中学校1年 平方 愛由梨さん
「人権について考えたこと」 |

これらの作品を含む主な入賞作品については、「第44回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ウェブサイトに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

また、上記の3作品については、世界にも発信することを目的として、英語に翻訳の上、法務省ウェブサイト（英語版）に掲載した。



第44回全国中学生人権作文コンテスト
中央大会表彰式の様子



第44回全国中学生人権作文コンテスト
入賞作文集

オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会をすることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さをこどもたちに体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」（17頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、啓発アニメーション動画や紙芝居・絵本といった、こどもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想についてこどもたちが理解することができるように努めている。また、近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まり（110～113頁参照）を背景に、企業研修等において「大人の人権教室」を実施している。

令和7年度は、99万5,952人を対象に行われた。

カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業・法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣又は全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行うもので、平成19年度に開始され、令和7年度は19回目の開催となった。

令和7年度の受賞者は、次のとおりである。

法務大臣感謝状
 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社（愛知県）
 株式会社佐賀新聞社（佐賀県）
 株式会社岩手日報社（岩手県）
 株式会社東奥日報社（青森県）

全国人権擁護委員連合会会長感謝状

株式会社ジュビロ（静岡県）
 株式会社北國新聞社（石川県）
 JFEスチール株式会社西日本製鉄所（広島県）
 一般社団法人高梁スポーツクラブ（岡山県）



人権擁護功労賞表彰状伝達式の様子

(3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動（人権啓発活動中央委託事業）

(ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

(イ) 令和7年度の啓発活動

① 人権啓発教材等の作成

- ・「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」
- ・啓発動画「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～」
- ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！高齢者の人権」
- ・啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～＜二訂版＞」
- ・デジタル教材「なくそう！ヘイトスピーチ」

② 人権シンポジウム等の開催

- ・みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム（87～88頁参照）
- ・「あなた」と「わたし」がつながるシンポジウム～「気づき」がつくる共生社会～（56頁参照）

③ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（119頁参照）

④ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（119頁参照）

⑤ 人権週間を中心とした人権尊重思想の普及高揚を目的とする全国規模での広報の実施

⑥ 「人権ライブラリー」のウェブサイト（<https://www.jinken-library.jp/>）の運営等

イ 地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

(ア) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業（以下「地方委託事業」という。）は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、あらゆる人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

(イ) 地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」（123頁参照）

との連携の下に実施される地方委託事業を、「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和7年度は、同事業として、人権の花運動（注）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（123頁参照）、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等、地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

（注）人権の花運動は、児童が協力して花の種子や球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、全国の人権擁護委員が中心となって実施している、主に小学生を対象とした人権啓発活動である。この活動では、児童が育てた花を保護者や社会福祉施設に届けるなどすることで、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

令和7年度は、3,727校の学校等において、37万5,257人を対象に行われた。

（4）中小企業・小規模事業者等に対する啓発活動

経済産業省では、令和7年度は、企業活動における様々な人権問題等に関するセミナーやシンポジウムを全国で開催し、中小企業・小規模事業者等に対して人権意識の涵養^{かん}を図った（開催回数：77回、参加・視聴数：1万1,767人）。

また、併せて、企業の社会的責任に係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを企業等に配布した。



パンフレット
「令和7年度CSR（企業の社会的責任）と人権」

（5）国際的な人権課題に関する啓発活動

例年、外務省では、国際場裡においてフォーラム等への登壇や国際機関への拠出等を通じて、国際的な人権課題の啓発を行っている。

令和7年度においては、インドネシア及びフィリピンにおいて現地に進出する日本企

業に対し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を含む「ビジネスと人権」に関する我が国の取組の紹介・啓発を行った。また、国際機関への拠出を通じた人権デュー・ディリジェンス導入促進支援事業や各種フォーラムへの登壇等を通じ、国際機関とも連携して、企業活動における人権尊重の考え方の普及・啓発に努めている。

第2章

人権課題に対する取組

1 インターネット上の人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷による名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など、インターネット上において、人権に関わる様々な問題が発生している。また、このようなインターネット上の人権侵害は、後記2から16までに掲げる個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解決する上でも必要不可欠である。

さらに、近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることに鑑み、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）では、侮辱罪の法定刑の引上げが行われた（同年7月7日施行）。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

特に、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、全国の法務局・地方法務局において、中学生等を対象として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施している。

また、中学生・高校生やその保護者等を対象とした啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！インターネットと人権」や啓発動画「なくそう！インターネット上の人権侵害」を作成するとともに、啓発冊子「あなたは、大丈夫？ 考えよう！インターネットと人権〈四訂版〉」の配布のほか、SNS・掲示板等のインターネット上で発生している誹謗中傷等の根絶を呼び掛ける啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」（全4編）や様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のこと じゃない。（インターネット編）」等のYouTube法務省チャ



啓発冊子
「あなたは、大丈夫？考えよう！
インターネットと人権〈四訂版〉」

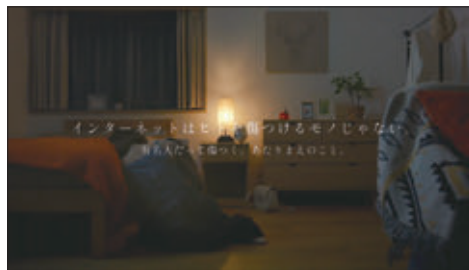
ンネルでの配信に加えて、インターネット広告を実施している。



啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！
インターネットと人権」



啓発動画
「なくそう！インターネット上の人権侵害」



啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。令和7年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により65件を検挙し、そのうち63件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ウェブサイト上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施や、青少年のインターネット利用に係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」の作成・公表を行っている。

また、後記「違法・有害情報相談センター」によるセミナーを通じて、安易な個人情報等の投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ こども家庭庁を始めとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等

を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、令和2年9月に、インターネット上の誹謗中傷に対して早急に対応していくべき取組を具体化するため、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表し、各府省や産学民のステークホルダーと連携して取組を推進している。

また、総務省では、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）の適切な運用の支援に努めており、令和3年4月には発信者情報の開示の簡易・迅速化のため、同法の改正を行い、新たな裁判手続を創設した。同改正法は令和4年10月に施行された。

さらに、令和6年5月にも改正を行い、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付けることとなった。同改正法は、令和7年4月1日に施行されている。

また、平成21年度から総務省が運営を支援している違法・有害情報相談センターでは、行政機関や民間団体等の相談窓口との連携体制を構築し、各機関の取組に関する相互の理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携を図っている。令和7年度は6,715件（前年度：6,403件）の相談が寄せられた。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、「情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」における法務省の人権擁護機関による削除要請に関する記述をも踏まえ、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるとともに、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報についても削除を求めなどしている。

また、法務省の人権擁護機関が行う削除要請の実効性を向上させるため、法務省の人権擁護機関の取組についてプロバイダ等により理解を深めてもらうべく、プロバイダ等と意見交換を行うなどの取組を進めている。

さらに、法務省人権擁護局は、削除されるべきものの基準等について法的に整理することを目的として開催された有識者検討会の取りまとめ（令和4年5月）において示された、インターネット上の投稿に関する違法性の判断基準等についての考え方や

方向性等を踏まえた削除要請に取り組むとともに、関係省庁と連携してプロバイダ等にもその内容等について理解を求めるなど、削除要請の実効性のより一層の向上に努めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

このほか、総務省及びSNS事業者団体である一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構と共同して、「#No Heart No SNS（ハートがなげりゃSNSじゃない!）」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する関連省庁等の各種の相談窓口を整理したフローチャートを掲載し、人権相談窓口の周知・広報を行っている。

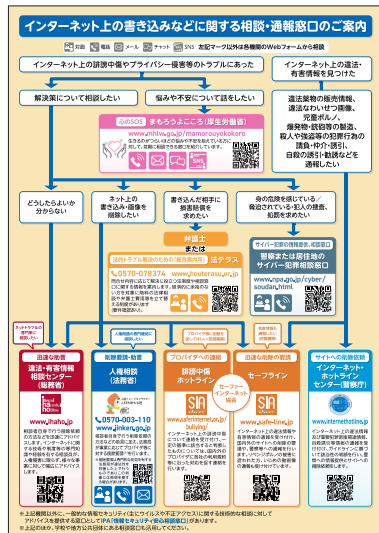
また、インターネット上で誹謗中傷等による権利利益侵害を受けた被害者が自身でプラットフォーム事業者に対して削除依頼を行うことを支援するため、一般的な削除依頼の手順や大規模なプラットフォーム事業者への削除依頼の方法、削除依頼文例を記載した「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」を作成し、令和8年3月から法務省ウェブサイト上で公開している。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
インターネットに関する人権侵犯	1,736	1,721	1,824	1,707	1,569

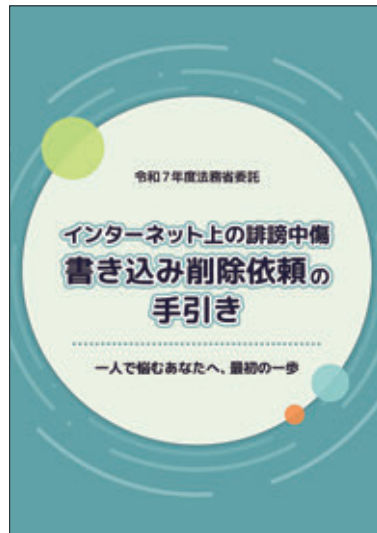
（法務省人権擁護局の資料による）



SNS利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内



インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き

(3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通じて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

トピックス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備について

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、青少年を含めた国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。

こども家庭庁による令和7年度の「青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果によれば、10歳以上18歳未満のインターネット利用率は99.0%に上るほか、平日のインターネット利用時間の平均は、過去最長の約5時間27分となっており、利用率の拡大とともに利用時間の長時間化が進んでいることがうかがわれる。

政府では、令和6年に策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利

用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」等に基づき、一層の取組を推進しているが、一方で、インターネット上には、青少年の健やかな成長を著しく阻害する青少年有害情報が氾濫しているのみならず、SNS等が悪用されて重大な犯罪被害につながっている。加えて、青少年自身が誹謗中傷等の加害行為を行ってしまう事案も顕在化しているほか、実在の児童を基礎として性的ディープフェイク画像が生成されてしまうなどの新たな問題も生じている。

こうした状況の下、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護に係る国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、課題及び論点の整理を行うため、令和6年11月、こども家庭庁に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」が設置された。

同ワーキンググループにおける議論を経て、令和7年8月に「課題と論点の整理」が取りまとめられ、年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保することや、そのためにより幅広いステークホルダーが具体的な方策を講ずること、また、青少年自身のインターネット・リテラシーの底上げ等の多面的かつ総合的な対応を行うことなどが検討の基本的方向性として示され、これに沿って検討すべき個別の課題とそれぞれの論点が整理された。

政府ではこれを踏まえて、令和7年8月にこども家庭庁成育局長を議長とする関係府省庁連絡会議を設置し、翌9月には「課題と論点の整理」に基づく工程表を取りまとめた。今後は、この工程表に沿って必要な検討や取組を進めるとともに、中長期的な検討を要するものについては令和8年中を目途に具体的な内容を取りまとめることとしており、引き続き、関係府省庁が連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいく。

2 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、現実には今なお、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。また、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、国、地方公共団体及び常時雇用する労働者の数が101人以上の民間企業等の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析を行った上で、数値目標を掲げた行動計画を策定することや、策定した行動計画並びに公表が必須とされている男女間賃金（給与）差異及び女性管理職比率等の女性の活躍状況に関する情報の公表等を行うこととされている。

さらに、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき、令和8年3月に「第6次男女共同参画基本計画」を閣議決定した。同計画に基づき、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実、教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進等に取り組んでいる。

女性に対する暴力等への取組については、同計画等に基づき、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力等への対策等を推進している。また、配偶者への暴力の防止及び被害者の保護等については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降、同法に基づき施策を推進している。

加えて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和6年4月に施行された。同法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助等多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間の団体の協働による早期からの切れ目ない支援の実施について推進している。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談

所において人権相談に応じている。また、女性起業家に対するハラスメントに関する相談も受け付けている。人権相談等を通じて、配偶者やパートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント等の女性に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待事案に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の推移は、次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
女性に対する暴行・虐待	435	430	383	331	472

（法務省人権擁護局の資料による）

～女性起業家に対するハラスメントに関する人権相談について～

法務省人権擁護局

【要点】
起業家、スタートアップ関係者等がハラスメントなどの人権侵害に直面した場合、全国の法務局における人権相談が利用可能です。
「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

○相談体制

- 法務局及びその支局において、窓口での面接相談のほか、電話などでも相談を受け付けています。
- 匿名での相談や、被害を受けた本人以外からの相談も可能です。
- 性別を問わず、どなたでも人権相談が可能です。
- 相談内容や個人情報などの秘匿は厳守いたします。
- 相談は無料です。

みんなの人権110番
0570-003-110

○相談後の対応

- 相談内容等を踏まえ、必要に応じて**法務局職員又は人権擁護委員**が人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて**警察など様々な関係機関の紹介**を行うなど、適切な**措置**を講じます。

【留意事項】

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。
- 裁判権限は関係者の理解を得て、自主的な改善を図ることを主な目的とするもので強制力はありません。
- 調査の結果によっては、援助事実が認定できない場合があります。

【留意事項】

- 相談一階層関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
- 調査一当事者間の関係調整を行います。
- 調査、助言一人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
- 調査一実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
- 調査一関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
- 調査一刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
- 調査一事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

女性起業家に対するハラスメントに関する人権相談について

(1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施している。

また、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ウェブサイト、メールマガジン、SNSを活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のウェブサイトを通じ、提供している。

加えて、女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、より実効性の高い行動計画の策定や女性活躍情報の公表等の取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」を整備し、サイトの周知を図っている。また、女性デジタル人材・女性

起業家、女性防災リーダーの育成や役員・管理職への女性登用、様々な要因により困難や不安を抱える女性へのNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組について、地域女性活躍推進交付金により支援を行っている。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。令和7年度は、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

ウ 厚生労働省では、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。また、女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベース」を運用するとともに、企業や求職者を始めとした利用者の活用を促進するため、本データベースについて利便性の向上を図った。加えて、令和7年6月に、女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異の情報公表義務の対象を常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主に拡大すること等を含む改正法が成立した。

エ 経済産業省では、「なでしこ銘柄」を通じて女性活躍推進企業の先進事例を発信するとともに、企業におけるダイバーシティ経営の推進のため、経営陣の考え方や具体的取組方法等を示したレポート（令和7年4月公表）や好事例を掲載した中小企業向けリーフレット、自社の取組を振り返る「ダイバーシティ経営診断ツール」等の各種支援ツールの普及を図っている。

(2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府ウェブサイト（<https://www.gender.go.jp/>）を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約、国際会議における議論等、男女共同参画・女性活躍のための国際的規範、基準、取組の指針等の広報に努めている。

令和7年度は、G20女性活躍担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム、第80回国連総会「第4回世界女性会議30周年記念ハイレベル会合」等の国際会議の概要について、内閣府ウェブサイトへの掲載を行い、その成果等の周知に努めた。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>）に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発動画「あなたは大丈夫？

考えよう！デートDV」や各種ハラスメントなどの職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。(ドメスティックバイオレンス編・セクシュアルハラスメント編)」等をYouTube法務省チャンネルで配信等している。



啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」



啓発動画「『誰か』のことじゃない。」

(4) 男女共同参画を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨の周知を図っている。また、学校現場において、男女の尊重や自分を大事にすることへの理解を深めるための教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消を推進するため、小・中学生を対象にした教材、指導の手引及び保護者向けの啓発資料の活用を促した。さらに、教育委員会や学校等に対し、初任者研修や校内研修等における、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促した。

加えて、学びを通じた女性の社会参画を促進するため、令和2年度から実施している「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」において、多様な年代の女性の社会参画を支援するため、これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、今後の女性のキャリア形成支援の在り方を議論する全国シンポジウムを開催した。

独立行政法人国立女性教育会館（令和8年4月1日から独立行政法人男女共同参画機構）は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成を目指し、地方公共団体、男女共同参画センター、女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

(5) 職場におけるハラスメント対策の推進

厚生労働省では、女性を含め多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、職場におけるハラスメント対策に取り組んでいる（詳細は113～114頁参照）。また、令和7年6月に、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）が成立した。

(6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、基幹的農業従事者の約4割を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、経営への参画や地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、地域をリードできる女性農林水産業者の育成を支援するとともに、女性の役割を適正に評価し、その能力が発揮されるよう、農山漁村において女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人や団体の表彰への支援、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を中心とした男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発を行った。

また、第5次男女共同参画基本計画に基づき、農業委員や農協役員及び土地改良区の理事への女性参画を推進するため、地方公共団体等に対して働きかけを実施するとともに、研修コンテンツ「性別に基づく一方的な思い込み～地域における役割・分担の再点検～」等のチラシを作成し周知を図った。さらに、地域の農業関連組織のトップを対象に「農業リーダーズサミット2025－変革の時代を生き抜く地域農業の在り方－女性登用の意義」の開催等により、農業委員会において、女性農業委員の割合が令和6年度に14.4%（前年度14.0%）（農林水産省調べ）、農業協同組合において、女性役員の割合が令和6年度に11.2%（前年度10.7%）（農林水産省調べ）、土地改良区の理事に占める女性の割合が令和6年度に2.6%（前年度1.4%）（農林水産省調べ）に、それぞれ上昇した。

(7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

ア 男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から同月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

内閣府では、令和7年度の運動においては、「DVや性暴力に気づいたら、相談されたら。そのとき、私たちにもできることがある。」を主なメッセージとしたポスター等を作成し、全国の都道府県、市区町村、関係団体等に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの配布、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施した。

また、配偶者等からの暴力の被害者を支援するため、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに全国共通番号「#8008（はれれば）」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。令和2年4月から、「DV相談プラス」により配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、チャット相談等及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援等も行っている。さらに、相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象としてオンライン研修教材を提供している。

性犯罪・性暴力の被害者支援としては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）について、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化や連携・協力する医療機関における支援環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇などの運営の安定化及び質の向上を図っている。また、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備するため、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の運営や、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」の実施をしている。さらに、性犯罪・性暴力被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成・提供するとともに、研修を実施した。

このほか、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施している。

また、AV出演被害について、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、ワンストップ支援センター等における被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発を継続的に実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	129,491	122,478	122,211	126,743	127,796
DV相談プラスにおける相談件数	52,697	54,489	47,971	44,972	45,858

（内閣府の資料による）



ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード（表面）



DV相談ナビカード（裏面）



ポスター
「若年層の性暴力被害予防月間」

イ 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110）を設置している。令和7年10月1日からは、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、同ダイヤルの1番において女性の人権に関する相談を受け付けている。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

このほか、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権の対象ではなくなった者から、AV出演被害を始めとする各種消費者トラブルに巻き込まれたなどの人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえた助言を行うなど、適切に対応している。

ウ 「令和7年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」（警察庁）によれば、令和7年中のストーカー事案の被害者は女性が86.9%を占めている。

警察では、ストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット・DVD等）を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトにより、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

3 こども

我が国が締約国となっている「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。)は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している(第42条)。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は12万8,859件(対前年度比18.2%増)と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は76万9,022件(同5.0%増)となっている。「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価できるが、その一方で、いじめの重大事態の件数は1,404件(同7.5%増)となっており、教育上の大きな課題となっている。

また、令和7年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、507人(対前年比10.9%増)であった。内訳としては、小学生151人(同7.9%増)、中学生259人(同8.4%増)、高校生97人(同24.4%増)となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵害事件においても、令和7年には、教育関係事案のうち、学校におけるいじめ事案が1,422件、体罰に関する事案が61件、不適切な指導に関する事案が445件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵害事件数(開始件数)		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
教育関係	学校におけるいじめ	1,169	1,047	1,185	1,202	1,422
	体罰※1	51	75	74	79	61
	不適切な指導※2	—	—	—	—	445
児童に対する暴行・虐待		253	216	268	219	256

※1 令和6年までは、「教育職員による体罰」の件数として集計。

※2 令和7年から集計を開始。
(法務省人権擁護局の資料による)

いじめや児童虐待の問題など、憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に「こども基本法」(令和4年法律第77号)が成立し、翌年の令和5年4月に施行された。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定された。同大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指し、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められている。

(1) **こどもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動**

ア 法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等に加え、全国中学生人権作文コンテスト（14頁参照）を実施している。また、人権擁護委員が中心となって、人権教室（15頁参照）、人権の花運動（17頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（123頁参照）等、各種人権啓発活動を実施している。

さらに、文部科学省との連携により、人権教室の活用を始めとして、学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り、いじめ等のこどもの人権問題の防止に取り組んでいる。

令和7年度は、こども自身が「自分には大切な権利がある」ということを実感するとともに、大人がこどもの権利を守る責任についての理解を深め、こどもが安心して成長できる社会づくりにつなげることを目的として、啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～」の改訂版や啓発動画「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～」の作成のほか、こどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を実施した。

加えて、啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』や「『いじめ』させない 見逃さない」を全国の法務局・地方法務局に配布し、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」及び「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」、「『誰か』のこと じゃない。（いじめ編・児童虐待編）」や「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品等を題材にした啓発動画等をYouTube法務省チャンネルで配信するなど、人権啓発活動の充実に努めている。

イ こども家庭庁では、こども基本法の規定や同法附帯決議、こども大綱に基づき、こども基本法のパンフレット・動画やこどもの権利に関するリーフレットをこども家庭庁ウェブサイトに掲載し、各種シンポジウム、イベント等で配布・紹介すること等を通じて、こども・若者が権利の主体であることを含め、児童の権利条約及びこども基本法の趣旨や内容について広く発信している。令和7年度には、公益財団法人日本ユニセフ協会と共催する、こどもの権利普及啓発のための「こどものけんりプロジェクト」を引き続き推進し、同協会との共催によりシンポジウム「こどもの“こえ”を聴く」を開催した。また、大阪・関西万博や自治体主催イベントにおいて、こどもの権利を学べるブース「ジーン&ケーンのけんりさがし」を出展したほか、民間団体や企業等が主催するイベントにも出展するなど、様々な場面で幅広い世代に向けた啓発に取り組んだ。

また、こども家庭庁を始めとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネッ

ト・新学期一斉行動」を展開しており、期間中、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



啓発冊子「よくわかる! こどもの権利条約<二訂版>」



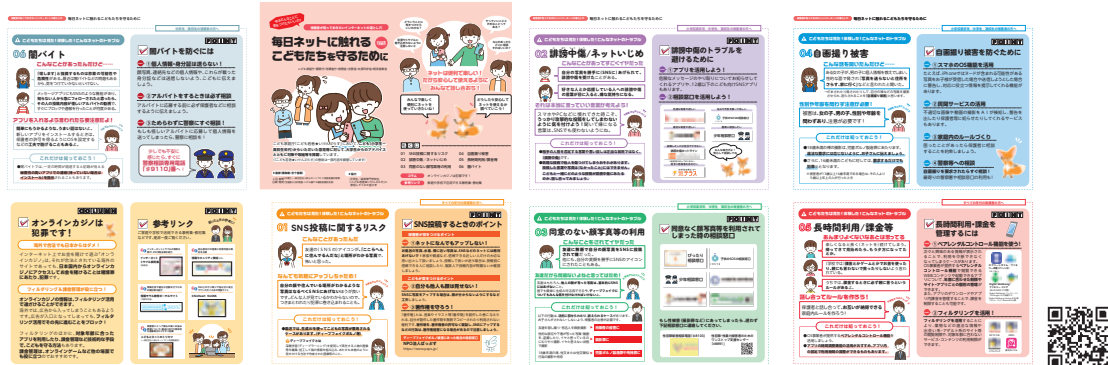
啓発動画「よくわかる! こどもの権利条約~児童の権利に関する条約~」



啓発冊子「みんなともだち マンガで考える「人権」」



啓発冊子「「いじめ」させない 見逃さない」



保護者向け普及啓発リーフレット「毎日ネットに触れる子どもたちを守るために」



啓発動画「「誰か」のこと じゃない。」(いじめ編)



啓発動画「「誰か」のこと じゃない。」(児童虐待編)



啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」



啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」

大人パート



こどもパート



リーフレット「ちかごろよく聞く こどもの権利って!？」



(2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳において、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための「人権教育研究推進事業」を実施した（8頁参照）。

社会教育においては、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ こども家庭庁では、学校等での出張講座を実施し、こども基本法や児童の権利条約の趣旨や内容について、周知啓発に努めている。令和7年度は、学校等計6か所に赴き、教育関係者等に講演を実施した。さらに、独立行政法人教職員支援機構「校内研修動画シリーズ」にて児童の権利条約の考え方や内容、こどもたちがこどもの権利を学ぶ意義等について解説した研修動画を制作し、教職員支援機構ウェブサイト上に公表した。

また、毎年5月5日の「こどもの日」から同月11日までの1週間を「こどもまんな

か「児童福祉週間」と定め、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

令和7年度は、「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「いつだってまんまるまんなか こどもたち」を「こどもまんなか 児童福祉週間」の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。



ポスター
「こどもまんなか 児童福祉週間」

(3) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

(4) 「人権を大切にできる心育てる」保育の推進

こども家庭庁では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切にできる心育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

(5) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月のいじめ防止対策推進法の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定し、平成29年3月に改定を行った。当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことを記載している。当該基本方針の中では、障害のある児童生徒や外国人の児童生徒、性的マイノリティに係る配慮が必要な児童生徒など、学校として特に配慮を要する児童生徒に関わるいじめについて、教職員がそれぞれの児童生徒の特性への理解を深め、当該児童生徒のニーズや特性等を踏まえた適切な指導を行うことが必要であることも示している。令和6年8月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、いじめの重大事態の発生を未然に防止するため、学校いじめ対策組織が平

時から実効的な役割を果たし、学校設置者とも連携した対応を行うために必要な取組等を示した。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）を実施している。

加えて、いじめを政府全体の問題として捉え直し、関係省庁の知見を結集し、対応すべき検討課題を整理し、結論を得たものから随時速やかに対応していく政府の体制を構築するため、文部科学省及びこども家庭庁を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を開催しており、令和7年11月に開催した会議においては、「いじめ防止対策の更なる強化について」（令和6年11月いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）の対応状況等の確認を行い、いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修用事例集を公表した。また、令和8年1月に開催した会議においては、SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けたこどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について取りまとめた。

暴力行為については、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、毅然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。

さらに、令和8年1月には、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、各学校及びその設置者に対して、暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備、暴力行為やいじめが見過ごされていないかの確認、被害児童生徒の安全確保と心身のケア及び加害児童生徒への毅然とした対応等、児童生徒の安全・安心の確保のために緊急に取り組むべき事項等について通知した。

また、いじめや暴力行為等、様々な課題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーや、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校における教育相談体制の整備を支援している。さらに、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行っている。

加えて、夜間・休日を含め24時間いつでもこどものSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」を整備している。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、地方公

共同体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に向けた支援を行っている。

このほか、見守り活動などにより、学校におけるこどもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置の支援を行っている。

イ 子ども家庭庁では、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、令和5年度から、地方公共団体の首長部局において、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施するとともに、学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として活用し、いじめの重大事態調査等を行う地方公共団体に対し、第三者性の確保等の観点から助言を行っている。

ウ 文部科学省及び子ども家庭庁では、令和5年度から、各学校設置者等が作成したいじめの重大事態の調査報告書を収集し、その分析を通じて、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、国全体でのいじめの重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげている。令和7年1月には「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」を設置し、有識者の参画を得て、計9回の会議を開催して重大事態調査報告書の分析を行った。そして、分析の結果得られたいじめの端緒・予兆や重大化要因等を、各学校の設置者及び学校における未然防止等に活用することを目的に、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」、「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」として取りまとめ、令和7年11月に公表した。

エ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動、学校警察連絡協議会の開催等を通じて、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案を把握した場合には、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ、学校等との緊密な関係を構築するなどして、的確な対応を推進している。

また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

オ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関を相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

(6) 児童虐待防止のための取組

児童虐待防止対策としては、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、「民法」（明治29年法律第89号）などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として高い水準にあり、令和6年度には22万3,691件となっている。こどもの生命が

奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が依然として増加傾向にあり、また、育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきているなど、子育て世帯への支援の充実やそのための体制強化に取り組む必要があることから、令和4年6月、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等こどもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）が成立した。なお、同法においては、上記のほか、一時保護時の司法審査の導入や、こども家庭福祉の現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のための実務経験者向けの認定資格の導入等の改正も盛り込まれ、令和6年4月1日から施行（一時保護時の司法審査に関する部分は令和7年6月1日施行）されている。

また、児童虐待の予防等を目的とした令和4年改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、こども家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化する必要があることから、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において特に重点的に実施する取組を決定するとともに、令和4年12月、児童相談所の体制強化について「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定した。同プランでは、これまで「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に沿って行われてきた児童福祉司の増員等による体制強化の取組を更に進め、令和8年度末までに児童福祉司を7,390人体制とする目標を設定し、体制強化に取り組むこととしている。

さらに、民法における懲戒権に関する規定（民法第822条）が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、令和4年12月に「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号）が成立し、民法について親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる改正がされた。児童福祉法及び児童虐待防止法についても、民法の新たな規定に合わせる改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られている。

ア こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、同期間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

令和7年度は、「知らせよう あなたが あの子の声になる」を期間中の標語とし

て決定し、各種広報媒体に掲載したほか、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム withほっかいどう」やポスター・リーフレット・啓発動画等により、児童虐待防止に向けた広報啓発に取り組んだ。

また、児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び児童相談所相談専用ダイヤルを運用しており、それぞれ通話料の無料化を行い、利便性の向上を図っている。さらに、虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築に向け、令和3年度に相談システムの設計・開発を行い、令和5年2月から本格的な運用を開始している。

このほか、「こども家庭審議会児童虐待防止対策部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、事例から明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行ってきた。令和7年9月には、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告）」を取りまとめた。

第21次報告においては、心中以外の虐待死（44例・48人）では、0歳児死亡が最も多く（68.8%）、うち日齢0日児が48.5%を占めた。また、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「妊婦健康診査未受診」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

イ 文部科学省では、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等についても周知している。

また、平成31年2月の関係閣僚会議決定を受け、令和元年5月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月一部改訂）を作成し、公表するとともに、同年8月には、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、「児童虐待への対応のポイント」（令和7年11月一部改訂）を作成し、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を周知した。令和2年1月には、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、積極的な活用について周知した。



ポスター「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（児童相談所虐待対応ダイヤル189）」

このほか、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童虐待の未然防止や早期対応のため、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。

ウ 警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、早期に現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認することを徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行っている。また、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告等を実施し、児童相談所等との情報共有を図るなど、関係機関と緊密に連携しながら、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底している。

エ 法務省では、「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を設置して検討を進め、令和2年2月に取りまとめた「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、各地の法務省関係機関が有する資源・ノウハウを児童相談所等の求めに応じて提供するなど、関係機関と連携して児童虐待防止対策に取り組んでおり、法務省の人権擁護機関においては、職員や人権擁護委員による人権教室や「こどもの人権SOSミニレター」等による人権相談を実施している。

(7) 体罰等の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たったの留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組を実施してきた。不適切な指導の防止については、令和4年12月に改訂した生徒指導提要において、不適切な指導と考えられる具体例を挙げながら、体罰や不適切な言動等がいかなる児童生徒に対しても決して許されないことを示した。部活動及び地域クラブ活動に関しては、令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で適切な指導の実施を求めてきたが、令和7年12月に同ガイドラインを改定する形で策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」においても、引き続き暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶を求めている。

体罰等の根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、令和7年12月には、国公私立学校における体罰等の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は419人、不適切な指導等により懲戒処分等

を受けた者は693人となっている。

(8) こどもの性被害に係る対策

こどもの性被害に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で取組を推進している。また、弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できなかつたり、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいなどの課題を踏まえ、性犯罪の成立要件をより明確化することなどを目的として令和5年6月に成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）の趣旨・内容の周知及びこれらの法律も踏まえた厳正な対処・取締りの強化、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開、被害の申告をしやすくし、その支援を強化するための各種相談窓口の充実等、様々な取組を着実に実施し、対策の強化を図っている。

さらに、令和6年4月、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」が取りまとめられた。同年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号）が成立し、令和8年12月25日に施行される。施行後は、学校や保育所を始め、教育・保育を提供する事業者は、従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談や相談、研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認、従事者により児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合の防止措置等の取組が義務付けられる。令和7年12月に、制度の対象となる事業者が表示することができるこまもろうマークを制定し、令和8年1月には、制度の詳細となるガイドラインを策定したところであり、引き続き、制度の対象となる事業者・従事者や、こども、保護者を始めとする国民全体に対する周知等、必要な準備を着実に進めている。こうした取組を通じ、単なる制度の周知や運用にとどまらず、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現に向けて、社会全体の機運を醸成していく。

いわゆる児童ポルノ等については、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行



こまもろうマーク（認定事業者）



こまもろうマーク（法定事業者）

為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は同年7月に施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用されている。

警察では、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組等を推進している。また、警察庁ウェブサイトにおいて、「なくそう、子供の性被害。」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

さらに、文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)を踏まえ、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、内閣府と共同で「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導の手引等を作成し、令和3年4月に公表した。以降、文部科学省では、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階における授業等での活用を促し、令和7年度は、全国の学校等において「生命(いのち)の安全教育」の実施が更に推進されるよう、全校実施を目指す教育委員会等の取組を支援するほか、学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表するとともに、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえ、教材及び指導の手引きの拡充・改訂を行い、より現場のニーズに対応できるものとし、更なる普及・展開を図った。

児童生徒等に対する性暴力等の防止等については、本来こどもを守り育てる立場にある教員がこどもに性暴力等を行うということは断じてあってはならないという基本理念の下、令和3年5月には、第204回国会において議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)が衆参全会一致で成立し、令和4年4月1日から施行された(データベースに関する規定については、令和5年4月1日から施行)。

同法では、教育職員等による児童生徒等への性暴力等(以下「児童生徒性暴力等」という。)は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員・児童生徒等に対する啓発、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等(児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げとなった者)に関するデータベースの整備などが規定された。また、特定免許状失効者等に対しては、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授

与することができることが規定された。特定免許状失効者等に関するデータベースについては、令和5年4月1日から稼動しており、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用することが義務付けられている。

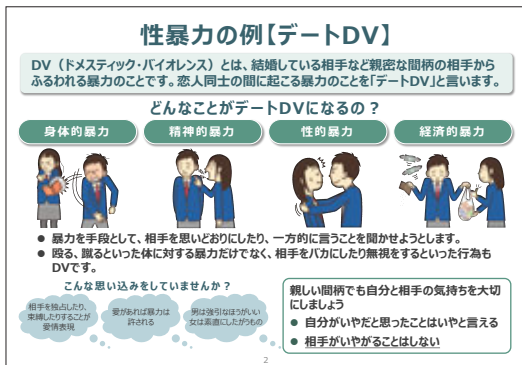
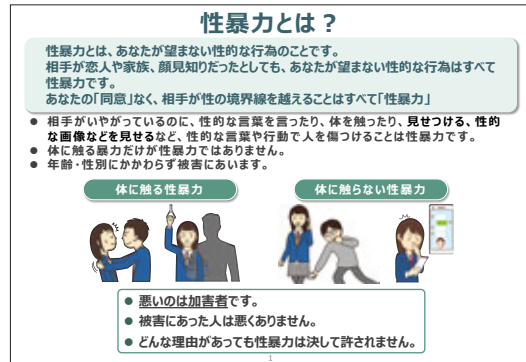
同法に基づき、文部科学省では、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を令和4年3月に策定したほか、令和5年3月には、データベースに関する規定の施行に合わせて通知を発出し、データベースの運用等に係る注意事項とともに、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策全体について、学校及びその設置者が行うべき主な対応をまとめたチェックリストを添付し、改めて趣旨や留意事項を周知した。また、教育委員会や学校における教員に対する研修や意識啓発の取組がより効果的なものとなるよう、令和4年度には、啓発動画や研修用動画、好事例集等を作成・公表した。

児童生徒性暴力等を行った保育士の再登録手続の厳格化等に関する必要な改正を盛り込んだ令和4年改正児童福祉法が令和5年4月に施行された。こども家庭庁では、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者（特定登録取消者）の情報が記録されたデータベースの運用を令和6年4月1日から開始した。

AV出演被害については、令和4年6月、AV出演被害の防止及び被害者の救済を図るため、AV出演被害防止・救済法が制定された（31頁参照）。

法務省の人権擁護機関では、性的な暴力の事例を含めたデートDVに関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」（28～29頁参照）や性的虐待の事例を含めた児童虐待に関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」（34頁参照）を作成するなどの各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談窓口の周知等を行っている。取り分け、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権の対象ではなくなった者から、AV出演被害を始めとする各種消費者トラブルに巻き込まれたなどの人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえた助言を行うなど、適切に対応している。

また、文部科学省では、卒業直前の高校生等に向けた「生命（いのち）の安全教育」啓発資料に、AV出演強要等の性産業への望まない従事等は性暴力であること等を記載するとともに、身近な被害実態、性暴力が起きないようにするためのポイント、性暴力被害に遭った場合の対策・相談先等を記載している。



「生命（いのち）の安全教育」教材、啓発資料

(9) 無戸籍対策

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法の嫡出推定制度により、夫又は元夫が子の父と推定されることとなるが、他に血縁上の父が存在すること等を理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されることなく、無戸籍のままとなることがある。このような無戸籍の発生は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題である。

法務省では、無戸籍の解消のため、①市区町村の窓口等から得られた情報により、各法務局において無戸籍者の情報を把握し、②把握した情報に基づき、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡、個別に訪問するなど、一人一人に寄り添い、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援し、③裁判費用等の相談があった場合には、「日本司法支援センター」（以下「法テラス」という。）での民事法律扶助制度について案内し、④法務省に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するとともに、各法務局において市区町村、弁護士会等の関係機関と協議会を設置するなどの「寄り添い型」の取組を進めている。また、無戸籍者やその母親等の関係者に相談を促すため、ポスター及びリーフレットの配布や、法務省ウェブサイト及び無戸籍解消の流れに関する動画等のウェブコンテンツを法改正等に対応させて充実させるなどして、周知を図るとともに、各法務局においても相談窓口を設けている。

平成26年9月から行っている無戸籍者に関する情報集約により、累計5,331人の無戸籍者を把握し、そのうち合計4,662人の方が戸籍に記載されたところであり（令和8年3月10日現在）、引き続き無戸籍の解消のための取組を進めていくこととしている。

さらに、無戸籍が発生する原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制度の見直し等について、母の婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定すること等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律が、令和4年12月10日、第210回国会（臨時会）において可決成立し、同月16日に公布、嫡出推定制度の見直し等に関する規定については令和6年4月1日に施行されている。本改正によって、嫡出否認の訴えを提起することができる者の範囲及び出訴期間が見直されるとともに、施行前に生まれた子や母についても、施行日である令和6年4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能となったことから、施行前の令和5年12月11日に、無戸籍と把握している方に対して、個別に改正法の内容を通知するなどした。その上で、令和7年2月にはフォローアップ調査として全国の法務局に対し、アンケート調査を実施するとともに、改正法の経過措置規定の対象となる方のうち、特に必要な裁判上の手続をとる見込みのある方に対しては、その期限内に確実に手続がとられるよう改めて適切な働きかけを行うことを求める事務連絡を发出した。その後、全国の法務局に対し実情を把握するための調査をした上で、無戸籍者ゼロに向けて今後取り組むべき事項等を議論するため、令和8年3月に無戸籍者ゼロタスクフォースを開催した。



無戸籍でお困りの方へ
(法務省ウェブサイト)



ポスター
「戸籍に記載されていない方へ」



リーフレット
「あなたや子どもの戸籍をつくる
第一歩を私たちが支えます」



リーフレット
「子どもの戸籍のこと
一人で悩まずご相談ください」



(10) 条約等の周知

外務省では、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の適確な実施に、関係府省庁と協力して努めており、条文その他の情報を外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>) に掲載し、その内容の周知に努めている。

文部科学省では、毎年開催している「人権教育担当指導主事連絡協議会」等において、同条約等の周知に努めている。

こども家庭庁では、こども基本法の規定や同法附帯決議、こども大綱を踏まえ、令和6年度に実施した児童の権利条約の認知度調査（簡易版）等を参考として、条約の趣旨や内容についての効果的な周知啓発に努めている。また、児童の権利条約に関する情報をこども家庭庁ウェブサイト (<https://www.cfa.go.jp/policies/international/convention>) に掲載している。

(11) 保護者の信仰に起因した被害者等に対する支援の取組

「旧統一教会」問題に端を発して、社会的に問題となっている宗教2世・3世と呼ばれるこどもや若者が抱える様々な悩みについては、取り分け被害が潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、これらの被害を救済するため、関係各機関が緊密な連携を図りつつ、適切な対策を講ずることが必要となる。

令和6年1月16日に設置された「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」の第1回会議（同月19日）において取りまとめられた、「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策に基づき、関係府省庁において、各種取組を推進しているところである。令和8年3月に旧統一教会の清算手続が開始されたが、同閣僚会議幹事会において、「清算手続開始後の『旧統一教会』問題の被害者等支援策」が取りまとめられたことを受け、引き続き、支援策を継続することとしている。

(12) こどもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置しているほか、若年層でも利用しやすいチャット人権相談（法務局LINEじんけん相談）を全国で受け付けるなど、こどもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、令和7年8月27日から9月2日までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」とし、これらの相談窓口の平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。

また、法務省ウェブサイト上の「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」 (<https://www.jinken.go.jp/>) のほか、1人1台端末等からインターネットブラウザを

介して相談可能な「こどもの人権SOSチャット」を開設するとともに、「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払いの便箋兼封筒）を全国の小・中学校の全児童生徒に配布しており、子どもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めている。

これらの人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害など、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

特に、児童虐待については、「こどもの人権SOSミニレター」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し、虐待の疑われる事案を認知した場合は、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けたこどもの人権救済を図っている。

なお、「こどもの人権SOSミニレター」等を端緒に人権侵犯事件として立件し、令和7年中に救済措置を講じた具体例については、資-48頁のとおりである。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
こどもの人権110番相談件数	15,419	16,824	19,251	13,971	13,058

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
こどもの人権SOSミニレター相談件数	11,194	8,710	7,511	7,677	6,713

(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター「こどもの人権110番」



ポスター「『こどもの人権相談』強化週間」

小学生用

こどもの人権

SOS

ミニレター



ひみつは
守るよ

ひみつを書いて
ポストに入れてね!
(切手はいらないよ)



ひみつは
守るよ

こどもの人権 SOSミニレターって?

あなたが悩んでいたたり困っていることを、あなたの方になってくれる人が読んで
必ず返事をくれる手紙だよ。

どんなことでもいから、この裏面に相談したいことを書いて送ってね。

お友達が困っているときも相談してね。

※相談内容によっては、関係機関とともに対応することがあります。

このレターは、SOSミニレター専用紙に印刷されています。
SOSミニレター専用紙を印刷して送ると、印刷された印刷版を
返却することができません。

入って?



入って?

どうして返事をくれるの?

みなさん二人のとりが、
書きに来たことのために
大急ぎで返すことだよ。

みなさんの人権を守る仕事を
している人権擁護委員や法務
局の職員が返事をしますよ。

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

SOSミニレターの
使い方

1 困っていること、悩んでいること、悩んでいることがある人は・・・

2 それをSOSミニレターに書いて、送ろう!

3 人権擁護委員や法務局の職員があなたの悩みについて返え、返事をしますよ。

SOSミニレターの他に、「電話」、「LINE」(チャット)、「メール」で相談することもできるよ。

電話で相談

こどもの人権 110番

☎0120-007-110

(受付時間)平日 午前9:30～午後5:15

LINEで相談

LINEじんけん相談

こちらから友だち追加してね

(受付時間)平日 午前9:30～午後5:15

学校のタブレット(1人1台設置)で相談

こどもの人権 SOSチャット

こちらからアクセスできるよ

(受付時間)平日 午前9:30～午後5:15

メールで相談

こどもの人権 SOS-eメール

こちらからでもアクセスできるよ



いつも持っていてね!

届ったことをなんでも相談してね。

通信無料 こどもの人権 110番

☎0120-007-110

(受付時間)月曜日～金曜日 午前9:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからも利用できます。
※お電話の際は、お名前をお知らせください。



こどもの人権SOSミニレター (小学生向け)

4 高齢者

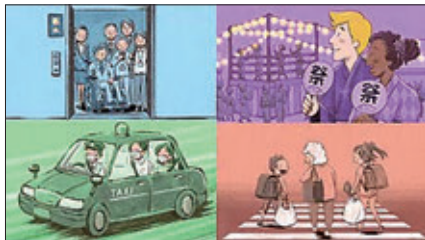
我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっており、高齢化はますます進行している。

このような中、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高齢者の親族等による本人の財産を不当に処分する等の経済的虐待等といった高齢者の人権問題は、依然として深刻な状況にある。

(1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「高齢者の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、高齢者虐待防止等をテーマとした啓発動画「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を全国の法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

令和7年度は、高齢者虐待に関する事例や認知症



啓発動画
「『誰か』のことじゃない。
—支え合う共生社会の実現に向けて—」



啓発動画「あなたは大丈夫？
考えよう！高齢者の人権」

について考え

ることを通じて、高齢者の人権について学ぶための教材として、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！高齢者の人権」を作成した。また、高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画についても、YouTube法務省チャンネルで配信している。

(2) 高齢者福祉に関する普及啓発

厚生労働省では、令和7年9月15日の「老人の日」から同月21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう 健康長寿と地域共生社会」を標語とする「令和7年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。

また、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深め

るため、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定められている。厚生労働省では、認知症の人や関係団体等とともに、「新しい認知症観」（注1）の理解を促進していくことから、ポスター及びリーフレットの作成・周知を行い、全国各地で行われるイベントの情報とともにウェブサイト上でも掲載し、「認知症の日」及び「認知症月間」の普及啓発を図った。さらに、大阪・関西万博において、認知症に関するエリアを出展し、認知症の人が生きる世界・見える景色のVR体験や認知症希望大使（注2）による認知症の人本人のメッセージなどを紹介する展示等を実施した。

（注1）認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

（注2）認知症を自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する者

（3）学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

（4）高齢者の学習機会の充実

令和6年に策定された「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）においては、オンラインの活用も含めた多様な学習機会の提供を図ることとしており、公民館等の社会教育施設等において、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

（5）ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「エイジレス社会の構築に向けて」をテーマに、令和7年10月に「高齢社会フォーラム」を熊本県熊本市で開催した。

また、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は、個人32人及び32団体を選考し、内閣府ウェブサイト等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

(6) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

(7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。令和7年10月1日からは、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、同ダイヤルの2番において高齢者の人権に関する相談を受け付けている。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事案として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者に対する暴行・虐待	131	81	107	95	72
社会福祉施設における 高齢者に対する人権侵害※	16	23	19	14	14

※令和6年までは、「高齢者福祉施設における人権侵害」の件数として集計。
（法務省人権擁護局の資料による）

5 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

障害者施策については、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要である。我が国では、令和5年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第5次）」に基づき、同年4月から障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁が連携し、同計画に基づく施策を着実に実施しているところである。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。また、令和6年4月には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする同法の改正法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）。以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行されている。

また、平成30年12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され、同法に基づき、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめて公表している。

加えて、令和6年7月3日の旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で国の損害賠償責任を認める最高裁判決を受け、政府は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての府省庁の閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置した。この本部の下、障害当事者からの意見聴取を重ねつつ検討を進め、同年12月27日に、子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進、公務員の意識改革に向けた取組の強化、ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化等を柱とする、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（以下本項において「行動計画」という。）を策定した。行動計画では、「これまで障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視はあってはならないものである。」とし、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、「我が国は、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害のない人を基準とし障害のある人を劣っているとみなす態度や行動と決別しなければならない。」とされている。

(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）では、毎年12月3日から同月9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞者に対する内閣総理大臣表彰、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための、オンラインセミナー及び体験をテーマにした障害の特性を知っていただくためのワークショップの開催等、国民意識の向上に向けた取組を行った。

令和7年5月には、行動計画に基づき、インクルーシブな社会に向けて、障害の有無にかかわらず楽しみ、交流することができる相互理解のきっかけをつくることを目的とするイベント「ともともフェスタ2025」を迎賓館で初めて開催した。行動計画では、このほか障害のある人による支援や啓発の取組として、障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発活動について一覽的に内閣府ウェブサイトで情報発信することとしている。

また、令和7年6月に公布・施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」では、9月23日を「手話の日」と定めている。内閣府では、同日にオンラインシンポジウムを開催するとともに、同日、レインボーブリッジのブルーライトアップを実施した。

これに続き、令和8年3月まで、鳥取県、静岡県、京都府、福岡県、岩手県において、地元の聴覚障害者団体の協力のもと、ブース出展（パネル展示、手話教室、「聞こえない」体験等）、講演会等を実施した。このほか、学校生活の場面などを舞台とする手話学習の動画を内閣府ウェブサイトに公開することとしている。



ポスター「障害者週間」



ポスター「ともともフェスタ」

(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、啓発動画「知っていますか？ 障害者差別解消法」や啓発冊子及び啓発動画「障

害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～〈改訂版〉、障害のある人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画『誰か』のこと じゃない。(障害のある人編)」等の様々な啓発資料について、全国の法務局・地方法務局での配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

なお、啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料には、音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

令和8年2月7日には、「『あなた』と『わたし』がつながるシンポジウム～『気づき』がつくる共生社会～」をオンライン開催し、障害の有無にかかわらず人が心でつながる共生社会に向けて、今日からできる行動を一緒に考え、行動につなげてもらうことを目的として、「障害の社会モデル」や「心のバリアフリー」について、講演で“知り”、疑似体験を通して“感じ”、みんなで“考える”3つのプログラムを障害当事者等の参画を得て実施した。

さらに、全国の法務局・地方法務局においては、社会福祉協議会などと連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、パラスポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）等と、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」に関する人権擁護委員による人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施した。



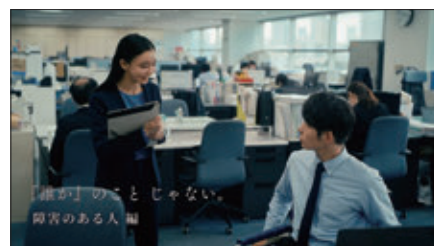
啓発動画
「知っていますか？ 障害者差別解消法」



啓発冊子
「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～〈改訂版〉」



「『あなた』と『わたし』がつながるシンポジウム」



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」



イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ウェブサイトの開設を行っている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hojoken/index.html）。

(3) 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等

内閣府では、令和6年4月の改正障害者差別解消法を踏まえ、事業者や行政機関への周知や、相談体制の充実等に取り組んでいる。

（周知啓発・事業者に向けた調査）

改正障害者差別解消法においては事業者による合理的配慮の提供が義務化された。これを踏まえ、障害のある講師による講演を含む、企業担当者のためのオンラインセミナーを開催し、障害者差別解消法の概要や企業での取組について講演を配信した。

また、令和8年1月に、行動計画に基づき、民間企業や業界団体における対応指針への対応状況に関する調査を実施した。

（公務員に向けた周知啓発）

行動計画に基づき、内閣府では、多様な種別の障害当事者を検討に加え、障害当事者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた障害者差別解消のための公務員向け研修教材を新たに作成し、全府省庁の幹部職員向け研修を内閣人事局と共催し実施した。令和8年度には、一般職員向けにも職員研修が開始される予定である。

また、地方公共団体の職員向けの障害者差別解消法に関する研修会を全国6か所で実施した。

（相談体制の充実）

地方公共団体における障害者差別に関する相談窓口の設置促進に取り組んでおり、約6割の自治体でワンストップ相談窓口が設置されている（令和7年4月現在）。また、内閣府では、「つなぐ窓口」を同年4月から本格実施し、障害を理由とする差別に関する相談に対して法令の説明や適切な窓口等につないでいる。同年9月には専用のサイトを新設し、従来の電話・メールに加え、相談フォームを導入した。また、事前登録なしで電話リレーサービスを利用できる手話リンクも導入した。令和7年度は2,094件の相談を受け付けた。

（事例収集・共有の強化）

行政機関等や事業者における障害者差別解消の取組に資するよう、「不当な差別的取扱い



障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト

の禁止」、「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体的事例208件を、検索機能を持つ「障害者差別解消に関する事例データベース」に掲載している（令和8年3月末現在）。



障害者差別解消に関する事例データベース

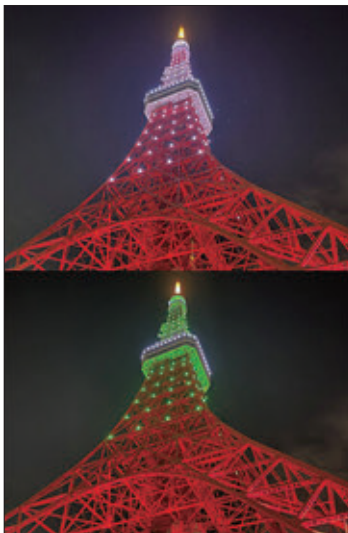


「つなぐ窓口」専用ウェブサイト

(4) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。

また、10月10日「世界メンタルヘルスデー（国際記念日）」に合わせて、厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、令和元年から精神障害者に対する理解を深めるための啓発イベント等を開催している。令和7年においては、昨年に引き続き、人気キャラクターを応援サポーターとした2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）・東京タワーでの広報活動や各自治体等への普及啓発資材の配布を行い、厚生労働省の世界メンタルヘルスデー特設サイトにて当日の様子を掲載した。



東京タワーのシルバーとグリーンライトアップ（令和7年10月10日／写真：特定非営利活動法人シルバーリボンジャパン）



2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）イベントポスター（資料：厚生労働省）



世界メンタルヘルスデー 2025（厚生労働省ウェブサイト）

(5) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう、連続性のある多様な

学びの場を整備することが大切である。文部科学省では、障害のあるこどもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」や医療的ケアを行う「医療的ケア看護職員」を法令上位置付けるとともに、各学校における配置実績を踏まえて、年々拡充を図ってきたところである。

また、小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数化するとともに、平成30年3月には「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」（昭和37年政令第215号）を改正し、平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした。令和5年3月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通級による指導の充実も含め、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について各教育委員会等に周知した。さらに、令和6年度から、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っている。

イ 障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」及び平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」において、障害のある人の生涯学習の推進について初めて明記され、それぞれ現行の計画に引き継がれている。

文部科学省では、障害者の生涯学習の支援推進のため、調査研究による現状分析・課題整理に基づき、市町村や民間団体、大学等の多様な主体による障害児者の生涯学習プログラムの開発や、都道府県が主体となる持続可能な体制整備等に関する実践研究を実施するとともに、それらの研究成果を普及するなどして、障害者の学校から社会への移行期及び人生の各ステージにおける学びの機会充実を図っている。

特に、障害のある人の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組については、平成31（令和元）年度から、上記研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催し、令和7年度は全国18か所において開催した。令和7年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA 2025」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。また、障害のある人の生涯学習を支える活動について他の模範と認められるものに対して、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。令和7年度は、長年にわたる個人・団体の功

績を称える「功労者表彰」について43件、新しいチャレンジや分野を超えた連携の成果が認められた「奨励活動表彰」について8件を表彰したほか、これらの活動が、今後のモデルとなり各地で広く展開されていくことを期待し事例集を作成した。このような、多様な学びの場づくりに関する情報について「共生社会のマナビ 障害者の生涯学習推進ポータルサイト」で発信している。

(6) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け、世界自閉症啓発デー日本実行委員会に参画し他の委員との協力の下、啓発活動に取り組むなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても、世界自閉症啓発デーや4月2日から同月8日までの「発達障害啓発週間」において、様々な啓発活動が実施されている。

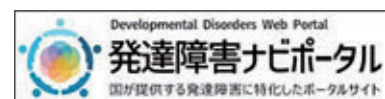
また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及び支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。発達障害者の暮らしや支援に関連する教育や福祉、医療、保健、労働等、様々な分野にまたがる情報を国民へ提供するため、発達障害ナビポータル (<https://hattatsu.go.jp/>) を、文部科学省と厚生労働省の協力の下、発達障害教育推進センター（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）と発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が共同で構築し、令和3年度から運用している。発達障害ナビポータルでは、支援者向けの研修コンテンツや当事者・家族向け情報検索ツールの公開、外国につながるある発達障害児者と家族、支援者への情報提供、災害時の発達障害児者支援に関する情報発信等を行っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み、発達障害者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が平成28年5月25日に成立した。本改正に基づき、国及び地方公共団体によるライフステージを通じた切れ目のない支援の実施や、家族等も含めたきめ細かな支援を推進し、発達障害者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制の構築が進められている。

イ 発達障害の可能性も含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも一定の割合で在籍していることが令和4年に実施した調査で明らかになった。その



ポスター
「世界自閉症啓発デー」



発達障害ナビポータル

ため、そうした支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、切れ目ない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教師が発達障害を含む障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害のある児童生徒等に対する支援の充実につなげるため、前記5(5)アの取組に加え、令和6年度に引き続き、効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職を始めとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築に向けた取組を実施している。これに加え、令和7年度から、発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援等、切れ目のない支援体制の構築に向けた取組を新たに実施している。これらの取組により得られた成果については、今後取りまとめた後、周知を図る予定である。

(7) 障害のある人の雇用の促進等

ア 障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、職業を通じた社会参加を進めていくことができるよう、各般の施策を推進してきた。

厚生労働省では、ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、障害のある人と事業主双方に対して、就職準備段階又は募集の準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援、障害者就業・生活支援センターにおける就業面と生活面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を実施している。

平成25年の障害者雇用促進法改正では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を規定し、平成27年3月には「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）及び「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）の策定等を行うことで、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図ってきた。

さらに、障害者雇用が着実に進展する中で、多様な就労ニーズへの対応や雇用の質の向上の推進を図る観点から、令和4年に障害者雇用促進法の一部が改正され、令和7年10月1日に全面施行されている。また、障害者雇用率制度の在り方や雇用の質の向上など、引き続き検討が必要な事項については、次期の障害者雇用率の設定や制度改正に向けて、令和6年12月から開催された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」において議論され、令和8年2月に報告書を公表した。今後、労働政

策審議会障害者雇用分科会において制度設計の具体化に向けた議論が進められることとなる。

イ 障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（アビリンピック）を開催している。

直近では、令和7年10月17日から同月19日までの間、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び愛知県の主催により、第45回大会が同県で開催された。

(8) 障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であることに鑑み、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月に施行された。

同法においては、何人も障害者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、障害者虐待防止法の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ウェブサイトで公開している。



わかりやすい障害者虐待防止法
パンフレット

(9) 旧優生保護法に関する取組

昭和23年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定していた。同法が母体保護法に改正される平成8年までの間、

旧優生保護法に基づき、約2万5,000件の優生手術が実施された。

令和6年7月3日、「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」について、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とする最高裁判決が言い渡された。同年9月30日、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会との間で、「基本合意書」が締結された。この「基本合意書」に基づき、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団等と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行うこととしており、令和7年3月27日、同年9月30日に「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」が開催された。

また、最高裁判決を踏まえ、平成31年4月24日に公布・施行された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の全部を改正し、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた者等に対する補償金等の支給等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（令和6年法律第70号。以下「補償金等支給法」という。）が令和6年10月8日に議員立法により全会一致で可決・成立し、同月17日に公布、令和7年1月17日に施行された。

こども家庭庁では、補償金等支給法に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対する補償金等の支給を行っている。また、補償金等の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、手話・字幕付きの動画や点字版リーフレット、特設サイト、新聞広告等による周知広報を実施するとともに、都道府県及び関係団体に対して積極的な周知広報を依頼する等、制度の周知に取り組んでいる。

(10) 障害者権利条約に関する取組

我が国は、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号）を締結した。同条約は、障害のある人の人権や基本的自由を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

締約国から選ばれた18人の専門家から構成される障害者権利委員会においては、日本人委員として2人目となる田門浩委員が活動を行っている（任期令和7年1月～令和10年12月）。

外務省では、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、条約の概要や意義等について、分かりやすく利用しやすいパンフレットやウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）の作成を通じて広報して

いる。

(11) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。令和7年10月1日からは、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、同ダイヤルの3番において障害者の人権に関する相談を受け付けている。また、特別支援学校高等部卒業予定者や障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
障害のある人であることを理由とする人権侵犯※1	112	107	149	171	212
社会福祉施設における障害のある人に対する人権侵犯※2	22	27	31	40	13

※1 令和6年までは、「障害のある人に対する差別待遇」の件数として集計。
 ※2 令和6年までは、「障害者福祉施設における人権侵犯」の件数として集計。
 （法務省人権擁護局の資料による）

6 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況は大きく変化した。

こうした状況の中、平成28年12月、部落差別解消推進法が施行され、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発が国の責務及び地方公共団体の努力義務として定められた。部落差別（同和問題）については、部落差別解消推進法及び附帯決議のほか、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（令和2年6月）の調査結果（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html）を踏まえ、的確に対応していく必要がある。

(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「部落差別（同和問題）を解消しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、「部落差別解消推進法リーフレット」の配布や、啓発動画「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』／『同和問題 未来に向けて』」の全国の法務局・地方法務局における貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信を行っている。

さらに、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。（部落差別（同和問題）編）」や、スポット映像「出身地等の差別」編をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発動画「『誰か』のことじゃない。」

(2) **学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組**

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、部落差別解消推進法の趣旨等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権教育に関する情報提供を行い、人権教育の着実な推進を図っている。

(3) **公正な採用選考システムの確立**

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力に基づいた基準により採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ② 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催
- ③ 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ④ 公正採用選考に関する特設サイトの運用、公正採用選考について解説した啓発用動画の掲載
- ⑤ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施



パンフレット
「公正な採用選考をめざして」



ポスター
「その質問…「面接」で必要ですか?」

(4) **農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動**

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における部落差別（同和問題）を始めとした広

範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

(5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

(6) 不動産取引業者に対する指導及び人権問題に関する研修の実施

国土交通省では、これまで、不動産業の業界団体に対し通知を発出し、人権問題に関する教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請している。また、宅地建物取引士の法定講習科目に人権問題を設定し、部落差別（同和問題）を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施している。

(7) えせ同和行為の排除に向けた取組

部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求めるえせ同和行為は、部落差別（同和問題）の解消を阻む要因となっている。政府は、えせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降12回にわたりアンケート調査を実施しており、直近の令和6年度の調査結果を法務省ウェブサイトで公表している（<https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。また、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引を作成し、全国の法務局・地方法務局で配布するとともに、法務省ウェブサイトで公表している（<https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf>）。

さらに、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、令和8年4月現在で1,103の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、全国の法務局・地方法務局での配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
えせ同和行為に関する相談件数	11	8	10	11	5

（法務省人権擁護局の資料による）

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和7年度	1	0	0	0	0	1	0	0	3	5
令和6年度	3	0	0	0	1	2	0	0	5	11
令和5年度	2	0	0	0	0	1	1	1	5	10
令和4年度	2	0	0	2	0	1	0	0	3	8
令和3年度	3	0	1	2	0	2	0	0	3	11

(法務省人権擁護局の資料による)

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ 経済産業省では、中小企業・小規模事業者等に対して「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為対策に関するリーフレットを配布した。

(8) 部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	308 (296)	433 (414)	448 (430)	499 (475)	509 (494)

※（ ）内は、インターネット上の識別情報の摘出事案の件数。

(法務省人権擁護局の資料による)

7 アイヌの人々

日本列島北部周辺、取り分け北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるアイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、今日では、その文化等の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

(1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。

平成31年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が成立し、令和元年5月に施行された。アイヌ施策推進法では、アイヌの人々が先住民族であるという認識を示し、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組をアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部会合を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進している。

令和2年7月には、アイヌ文化の復興等の拠点として、北海道白老郡白老町のポロト湖畔に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しており、令和7年度は約29万人が来場し、自然と共生してきたアイヌ文化に触れることを通じた理解の促進が図られた。

(2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発

ア 文化庁や国土交通省等では、アイヌ施策推進法に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承及び学習に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27年度から「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を実施している。さらに、同年度からアイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資

するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を開催している。令和7年度は、沖縄県石垣市において、対面式で開催した。また、同7年度から「危機言語話者の育成事業」も開始し、アイヌ語を対象に平取町で実施した。

イ 文化庁では、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費への補助を行った。

(3) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組

ア 法務省の人権擁護機関では、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発動画の配信等、各種人権啓発活動を実施している。

令和7年度には、内閣府の政府広報提供ラジオ番組に出演したほか、インターネット広告や啓発動画「アコロ青春 a=kor アコロ [アイヌ語で「私たちの」]」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

なお、本啓発動画について、令和5年6月、内閣官房、法務省、国土交通省及び文化庁は、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、北海道への遠足・修学旅行等の事前学習教材として活用するよう依頼を行った。

また、法務省は、令和7年2月、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、修学旅行等でアイヌの人々に関する学習を実施予定の学校等を始め、アイヌの歴史・文化に関心のある学校等において、積極的に人権教室を活用するよう依頼を行った。

さらに、アイヌの人々に関する人権相談について、法務局と北海道との連携体制を構築するほか、法務局では北海道内の生活館等において、令和6年度からアイヌの人々の要望に応じた特設人権相談所を開設している。加えて、令和4年5月から人権教育啓発推進センターが実施する「アイヌの方々のための相談事業」について、法務省の人権擁護機関と連携している。

イ 厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。



啓発動画
「アコロ青春 a=kor アコロ
[アイヌ語で「私たちの」]」



インターネットバナー広告

(4) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

小学校学習指導要領では、社会科において、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史を持ち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、同解説において、その学習の際には、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする」ことが明記されている。また、中学校学習指導要領では、社会科において、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことが明記されている。

さらに、高等学校学習指導要領では、必修科目である「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触れること」が明記されている。各学校においては、これらの学習指導要領に基づき、アイヌに関する指導が行われている。

加えて、北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

(5) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差が見られる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

(6) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アイヌの人々であることを理由とする人権侵害※	0	1	6	1	0

※ 令和6年までは、「アイヌの人々に対する差別待遇」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

8 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。

我が国に入国する外国人は、令和7年には約4,243万人（再入国者を含む。）と前年に比べ約565万人増加した。また、我が国に在留する外国人数は約413万人（令和7年末現在）で、過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人のこどもが公立学校に就学しやすい環境を整備している。

令和7年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は15万1,118人（文部科学省「学校基本統計」、毎年実施）である。

また、令和7年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、7万3,313人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施）となっており、令和5年度調査より1万5,595人（約27.0%）増加している。

さらに、令和7年に実施した学齢相当の外国人のこどもの就学状況に関する全国的な調査では、約9,200人の外国人のこどもたちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が示されている。

(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発動画「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」及び「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」や、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画『『誰か』のこと じゃない。(外国人編)』など外国人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信したほか、外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子を全国の法務局・地方法務局で配布している。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

イ 厚生労働省では、毎年6月を「外国人雇用啓発月間」とし、労働条件等のルールにのっとった外国人雇用等について、事業主等に対し、周知・啓発を行っている。令和7年度においては、「知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、積極的な周知・啓発活動を行った。

(2) 学校等における国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進

国際社会においては、こどもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、平成31年4月に中央教育審議会に対し、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討し、令和3年1月26日に『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』が取りまとめられた。さらに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人のこどもの就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に地方公共団体に通知した。また、外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、全ての教師や支援員等がこどもたちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討するため、令和7年3月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、検討を進めている。これらの取組に加え、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（義務教育段階：平成26年1月14日公布、同年4月1日施行。高等学校段階：令和4年3月31日公布、令和5年4月1日施行））

- ② 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に実施
- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 就学に課題を抱える外国人のこどもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業の実施
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修の実施
- ⑥ 外国人児童生徒等のことばの力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる能力記述文及び対話型アセスメントの普及
- ⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及
- ⑧ 学校や教育委員会等が、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の取組事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」の普及
- ⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の普及
- ⑩ 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣の実施
- ⑪ 外国人児童生徒等の指導を担う教師が必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツ及び来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツの普及
- ⑫ 高等学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の普及
- ⑬ 外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究の実施

(3) 外国人の受入れと秩序ある共生のための取組

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）では、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則も規定している。また、同法に基づき設立した外国人技能実習機構では、母国語相談窓口を設け、人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応するなどして、技能実習生の保護に努めている。

さらに、平成31年4月1日には、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行って

もなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設している。

特定技能制度においても、外国人に対する人権侵害の防止が重視されており、出入国在留管理庁では、申請及び届出に係る厳格な審査・調査や受入れ機関及び登録支援機関に対する必要な指導・助言などにより制度の適切な運用を図り、日本人と同等額以上の報酬の確保や差別的な待遇の排除に取り組むとともに、特定技能1号の外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援が着実に実施されるよう努めている。

技能実習制度及び特定技能制度については、令和6年6月14日、第213回国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」（以下これらを総称して「改正入管法等」という。）が成立し、同月21日に公布された。

この改正入管法等により国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設された。

育成就労制度では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、監理支援事業を行う監理支援機関の許可基準を厳格に定め、外国人技能実習機構を改組し、外国人育成就労機構を設けるほか、やむを得ない事情がある場合のほかにも、一定の要件を満たす場合には、技能実習制度においては認められていなかった本人意向の転籍を認めることとするなどの措置を講じている。また、特定技能制度では、1号特定技能外国人支援の実施の委託を登録支援機関のみが行うことができることとするなどの措置を講じている。

直近の取組としては、令和7年10月1日までに登録支援機関の要件や監理支援機関の許可基準等を定めた特定技能制度及び育成就労制度の関係政省令等が公布された。また、令和8年1月23日に両制度の受入れ対象分野、受入れ見込数、当該分野において求められる人材の基準等に関する事項などを定める「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が閣議決定されるなど、改正入管法等の施行（令和9年4月1日までに施行）に向け、着実に準備を進めている。

また、この改正入管法等により、法務大臣が永住許可をするに当たっての要件を一層明確化するとともに、その要件を満たさなくなった場合について措置を講ずるため、故意に公租公課の支払をしないことなどを永住者の在留資格の取消事由として追加した。令和8年秋までを目途に在留資格を取り消すことが想定される事例等についてガイドラインを策定し、公表する予定である。

外国人の受入れに当たっては、外国人を社会の一員として受け入れ、その生活環境を整備していくことが重要であるため、平成30年12月25日に関係閣僚会議において決定さ

れた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、在留外国人への情報提供・相談対応を多言語で行う一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体に対して外国人受入環境整備交付金による支援を行っているほか、関連施策を積極的に推進してきた。

さらに、令和4年6月14日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において我が国が目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョン、その実現に向けて、中長期的に取り組むべき課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定された。これに基づき、令和6年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定めて、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成を図るための取組を実施しており、令和7年度においては、令和8年1月18日に会場参加型の啓発イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催したほか、同月間を中心に全国の小中高校等において、共生施策ややさしい日本語に関する授業を行う出前講座を実施するなど、各種広報・啓発活動を重点的に実施した。

令和8年1月23日には、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示す「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たに取りまとめ、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すこととした。



ポスター
「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」

(4) 条約等の周知

外務省では、人種差別撤廃条約関連文書を、外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>) に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(5) ウクライナ避難民に関する取組

令和4年(2022年)2月24日のロシア軍によるウクライナ侵略を受け、ウクライナから近隣国等への多数の避難民が発生した。政府では、内閣官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと支援を行っている。

出入国在留管理庁では、これまでウクライナ避難民の方々に対し、緊急措置として生活費支援等を行ってきたところ、ウクライナ避難民のような紛争避難民等の真に保護すべき方々をより確実に保護していくために、補完的保護対象者の認定制度を創設し、補完的保護対象者に対する支援の中でウクライナ避難民に対する支援を行っている。制度

開始後は、補完的保護対象者として認定された方に対し、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど、我が国での自立に向けた支援を行っている。

厚生労働省では、令和4年4月から、医療機関向けの遠隔医療通訳サービスの中で、ウクライナ語については無料で利用できるよう支援を開始し、令和7年度も引き続き支援を実施したほか、令和4年6月には、医療機関向けにウクライナ語での説明資料を公開した。また、同年4月に、ウクライナ避難民の方々に向けて、出入国在留管理庁から子育て支援サービスとして、一時預かり事業、保育所、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、幼稚園、児童手当を掲載したチラシを送付し案内したことを踏まえ、地方公共団体に対し、ウクライナ避難民の方々から子育て支援に関する相談を受けた場合の積極的な支援を依頼した。さらに、全国のハローワークにおいて、ウクライナ避難民への就労支援を実施しており、ウクライナ語によりハローワークを周知したり、外国人雇用サービスセンター（東京、名古屋、大阪、福岡）にウクライナ語通訳を配置したりするなどして、就労支援に取り組んでいる。

文部科学省では、ウクライナ避難民のこどもの教育機会の確保や日本語教育の体制の整備、ウクライナ避難民への支援に関する一元的な問合せ窓口の設置等に取り組んでいる。

(6) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による人権相談に対応している。

また、「外国語人権相談ダイヤル」（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通））を設置し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に応じている。

さらに、「外国語インターネット人権相談受付窓口」（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>）を開設しており、上記と同様の10言語による人権相談を受け付けている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
外国人であることを理由とする人権侵害※	59	47	83	98	55

※ 令和6年までは、「外国人に対する差別待遇」の件数として集計。
（法務省人権擁護局の資料による）

Foreign-language Human Rights Hotline.

がいにこくごうがけんさうだんたいさる
外国語人権相談ダイヤル

你好 Hola Hello

English	Don't struggle alone. Please call the "Foreign-language Human Rights Hotline".	中文	请不要一个人去烦恼，可以拨打“外国人权咨询热线电话”。
한국어	혼자서 고민하지 마시고 "외국인 인권 상담ダイヤル"로 전화하세요.	Filipino	Magulangang tumulong sa "Hotline Para sa Kinatawag, Partida ng Hukong Demokratiko" nang hindi mag-isa sa mag-isa.
Português	Não guarde suas preocupações, ligue para o centro de consulta sobre direitos humanos em idiomas estrangeiros.	Tiếng Việt	Đừng giữ nỗi lo lắng một mình mà hãy liên hệ số điện thoại của "Trung tâm tư vấn nhân quyền dành cho người nước ngoài".
नेपाली	एकै छिन्नुभन्दा अघि, "विदेशी मानव अधिकार सल्लाहकार"सँग सम्पर्क गर्नुहोस्।	Español	No sufra en silencio, llame al "Centro de consulta para nacionales de otros países, humanos en idiomas extranjeros".
Bahasa Indonesia	Jangan khawatir sendirian, silahkan hubungi "Taman Pengajian Kewarganegaraan Asing" melalui saluran telepon asing.	ภาษาไทย	อย่าวิตกกังวลคนเดียว โทรมาขอความช่วยเหลือที่ "ศูนย์บริการและช่วยเหลือชาวต่างชาติ"

0570-090911

平日(Weekdays) 9:00~17:00

Call rates will be charged.
※電話料金が掛かります。

法務省人権擁護局 ● Human Rights Bureau, Ministry of Justice

ポスター「外国語人権相談ダイヤル」

9 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

特定の民族や地域的身元など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなど社会問題化するようになった。

こうした状況の中、平成28年6月にヘイトスピーチ解消法が施行され、政府は、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な取組を進めているが、一部の地域においては、依然としてヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が継続して行われており、インターネット上でのヘイトスピーチも後を絶たず、いまだ問題となっている。

(1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、ヘイトスピーチがあってはならないということの理解を促進するための人権啓発活動に積極的に取り組んでいる。

具体的には、ヘイトスピーチに関するアニメーション動画を活用したデジタル教材の制作・公開に取り組んだほか、ポスター・リーフレットによる啓発やインターネットバナー広告を実施したり、スポーツイベントと連携したりするなどした人権啓発活動を実施した。また、外国人向けに政府広報オンラインで取組の紹介も行った。

さらに、法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html) において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、上記取組や、法務局・地方法務局におけるヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等について紹介するほか、SNSにおいて定期的にコラムを配信するなどの情報発信等を実施している。

加えて、令和7年11月19日に、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会ヘイトスピーチ対策専門部会を開催し、関係省庁及び地方公共団体との間で、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組等について情報共有を行った。

そのほか、ヘイトスピーチが多様化している現状を踏まえ、ヘイトスピーチの実態を把握して解消に向けた施策を推進するため、ヘイトスピーチの実態調査を実施することとし、令和7年度は、ヘイトスピーチの発生状況を適切に把握するための方法を検討するため、「ヘイトスピーチに関する実態調査の内容、手法等に係る有識者検討会」を開催した。同検討会は、令和8年3月、検討の結果を取りまとめ、基本的な考え方を示した。

イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することと

している。

ウ 文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をめぐる人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ヘイトスピーチに関する人権侵犯※	－	－	－	－	54

※ 令和7年から集計を開始。
(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター
「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、許さない。
(インターネット編)」



デジタル教材
「なくそう!ヘイトスピーチ」



10 感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）や肝炎ウイルス等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。新型コロナウイルス感染症（Covid-19。以下「新型コロナウイルス」という。）の世界的なまん延の中で我が国においても大きな社会問題となったが、感染症の感染者や患者、その家族等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受けるなどの人権問題が発生している。このような感染症をめぐる偏見や差別の解消のため、取組を推進していく必要がある。

(1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」のキャンペーンイベントとして、令和7年12月1日に、「レッドリボンライブ2025」を開催し、著名人等による音楽・トークライブイベントを行った。また、エイズに関する電話相談事業を実施するなど、HIVとエイズに関する最新の正しい知識の普及啓発活動に努めている。

さらに、HIVとエイズの最新の正しい知識の普及啓発を目的として『「世界エイズデー」ポスターコンクール』を実施し、小・中学生の部200点、高校生の部202点、一般の部85点の応募があった。最優秀作品は世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し、全国各地で掲示することにより、HIVとエイズについて理解を深めてもらう良い機会となっている。

イ 文部科学省では、学習指導要領に基づき、学校において、エイズについて正しく理解するよう指導するとともに、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくす内容を含む教材の周知を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



ポスター
「令和7年度『世界エイズデー』」

(2) 肝炎ウイルス感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、その主な原因として、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスが挙げられる。

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウ

ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染することはない。しかし、これらのことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、また、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要である。

ア 厚生労働省では、7月28日を「日本肝炎デー」と定め、この日を中心に国や地方公共団体等で様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和7年8月4日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト健康デー2025」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人の方々の協力を得て各自治体における普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。

このほか、調査研究事業において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等の置かれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する偏見差別・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知している。

イ 文部科学省では、感染者や患者に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



知って、肝炎プロジェクト
健康デー 2025



副読本
「B型肝炎 いのちの教育」



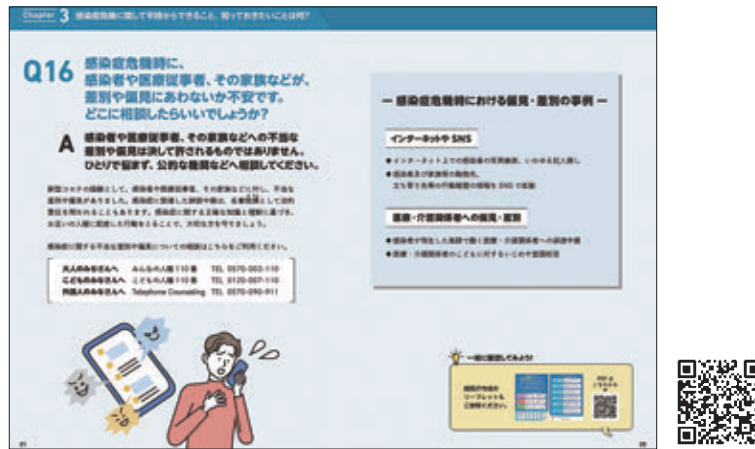
(3) 新型インフルエンザ等の感染者等に対する偏見・差別等の人権問題に関する取組

近年、新興感染症は国際的な脅威となっているが、取り分け、新型コロナウイルスに関連しては、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生した。このような状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が令和3年2月に改正され、新型インフルエンザ等の患者等（「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」）に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、令和6年7月、新型コロナウイルスへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重が一つの目標として掲げられた。同計画は、実効性を確保するため、毎年度の定期的なフォローアップを実施することとしており、令和7年6月には、同計画の見直し後初めてとなるフォローアップを取りまとめた。

また、同計画に係る目標を実現するための各分野の取組においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」等を掲げている。

ア 内閣官房では、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発するため、令和7年11月に作成した、Q&A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機－私たちができること、知っておきたいこと－」の中で、政府行動計画のポイントや国民に実践いただきたい感染対策とともに、感染症危機時における偏見や差別の相談事例や相談先についても掲載した。本冊子については、内閣官房内閣

感染症危機管理統括庁ウェブサイト（<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>）上で公表しているほか、各都道府県や都道府県を通じた市区町村への周知、文部科学省を通じた各学校への周知、法務省を通じた法務局等への周知を行った。



Q&A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機—私たちができること、知っておきたいこと—」

イ 厚生労働省では、感染症は、誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等がないよう、発出や掲出をする情報、啓発ツールの表現に配慮した上で、引き続き広報活動を行っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、啓発動画「『誰か』のこと じゃない。(感染症編)」をYouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。

エ 文部科学省では、学習指導要領に基づき、学校において、感染症について正しく理解するよう指導するとともに、感染症の内容を含む教材の周知を行った。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

(4) 感染症をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、HIV感染者や肝炎ウイルス感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
疾病（ハンセン病を除く。）を理由とする人権侵犯※	68	49	24	11	11

※ 令和6年までは、「疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇」の件数として集計。（法務省人権擁護局の資料による）

11 ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

しかし、かつて我が国においては、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで継続した。こうした長期にわたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見付け出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別が作出・助長された。

平成13年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決以後も、政府は、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発等に継続的に取り組んできたところ、令和元年7月の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けて公表した内閣総理大臣談話（以下「令和元年総理談話」という。）においては、我が国でかつてとられた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

これを受けて、政府では、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催するなどして、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組んでいる。

(1) ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、令和2年12月に、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等に向けて検討を進めるため、法務省及び文部科学省と共に、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議（第3回）」を開催した。この協議において、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の分析・解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言等を行うことを目的とした「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置することが決定され、令和3年度から同検討会において議論が進められ、令和5年3月に報告書が取りまとめられ、同年5月の「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議（第4回）」において提出された。

この報告書を受け、元患者及びその家族との新たな協議の場を設けるとともに、法務省、文部科学省と連携しながら、ハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けた対策の具体的な検討を行っている。

また、厚生労働省では、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。その一つとして国立ハンセン病資料館があり、平成19年の再オープン以来、①普及啓発の拠点、②情報発信の拠点、③交流の拠点として位置付け、ハンセン病及びハンセン病問題の対策の歴史に関するより一層の普及啓発に向けた取組を行っている。

平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施している。令和7年度においては、6月19日に開催し、福岡厚生労働大臣、橘内閣官房副長官、藤丸衆議院厚生労働委員長、関口参議院議長、鈴木法務大臣、あべ文部科学大臣等が出席し実施した。

さらに、令和8年2月23日に、法務省、文部科学省等と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第25回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を現地開催（せんだいメディアテーク（宮城県仙台市））とライブ配信によるハイブリッド開催をし、高校生によるハンセン病元患者やその家族・医療従事者への取材を踏まえた発表や教員による発表、大学生による発表、国立療養所松丘保養園入所者自治会会長佐藤勝氏と学芸員の対談等を行った。

このほか、平成14年度から、ハンセン病問題を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布しており、令和7年度はパンフレット送付に合わせ、各学校においてそのまま授業で使用できる授業動画を新たに作成し、配布した。



「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑



パンフレット
 「ハンセン病の向こう側」

イ 文部科学省では、例年、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知しているところ、令和6年度に引き続き、令和7年度も、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、法務省、文部科学省及び厚生労働省の3省連名で、ハンセン病問題に関する教育の更なる推進を目的とした通知を令和7年12月26日付けで発出した。同通知では、厚生労働省作成のパンフレットや法務省作成の人権啓発動画、冊子等の資料の活用・促進、国立ハンセン病資料館の講師派遣等について周知徹底を行っている。また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、ハンセン病問題に関する教育を推進するための情報提供を行うとともに、当該地域や学校において専門的知見を活用して組織的な取組等を推進する人材の育成を行っている。さらに、令和3年12月に配信を開始した、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環としてのハンセン病問題に係る講義動画について、引き続き、周知を図った。この動画は学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進している。

加えて、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を図るとともに、国公立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促している。このほか、令和元年10月に文部科学省内に設置した「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」では、ハンセン病の元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめた。



ハンセン病家族
国家賠償請求訴訟を踏まえた
人権教育推進検討チーム
(文部科学省ウェブサイト)

ウ 法務省の人権擁護機関では、「ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、令和元年総理談話を受けて、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいる。

また、令和7年7月26日に、厚生労働省及び文部科学省と連携し、「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」を会場開催とオンライン配信のハイブリッド方式で開催した。

さらに、当事者の声をより多くの方々に届けることを目的として作成した啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」を周知するためのインター

ネットバナー広告及び動画広告を実施した。



みんなで学ぶ、未来を変える
ハンセン病問題人権シンポジウム



啓発動画
「～ハンセン病と家族の物語～
夢でしか帰れなかった故郷」



(2) 国連における取組

我が国は、ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には、平成20年、平成21年、平成22年、平成27年、平成29年、令和2年及び令和5年の国連人権理事会において、また、平成22年の国連総会において、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し、いずれも無投票で採択された。

(3) ハンセン病患者・元患者及びその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じ、各都道府県のハンセン病問題に関する相談支援窓口に連携・協力を依頼するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ハンセン病問題に関する人権侵害※	1	0	1	0	0

※ 令和6年までは、「ハンセン病患者等に対する差別待遇」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

12 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が必要不可欠である。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づく「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯の防止等のための様々な施策を推進している。

(1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組

法務省では、再犯防止啓発月間及び“社会を明るくする運動”強調月間である7月を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の改善更生、再犯の防止等について、広く国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動を展開している。

令和7年度は、再犯防止啓発月間において、「コットンと考える『再犯防止』～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～」と題した再犯防止に関する広報・啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信した。本動画は、吉本興業株式会社所属のお笑いコンビ・コットンが、長年にわたり民間の立場から罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰支援に携わってきた伊豆丸剛史氏にインタビューを行う内容となっており、再犯防止の取組においては、支援者だけではなく、地域社会の皆様にも関心を寄せていただくことが重要であることを発信した。また、「再犯防止啓発月間ポスター」を制作し、法務省関係機関をはじめ、地方公共団体、警察署、大学等の様々な場所で掲示した。

“社会を明るくする運動”においては、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、全ての国民が安心して暮らせる幸福な社会を実現するために、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、広報啓発イベント、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会、作文コンテスト等の啓発活動を全国各地で行っている。

令和7年度も、XやインスタグラムといったSNSを活用するとともに、芸能事務所と連携したイベントの開催や各種動画の作成等、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。また、令和7年7月1日には、渋谷よしもと漫才劇場において、第75回“社会を明るくする運動”強調月間のキックオフイベントを行った。

以上のような取組を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。



再犯防止に関する広報・啓発動画



再犯防止啓発月間ポスター



第75回“社会を明るくする運動”ポスター



第75回“社会を明るくする運動”
強調月間キックオフイベント

(2) 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動等

法務省の人権擁護機関では、「刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑を終えた人であることを理由とする人権侵犯※	4	4	2	7	4

※ 令和6年までは、「刑を終えた人に対する差別待遇」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

13 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき、令和8年3月に閣議決定された「第5次犯罪被害者等基本計画」では、「4つの基本方針」（注1）の下、「5つの重点課題」（注2）について307の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同基本計画に基づく施策が進められている。

（注1）「4つの基本方針」①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

（注2）「5つの重点課題」①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続等への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁等において犯罪被害者等に配布するとともに、同パンフレットを法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施しているほか、同制度を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00011.html）に掲載するなどして、同制度の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めている。

さらに、法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



パンフレット
「犯罪被害者の方々へ」

イ 警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施してきたが、令和7年度から、同週間を拡充し、11月1日から12月1

日までを「犯罪被害者月間」とし、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の一層の醸成を図っている。同月間において、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギユっとちゃん」のピンバッジを全閣僚が着用するとともに、中央イベントを東京で開催して、国民に向けた犯罪被害者等支援への理解と協力を呼び掛ける内閣総理大臣メッセージを発信したほか、犯罪被害者遺族による講演やパネルディスカッション等を行った。また、令和7年6月には、犯罪被害に遭われた方・支援者のためのポータルサイト「ギユっとCH（チャンネル）」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/index.html>)を新設し、関係機関・団体の支援制度や相談窓口等を幅広く掲載するとともに、人権に関する講義を含めた支援者向けのオンデマンド研修教材を掲載した。

さらに、警察における犯罪被害者等支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者等支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成・配布を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。

都道府県警察では、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催するとともに、中学生・高校生を対象に、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』を開催しているほか、大学生を対象にした犯罪被害者等支援に関する講義を行うなど、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、警察職員に対し、犯罪被害者等支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から、また、保護観察対象者に対して、犯罪被害者等

の心情やその置かれている状況について十分理解させ、しよく罪意識の涵養^{かん}を図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

エ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の職員

警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師の派遣を行っているほか、同団体に対し、支援者向けのオンデマンド研修教材の活用を働き掛けるなどしている。

(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
犯罪被害（二次的被害）に関する人権侵害※	0	2	1	6	3

※ 令和6年までは、「犯罪被害者等に関する人権侵害」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

トピックス

法テラスによる犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始

犯罪被害者等支援弁護士制度（以下「本制度」という。）は、犯罪被害者等が精神的・身体的被害により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、経済的困窮から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、原則として法テラスが費用を負担して早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う制度である。

本制度は、法テラスにおいて、令和8年1月13日から運用が開始された。

1 本制度創設の経緯

法テラスでは、平成18年の設立当初から、犯罪被害者支援ダイヤルによる情報提供サービス等の様々な犯罪被害者支援業務を行っていたが、犯罪被害者等関係団体等からは、支援対象や支援内容が限定的であるなどの指摘がなされていた。

そこで、法務省においては、「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」（令和2年7月設置）や「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」（令和3年10月設置）において、犯罪被害者等に対する法的支援の方策・在り方について検討を行い、令和5年4月、早期の段階から弁護士による「継続的かつ包括的」な支援を受けられるよ

うにすること等を内容とする制度の導入を求める取りまとめを公表した。また、同年6月には、内閣総理大臣を会長とする「犯罪被害者等施策推進会議」において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、本制度の導入に向けた具体的な検討や法整備を含めた施策を実施することとなった。

このような経緯を経て、令和6年4月に「総合法律支援法の一部を改正する法律」(令和6年法律第19号)が成立し、本制度が創設されるに至った。国及び法テラスにおいては、こうした本制度の成立までの経緯を踏まえ、本制度が犯罪被害者等に真に寄り添ったものとなるよう、犯罪被害者等支援に携わる関係機関と緊密に連携して適切な運用を行うことが求められている。

2 本制度における支援内容について

本制度により犯罪被害者等に提供される支援としては、まず、犯罪被害者支援ダイヤル等を通じて法テラスに御相談をいただいた犯罪被害者等に対し、法テラスと契約する「精通弁護士」(犯罪被害者支援に理解と経験のある弁護士)を紹介して無料の法律相談を実施する。

さらに、法律相談を受けた精通弁護士が事件を受任した後は、当該精通弁護士から

- ① 被害届の提出や捜査機関への同行、刑事裁判への付添い等の刑事手続における支援
 - ② 加害者への損害賠償の請求や示談交渉等の民事手続における支援
 - ③ 犯罪被害者等給付金等の支給申請
 - ④ 報道機関への対応
- などの支援を受けることができる。



①制度のポイント等

3 本制度の利用要件について

本制度を利用するためには、「対象犯罪」と「資力要件」の2つの要件を満たす必要がある。

(1) 対象犯罪

「対象犯罪」は、犯罪被害者がどのような被害に遭ったかに係る要件であり、

- ① 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪及びその未遂罪(殺人、強盗殺人、傷害致死、危険運転致死等)
- ② 刑法176条、177条若しくは179条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪を含む罪及びその未遂罪(不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ、監護者性交等)
- ③ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪(傷害、危険運転致傷等)であって、

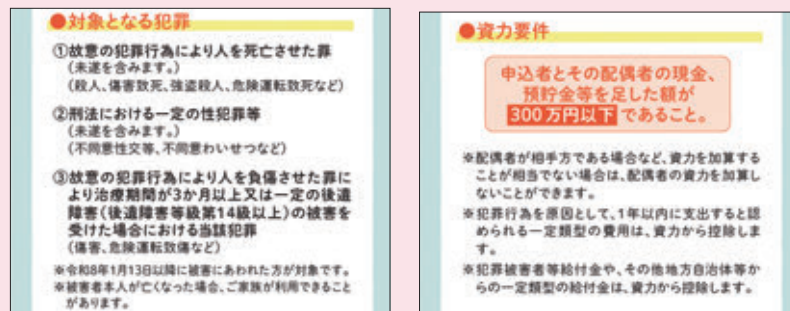
当該犯罪行為により治療に要する期間が3月以上の負傷若しくは疾病の被害を受けた場合、又は一定の後遺障害（犯罪被害給付制度における障害給付金の対象となる第1級～第14級の後遺障害）が存する負傷若しくは疾病の被害を受けた場合

が対象となる。

なお、本制度は被害に遭った直後から利用することが可能であるところ、その段階では事実関係が十分に明らかになっていないといった事情から、対象犯罪に該当するか判断し難い場合も少なくないことから、法テラスでは、本制度の趣旨を踏まえ、本制度の利用を希望された犯罪被害者等から聴取した内容を基礎として（傷害結果の判定等については、診断書等その時点で提出可能な資料を提出いただくことを想定している。）、対象犯罪に該当する可能性が認められる場合には、本制度の利用を認める柔軟な運用に努めることとしている。

(2) 資力要件

本制度は、経済的な事情から自己の費用で弁護士の援助を受けることができない犯罪被害者等に対する支援の制度であることから、利用に当たって「資力要件」を設けている。具体的には、流動資産（現金、預貯金等）から一定の療養費や犯罪被害者等給付金等を控除した額が300万円以下である場合が対象となる。



②対象となる犯罪

③資力要件

4 本制度の利用方法

犯罪被害者等から、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）に連絡いただくか、お近くの法テラスに直接連絡いただければ、法テラスから精通弁護士を紹介して無料法律相談を実施する。そして、法律相談を経て、弁護士による継続的な支援が必要であり、かつ、本制度の利用要件を満たしていると判断された場合には、当該精通弁護士により本制度を利用した支援が引き続き行われることになる。

また、利用要件を満たさず本制度の利用が難しい場合でも、法テラスにおいて、当該犯罪被害者等が利用可能な支援メニューを案内することが可能であるので、犯罪被害に遭われた際、まずは法テラスに御連絡いただけるよう、法テラス及び関係機関において制度の周知・広報に努める必要がある。

14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国の主権に関わる問題であるとともに、重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和7年度は、政府主催イベントとして、令和7年12月13日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による政府主催「拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて～」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題の実態と家族の苦悩について、拉致被害者等御家族による「生の声」の訴えが行われたほか、有識者による北朝鮮を巡る情勢等についての講演が行われた。また、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式、「拉致問題に関する中学生サミット」の報告等も行った。

さらに、同週間の周知を目的として、インターネット広告及び全国の鉄道主要路線における車内広告を実施するとともに、全国の地方新聞52紙へ広告を掲載したほか、関係府省庁や地方公共団体と連携して、全国各地でポスターを掲出するなど、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



拉致問題に関するシンポジウム
～全ての拉致被害者の
一日も早い帰国の実現に向けて～





作文コンクール受賞者



中学生サミット動画アイデア採用班



ポスター
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

(2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、政府拉致問題対策本部ウェブサイト、YouTube拉致問題対策本部公式動画チャンネル、拉致問題対策本部公式Xアカウントの運営、ポスターやパンフレットの配布等を行っている。

また、令和7年度は、若年層向けに、拉致問題の経緯・政府の取組・北朝鮮側の主張の問題点等を分かりやすく解説した拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」及び子ども向けのアニメーション動画「たいせつな人を取り戻すために」を制作し、公開するとともに、令和8年2月には主要都市大型デジタルサイネージにおいて、拉致問題に関する中学生サミット（下記）参加者のアイデアを基に制作した広報動画を掲出した。



拉致問題解説動画
「あの日、僕は拉致問題を知った」



子ども向けのアニメーション動画
「たいせつな人を取り戻すために」



(3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催による啓発行事として全国各地で「拉致問題を考える国民の集い」、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を開催した。また、令和7年度は、地方公共団体との共催、法務省、外務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」を8回上演した。



チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演
『めぐみへの誓い—奪還—』

(4) 学校教育における取組

各学校での拉致問題に関する授業の実施等、若年者向けの取組のなお一層の促進に向けて、各都道府県の教育委員会等に対し、拉致問題担当大臣及び文部科学大臣の連名による通知を発出するとともに、アニメ「めぐみ」を始めとした広報啓発コンテンツ等の教育現場での活用を依頼した。

また、拉致問題対策本部は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」を実施するとともに、拉致問題対策本部電子図書館で電子コミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」を教育現場に無償貸与する取組を行っている。

さらに、令和7年度で3回目となる「拉致問題に関する中学生サミット」を開催した。全国の都道府県及び政令指定都市教育委員会から推薦された67人の中学生が東京に集まり、拉致問題について学んだ上で、拉致問題を同世代、家族、地域の人に自分事として考えてもらうための動画のアイデアをグループに分かれて話し合い、劇として発表した。その中のアイデアを基に広報動画を制作し、YouTube拉致問題対策本部公式動画チャンネルで公開するとともに、デジタル広告等でも活用している。これらの取組以外にも、平成30年度から「拉致問題に関する教員等研修」（令和7年度から「拉致問題に関する教員等セミナー」に改称）を実施しており、令和7年度は、拉致問題の概要説明、拉致被害者家族及び帰国拉致被害者の講話等を内容とするオンライン研修を実施した。令和元年度から、初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致被害者家族及び帰国拉致被害者の講話、学習指導案の作成、模擬授業の実施等を通じて授業で拉致問題を取り上げるための教授能力を身に付ける講座を大学と共同で開設しており、令和7年度は岡山大学と共同で実施した。



広報動画「会いたい」篇

また、文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

(5) 海外に向けた情報発信

各国首脳・外相との会談、G7サミットを含む国際会議などの外交上のあらゆる機会

を捉え、拉致問題を提起している。

令和7年6月のG7カナナスキス・サミットでは、石破内閣総理大臣から、G7首脳に対し、拉致問題の即時解決に向け、引き続き理解と協力を改めて求めた。同月には、日本、米国、豪州、韓国及び欧州連合（EU）の共催により、拉致問題に関するオンライン国連シンポジウムを開催し、拉致問題の一刻も早い解決に向けて国際社会の理解と協力を呼び掛けた。また、同年10月の日・ASEAN首脳会議では、高市内閣総理大臣から、北朝鮮による拉致問題の即時解決は急務であるとして、引き続き各国の理解と協力を要請した。ASEAN側からも、拉致問題の解決の重要性について言及があった。同年10月に高市内閣総理大臣とトランプ大統領の間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、高市内閣総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。加えて、トランプ大統領及びルビオ国務長官は、拉致被害者家族と面会し、日米首脳会談と合わせ、拉致問題の即時解決に向けた米国の全面的な協力と日米の強固な連携を再確認する機会となった。さらに、令和8年3月に高市内閣総理大臣とトランプ大統領との間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、高市内閣総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、令和7年度は、大阪・関西万博に合わせ、関西国際空港や大阪メトロ主要駅において英語のポスターやサイネージ動画を掲出したほか、8月には会場内でパネル展を実施した。さらに、令和8年3月には、令和6年度に続き、米国など国際社会において広く拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を訴えるため、米ワシントン・ポスト紙に日本政府の意見広告を掲載した。

そのほかにも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。

(6) 国連における取組

令和7年4月には国連人権理事会、同年12月には国連総会において、欧州連合（EU）等が提出し、我が国が共同提案国となった、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。特に、同年12月の国連総会で採択された決議では、拉致問題に関してしっかりと記載されており、具体的には拉致被害者及び家族が高齢化している中、深刻な人権侵害を伴う国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の更なる緊急性及び重要性を深刻な懸念をもって改めて強調し、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、特に平成26年（2014年）5月の日朝政府間協議に基づき、北朝鮮が全ての日本人に関する調査を開始して以降、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないこと、及び強制的失踪作業部会等からの複数回の情報提供要請に対して同一かつ実質的な内容がない回答をしていることに対し深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処に当たり、拉致被害者及びその家族の声に真摯に耳を傾け、速

やかに被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、及び全ての拉致被害者に関する全ての問題の即時解決、特に全ての日本人及び韓国人拉致被害者の即時帰国を改めて強く要求する内容となっている。

また、令和7年5月には、前年の国連総会決議に基づき、北朝鮮における人権侵害に関する国連総会ハイレベル会合が開催され、日本、米国、韓国を始めとする各国から、北朝鮮の人権侵害への深刻な懸念を表明し、拉致問題の即時解決を含め、具体的な行動を求めるステートメントが行われた。

(7) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。令和7年度は、全国人権擁護委員連合会、中部ブロック人権擁護委員連合会、名古屋法務局及び福井地方法務局の共催で「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を実施した。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組は、前記14(1)のとおりである。

(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	0	0	0	0

(法務省人権擁護局の資料による)

15 性的マイノリティ

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号。以下「理解増進法」という。）が議員立法により成立・施行された。

政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、関係府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）を総合的かつ効果的に推進することとしている。

(1) 性的マイノリティの人権に関する啓発広報

ア 内閣府では、理解増進法の趣旨や目的に関するQ & A及びリーフレット、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の尊重に関する考え方を説明するパンフレットを作成するとともに内閣府ウェブサイト（<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>）に掲載し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について国民の理解の増進を図っている。特にパンフレットについては、令和8年2月に地方公共団体等を通じて国民一般向けに配布も行った。

また、各府省庁、地方公共団体及び事業主等における理解増進の取組にも資するよう、都道府県・政令指定都市における理解増進施策の担当課の一覧、理解増進法第7条に基づく理解増進施策の実施状況、理解増進法第9条に基づく学術研究等の成果物及び理解増進法第11条に基づく性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の開催状況についても併せて内閣府ウェブサイトに掲載している。

イ 総務省では、地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人

権啓発活動を実施している。

その一環として、性的マイノリティの人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」や、啓発動画「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」について、全国の法務局・地方法務局における配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

また、令和5年3月から、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業等の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」において、投稿型コンテンツを運用しており、その周知を図っている。



「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」
特設サイト

(2) 学校教育における取組

文部科学省では、平成27年4月に、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf）において公表及び全国の小中高等学校等に配布するとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等においても、周知徹底を図っている。さらに、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること等について記載している。加えて、日本学生支援機構が作成した「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け啓発資料）を活用し、大学等の教職員が出席する会議等を通じて、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を依頼するなどの取組を実施している。

このほか、理解増進法の成立・施行を踏まえ、同法の趣旨や、文部科学省における性的マイノリティの児童生徒等への対応に関する取組について、教育委員会や大学等に周

知を行った。

(3) 性的マイノリティの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 厚生労働省では、性的マイノリティに関することを理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援等を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的マイノリティに関する理解を促進するため、性的マイノリティに関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等を踏まえつつ、企業が職場において活用可能な周知啓発資料を作成した。

さらに、男女雇用機会均等法に基づく職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための指針及び求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止のための指針において、相手が性的マイノリティであるかどうかにかかわらず、性的な言動がセクシュアルハラスメントに該当する旨を明記しており、また、労働施策総合推進法に基づく職場におけるパワーハラスメント防止のための指針及び職場におけるカスタマーハラスメント防止のための指針において、性的マイノリティに関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントやカスタマーハラスメントに該当すると考えられる例として明記している。

このほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレット等に「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨記載し、ウェブサイト上にも公表している。

イ 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的マイノリティに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
性的マイノリティに関する人権侵犯	9	9	26	12	9

（法務省人権擁護局の資料による）

16 令和7年度啓発活動強調事項に掲げた人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画の「各人権課題に対する取組」に掲げられていない人権課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害等といった、筆舌に尽くし難い長年にわたり生じている人権問題等、唯一の戦争被爆国である我が国において、引き続き、施策強化を必要とするものもある。

ここでは、法務省の人権擁護機関が啓発活動強調事項として掲げている課題を取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の時限法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、平成29年6月に更に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、ホームレスに対する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ホームレスに関する人権侵犯※	1	0	0	0	0

※ 令和6年までは、「ホームレスに対する人権侵犯」の件数として集計。
（法務省人権擁護局の資料による）

(2) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯に対する適切な対応

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻

な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府は、「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月）に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

令和7年8月、人身取引対策推進会議の第11回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表し、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策に係る取組を着実に進めていくことを確認した。さらに、同会議の第12回会合における官房長官指示のとおり、政府一丸となった人身取引対策の一層の強化のため、各府省庁において、「人身取引対策行動計画2022」の改定に向けた作業を行った。

イ 出入国在留管理庁では、人身取引対策への取組を、「出入国在留管理」（出入国在留管理行政の現状についての報告書）、パンフレット及びウェブサイトに掲載しており、ウェブサイトにおいては多言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、外国人の人権に配慮した適正な雇用等に係る啓発活動を行っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的サービスや労働の強要等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。さらに、平成27年10月から、人権侵犯事件の調査救済手続において、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人身取引に関する人権侵犯	0	0	0	4	0

（法務省人権擁護局の資料による）

エ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引の防止も含めた査証審査の観点から、水際対策としての査証の役割や、赴任国における関係機関との連携等、人身取引防止対策に関する講義を実施している。さらに、外務省ウェブサイト上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関（IOM）

への抛出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っており、平成17年5月1日以降令和8年3月31日までに、計378人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

このほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の多言語対応リーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。また、我が国は、IOMが事務局を務める「バリ・プロセス」(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)のウェブサイト運営を継続的に支援している (<http://www.baliprocess.net>)。

オ 内閣府では、人身取引のうち性的サービス等の強要に関する被害者向け及び需要者向けの2種類の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関 (IOM)、その他関係機関等に配布するとともに、SNSを活用



ポスター
「人身取引対策」(被害者向け)



ポスター
「人身取引対策」(需要者向け)

し、我が国における人身取引事犯の実態、人身取引事犯の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

カ 警察庁では、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを多言語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすい場所へ配布するなどしているほか、NGOと意見交換をしながら人身取引の実態を示した資料を作成し、リーフレットとともに警察庁ウェブサイトに掲載している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<https://www.tokumei24.jp/>)を運用している。



リーフレット「人身取引対策」



キ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2022に基づき、女性相談支援センターにおいて、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

(3) 震災等の災害に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,901人、行方不明者2,519人の甚大な人的被害が生じた（警察庁調べ）未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に令和8年2月1日時点で2万6,281人に及んでいる（復興庁調べ）。

このような大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づき他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るのみならず、避難や復興の妨げにもなりかねない。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、インターネット上で偽・誤情報が流通・拡散したことから、法務省は、SNSアカウントにより、正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動すること、真偽の不確かな情報については、安易に拡散せず、国、地方公共団体などの行政機関や国際機関などの専門機関、新聞やテレビなどの報道機関やファクトチェック団体が発表している情報を確認すること、どのような意図であれ、SNS等に偽・誤情報を投稿する行為は、社会を混乱させたり、他人に迷惑をかけたり、罪になる場合もあるため、くれぐれも慎むこと等の注意喚起を実施したほか、総務省は、SNSアカウントにおける注意喚起のほか、主要なSNS等のプラットフォーム事業者に対し、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うよう要請も行った。

また、法務省では、東日本大震災の発生から15年となる令和8年3月11日に合わせ、人権擁護局の公式SNSにおいて、災害発生時における不確かな情報に基づく不当な取扱いや、偏見や差別をあおることを意図したインターネット上への虚偽の情報の投稿に備え、普段から、正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心をもって行動するよう、改めて呼びかけを行った。

さらに、大規模災害から受ける影響は女性と男性とで異なり、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々の状況がより厳しくなる傾向がある。これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じた。こうした状況を改善するには、防災・復興に女性が「主体的な担い手」として取り組み、平常時からあらゆる災害対策に女性の視点を取り入れることが重要であり、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進め、地域の災害対応力の強化につなげていく必要がある。

ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布のほか、誰もが当事者になり得る避難生活の実情を提示し、それを支援するために必要となる人権的配慮や、将来を担う子どもたちへの適切な支援・教育について自発的に考えることを促すための啓発資料として、これまで開催してきた「災害と人権に関するシンポジウム」のダイジェスト動画を配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。

また、風評に基づく差別的取扱い等、災害に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。人権相談等を通じて、震災等の災害に起因する偏見や差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
災害に起因する人権侵犯	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 文部科学省では、被災したこどもの心のケア等への対応のため、学校等にスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費を支援している。令和7年度予算においても、被災地方公共団体の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な措置をしている。

イ 原発事故に伴う風評被害等

(ア) 東日本大震災から15年が経過したが、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別は今なお懸念されている。

法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、文部科学省が小・中・高等学校等向けの資料として作成している放射線副読本について、法務省ウェブサイトにおいても周知するなど、各種人権啓発活動を実施している。

(イ) 文部科学省では、神奈川県横浜市などで東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケア等、日常的に格別の配慮を行うこと等の対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、国のいじめ防止基本方針を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、同年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等

の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。令和7年度においては、引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明の開催等を通じて、上記の内容を含め、各教育委員会・学校等に対し、被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

このほか、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、文部科学省が作成する放射線副読本について、全国の小・中・高等学校等に周知を行った。なお、この放射線副読本の中では、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容も記載している。

(4) ゲノム情報（遺伝情報）

ゲノム医療は、個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題がある。ゲノム情報による不当な差別等の具体的な事例として、就職・就労（人事評価を含む。）、生命保険の引受け・支払、結婚等の場面における事例が報告されており、また、がんや難病の患者団体を対象とした調査では、医療従事者、家族・親族、友人、職場の同僚等からの言動により傷ついた経験のほか、インターネット上で匿名投稿者からの誹謗中傷を受けた例も示されている。ゲノム情報には疾患発症リスクや体質等の遺伝的特徴が含まれることから、本人だけでなくその家族も不当な差別等の対象となり得る点が指摘されており、実際に前記調査においても家族が不当な扱いを受けたとの報告もある。

このような状況に鑑み、令和5年6月16日に「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（令和5年法律第57号。以下「ゲノム医療推進法」という。）が成立した。同法は、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他ゲノム医療施策の基本となる事項を定めることにより、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。

ゲノム医療推進法第8条の規定に基づき、令和7年11月21日には「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定された。同計画では、「個人の権利及び利益を尊重しながらゲノム医療を推進することで、国民の健康に寄与することを目指す」ことを全体目標とし、「国民の適切な理解と啓発」、「医療等の提供体制の構築」、「研究開発の推進」の3分野の目標を定めており、特に、「国民の適切な理解と啓発」の分野では、ゲノム情報による差別等への適切な対応の確保を図ることとしている。国民がゲノム情報に関する基礎的理解を深め、遺伝的多様性を尊重し、相互理解と生命倫理への理解を促進することにより、社会全体としてゲノム情報を適切に扱うためのリテラシーの向上を図ることが必要である。

ア 対応方針の作成と周知

厚生労働省において、労働分野における不当な差別等を防止するため、採用選考時、採用後にゲノム情報の収集を行わないことや、ゲノム情報を根拠に本人の望まない配置転換や解雇を行わないこと等を雇用者に求める「ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）」を策定し、周知を行った（令和6年8月20日公開）。また、令和7年度厚生労働科学研究費補助金において、ゲノム情報による不当な差別等に関する事例収集及び対応方針の整理を行う研究を開始した。

生命保険協会及び日本損害保険協会においては、生命保険と損害保険の引受け・支払において遺伝学的検査結果の収集・利用は行わないこと等を定めた「遺伝情報による不当な差別等への対応の確保（保険分野における対応）」の策定が行われ、金融庁においてその周知が図られた（令和7年3月25日公開）。

イ 相談窓口と救済制度の周知

厚生労働省、個人情報保護委員会、金融庁及び法務省では、ゲノム情報による不当な差別等に関する相談に対応するための相談窓口を設置している。また、厚生労働省では、「ゲノム医療について」のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59050.html）において、不当な差別を受けた場面等に応じた相談先を案内し、必要な支援につながるよう周知を行っている。

トピックス

「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっている。平成23年の第17回国連人権理事会（※）においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持された。また、平成27年に、国連において、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」が定められた際にも、指導原則遵守の重要性が改めて確認されており、企業がSDGsに取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められている。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、令和2年10月、政府は、指導原則の着実な履行の確保を目指すものとして、また、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとして、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（以下「行動計画」という。）を策定し、各府省庁において施策を進めるとともに、企業による人権尊重の取組を後押ししてきた。

また、令和4年9月には、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における

人権尊重のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定・公表した。

行動計画及びガイドラインの周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で行うこととされており、各府省庁で各種取組が行われている。外務省では、ビジネスと人権の関連情報を紹介するポータルサイトを立ち上げ、指導原則の広報動画等を配信するとともに、ビジネスと人権に関する企業の取組事例集の公表、外務省が主催するイベント情報の提供等を通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行っている。また、行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として、内閣官房副長官補の下で、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」を開催している。令和5年4月に関係府省庁連絡会議において決定した、公共調達における人権配慮に関する政府の方針に基づき、全関係府省庁において、入札説明書や契約書等に企業が人権尊重に取り組むよう努めることを求める記載を行っている。さらに、幅広い関係者との対話の場である円卓会議及びその下に設けた作業部会の開催を通じ、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めている。加えて、国連開発計画(UNDP)への拠出を通じて、東南アジアを始め日本企業進出国を中心に、各国における行動計画の策定・実施を支援するとともに、日本企業及びその取引先(サプライヤー)による人権尊重の取組を支援している。

経済産業省においては、令和5年に中小企業を始めとして、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が政府策定のガイドラインに沿った取組を進める際の後押しとなるよう「サプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」(以下「実務参照資料」という。)を作成・公表した。令和7年度には、ガイドラインや実務参照資料の活用を促すため、中小企業庁と連携した中小企業向けのセミナー、経済産業省主催の取組支援セミナーを開催し、周知・啓発を進めている。日本貿易振興機構(ジェトロ)では、海外諸国の法令等の情報発信、ガイドラインや実務参照資料に関する相談対応を行っており、令和7年度には中小企業への伴走支援も実施した。さらに、電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携を促進する業界団体主導のイニシアティブを支援するとともに、全国社会保険労務士会連合会や国際労働機関(ILO)と協力して、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成・強化を進めている。また、東南アジア企業の経営層・管理職や業界団体を対象とした、責任ある企業行動の推進研修を実施するなど、国内外において、企業の人権尊重の取組を後押しする活動に取り組んでいる。

厚生労働省では、「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会(ビジネスと人権検討会)」報告書の内容を踏まえ、国際労働基準を周知するために作成した「労働におけるビジネスと人権チェックブック」の英訳版を令和7年6月に作成し、厚生労働省ウェブサイトや日系企業向けのセミナーにおいて周知している。また、令和7年12月に厚生労働省職員を対象としたビジネスと人権に関

する研修を実施した。

農林水産省では、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表し、食品企業における人権尊重の取組を後押ししている。令和7年度は、食品企業において人権尊重の取組の最前線で活躍されている方を講師として招き、講演を実施した。また、企業による適切な対応を更に推進するため、取組の工夫やステップを示した事例集を作成した。

法務省の人権擁護機関では、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することへの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、「ビジネスと人権」に関する取組を先進的に推進している中小企業の事例を紹介する『『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組事例集～』を作成したほか、企業等が自ら研修を実施するための啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を法務省ウェブサイトに掲載するとともに、YouTube法務省チャンネルで研修用動画を配信している。また、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツの特設サイト「Myじんけん宣言」についても、インターネット動画広告等による周知を行うなどして、企業等に参加を呼び掛けており、令和8年3月時点で1,400を超える企業等の方々が、自らの人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明している。さらに、全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題をテーマとした啓発動画及び啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」の配信・配布を行ったりするなど、ビジネスと人権に取り組む企業等を支援する取組を実施している。これらの人権に配慮した企業活動を一層促進するには、消費者の理解を促すことも重要であり、上記の「Myじんけん宣言」特設サイトは、人権尊重のために取り組む企業等の姿勢を消費者の立場から確認し、理解を深める場にもなっている。

加えて、消費者庁においても、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及に取り組んでいる。

令和7年12月には、政府は、企業活動におけるより実効性のある人権尊重の促進を図るため、行動計画を改定した。同行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、8つの優先分野に関する政府の取組の方針や各種施策を記載したほか、企業に対し、企業活動における人権への負の影響の特定、防止・軽減、評価及び説明・情報開示という一連の行為から成る人権デュー・ディリジェンスの効果的な実施を行うこと等への期待を表明した。政府は、引き続き同行動計画の実施や周知を通じて、ビジネスと人権に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進への貢献、日本企業の企業価値と国際競争力の向上及びSDGs達成への貢献につなげていく。

※ 国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として平成18年にスイス・ジュネーブに設置された。



ビジネスと人権ポータルサイト
(外務省ウェブサイト)



「Myじんけん宣言」特設サイト



平口法務大臣の「Myじんけん宣言」



啓発冊子
「今企業に求められる
『ビジネスと人権』への
対応 概要版」



啓発冊子
「『ビジネスと人権』
ファーストステップ
～中小企業向け取組事例集～」

トピックス

職場におけるハラスメント対策の推進

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為である。都道府県労働局や労働基準監督署等に設けられた総合労働相談コーナーには、職場のいじめ・嫌がらせやハラスメントに関する相談が数多く寄せられており、職場におけるハラスメントは社会問題として顕在化している。

労働施策総合推進法等により、全ての事業主に対し、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が義務付けられている。

厚生労働省では、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、事業主への周知を行っている。また、法律に基づく措置を講

第3章

●──────────●
人権に関わりの深い
特定の職業に従事する者
に対する研修等

1 研修

(1) 検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

令和7年度の研修としては、新たに任官した検事85名を対象とした「新任検事研修」や、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的とする任官後おおむね3年前後の検事65人を対象とした「検事一般研修」、中堅検事として必要な捜査・処理及び公判運営等に関する専門的知識・技能を修得させることを目的とする任官後おおむね7年ないし10年の経歴を有する検事63人を対象とした「検事専門研修」、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的とする新任副検事28人を対象とした「副検事第1次研修」、主として交通事犯、特別法犯などの捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させることを目的とする任官後4年程度を経過した副検事36人を対象とした「副検事第2次研修」、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理^{かん}能力を涵養することを目的とする任官後11年程度を経過した副検事26人を対象とした「副検事第3次研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義や国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

(2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報^{こじんじょうほう}の保護、犯罪被害者の人権、各種ハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、令和7年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンダー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年鑑別所の専門官等34人。その他別途指定した施設において臨時的に実施。）。

さらに、矯正施設の上級幹部職員を対象として、組織マネジメントやリーダーシップの在り方に重点を置いた研修を実施するなど、管理職の人権意識の向上に努めている。

このほか、各矯正施設においては、事例研究、ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

(3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として、在職年数等に応じて実施している各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、対象行為の被害者及び医療観察対象者の人権等に関する講義を、それぞれ実施するなどしており、令和7年度は延べ376人に対して、人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司としての経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

(4) 出入国在留管理庁職員

出入国在留管理庁職員を対象に実施している職員研修においては、外部の専門家を講師に招くなどして、研修の目的に応じ、人権関係法規や外国人の人権等の講義を実施しており、様々な視点から職員の人権意識向上を図っている。

また、出入国在留管理官署の業務の中核を担う職員を対象として、人権に配慮した的確かつ適切な対応能力を身に付けることを目的とする人権研修も実施しており、人権に関する諸条約のほか多様な人権について講義を実施している。

さらに、人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に、これら事案に対する知識・意識向上のため、人身取引対策及びDV事案対策に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案対策に係る事務従事者研修については、令和7年度は、合計55人が受講した。

このほか、出入国在留管理庁全職員を対象とした人権研修も併せて実施している。

(5) 教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。独立行政法人教職員支援機構が主催する「人権教育推進研修」については、令和7年度は、100人が研修に参加した。

また、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。令和7年度は、資格付与の講習として全国15か所の大学その他の教育機関に委嘱した。

(6) 医療関係者

厚生労働省では、医師については、大学医学部卒業・医師免許取得後の臨床研修（2年以上）において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求める医

師臨床研修指導ガイドラインを臨床研修病院に周知するなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っており、歯科医師については、大学歯学部卒業・歯科医師免許取得後の臨床研修（1年以上）において、人の尊厳を守るための教育内容を含んだ歯科医師臨床研修の到達目標を定めており、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。また、看護師については、看護基礎教育において、職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことを求める看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインを周知するなどして育成を図っている。さらに、臨床検査技師等の医療関係者については、基礎分野の教育において、生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求める当該医療関係者の養成所指導ガイドラインを周知するなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。

(7) 福祉関係職員

令和7年度は主任児童委員等を対象に、8月7日及び8日に全国児童委員・主任児童委員活動研修会を開催し、関係機関との連携、委員活動における課題等について検討を行い、更なる活動の推進に必要な対応等について理解を深めた。

また、児童福祉関係施設におけるこどもの人権を尊重した支援を充実させるため、国立武蔵野学院附属人材育成センターにおいて、児童自立支援施設の施設長や指導的立場にある職員などに対して「新任施設長研修」や「スーパーバイザー研修」などの研修を行った。

虐待の防止や対応に携わる者の研修の充実については、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」、「西日本こども研修センターあかし」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により、市町村（特別区を含む。）の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている。

(8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育機関において、基本的人権に配慮した適正な職務執行をするため、基本的人権についての教育を行っている。また、現場へ配属された後も階層別等の研修を通じ、引き続き基本的人権に配慮した適正な職務執行をするため、様々な人権に関する教育を行っている。

(9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修及び都道府県労働局の新規採用職員を対象とする中央研修において、部落差別（同和問題）等を中心とする人権の講義を実施している。令和7年度は、2,051人が受講した。

(10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防本部の幹部職員等に対し、指導者として必要な資質の向上のため、性的マイノリティに関する知識を含め、ハラスメント等を始めとする人権問題に関する講義を実施している。令和7年度は、414人が受講した。

(11) 警察職員

警察では、新規採用及び昇任時の研修や警察署等における職場研修等の様々な機会を捉えて、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

(12) 自衛官

防衛省・自衛隊では、新隊員や学生等を中心に、基本的人権の尊重等についての教育を実施している。また、自衛隊の学校等の各種段階に応じた教育課程において、有事における捕虜等の人権を保護するため、「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」(昭和28年条約第25号)をはじめとする国際人道法に関する教育を実施している。

(13) 公務員全般

ア 法務省では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。令和7年度は、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」の内容を踏まえ、「障害のある人と人権」をテーマとして、旧優生保護法の歴史的経緯や被害当事者の声を取り入れた講義等を10月27日から12月26日までの期間、リモート形式にて実施し、合計6,580人が受講した。

また、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。令和7年度は、本研修においても「障害のある人」や「旧優生保護法」を必修科目として10月3日から12月26日までの期間、リモート形式にて実施し、合計842人が受講した。

イ 人事院では、主として総合職試験に合格して新規採用された全府省の職員を対象として実施している初任行政研修において、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」

を配布するとともに、人権諸問題に関するカリキュラムを取り入れた研修を実施し、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。令和7年度は、778人が受講した。また、令和7年度に四半期ごとに実施した「新しく採用された職員のための研修パッケージ」において、受講者に人権啓発冊子などの人権啓発に関する情報を提供した。

ウ 外務省では、在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者（66人）に対し「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（平成26年条約第2号。以下「ハーグ条約」という。）やDV被害者対応に関する講義及び人身取引問題等に関する講義を行った。同じく、在外公館の警備対策官として赴任予定の者（75人）を対象に在外公館警備対策官研修を実施し、ハーグ条約に関する講義や人身取引問題等に関する講義を行った。また、新規採用職員研修等各種研修において、人権や職場での倫理規定に係る講義を行っている。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っており、令和7年度の人権教育については、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市・その他市区町村等の職員を対象とした研修において実施し、475人が受講した。

オ 農林水産省では、令和7年9月に「ビジネスと人権」に係る職員研修（「農林水産業・食品産業と『ビジネスと人権』」に係る講義）を実施し、133名が受講、後日講義内容の動画を省内研修サイトに掲載し約254回の視聴があった。

2 国の他の機関との協力

裁判官研修を担当する司法研修所においては、経験年数や役割に応じて実施する各種研修において、裁判官として職務上必要な知識及び知見を^{かん}涵養する一環として、人権に関する理解を更に深めることを目的に、人権に関する講演等を設定している。

令和7年度の研修としては、判事補に対する任官直後及び任官後おおむね3年前後の時点における研修、新任簡易裁判所判事に対する研修のほか、新たに支部長・部総括判事となった裁判官を対象とする各研修において、人権擁護全般又は国際人権法に関する講演等を取り入れた研修を実施した。

また、新たに判事に任官した者を対象とする研修においては、例年、人権に関する具体的なテーマについての講演を設定しており、令和7年度は「こどもの人権」に関する講演を実施した。

令和7年度は、計378人が上記研修を受講した。

第4章

総合的かつ効果的な 推進体制等

1 実施主体の強化及び周知度の向上

(1) 実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには、人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが、特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、全国に約1万4,000人配置されている人権擁護委員との連携が有効かつ不可欠である。

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るためには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

(2) 周知度の向上

法務省では、法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」並びに人権擁護委員制度について説明したリーフレット及び冊子を作成し、人権週間や人権擁護委員の日を中心に講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。取り分け、令和7年度は、東京大学発の知識集団によるWebメディア「QuizKnock」とコラボした動画をYouTubeのQuizKnockサブチャンネルにおいて配信するとともに、QuizKnockのサイト上に人権や人権擁護委員に関するクイズを掲載し、若年層を中心とした周知度の向上を図った。

また、法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図った。



啓発冊子
「人権の擁護」



冊子
「あなたの街の相談パートナー
人権擁護委員」



QuizKnockとのコラボ画像



リーフレット
「あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員」



リーフレット
「法務局による相談・救済制度のご案内」



2 実施主体間の連携

(1) 人権教育・啓発関係府省庁連絡会議

令和6年6月3日、人権教育・啓発推進法第3条の基本理念にのっとり、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応した人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、人権に関わる教育・啓発活動を行っている関係府省庁間で情報を共有し、その密接な連携・協力を図ることを目的として、関係府省庁申合せにより、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議を設置した。

令和8年2月26日に開催された幹事会では、第二次基本計画を踏まえた関係府省庁の取組について共有され、関係府省庁間での相互に連携した取組について志向された。

今後も、同会議において、関係府省庁間での情報共有のほか、人権教育・啓発に関する施策の推進方策や推進体制等について検討を行っていくこととしている。

(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では、平成12年9月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については、法務局及び地方法務局の管轄区域単位）で設置し、また、平成20年3月までに市町村、人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。これらのネットワーク協議会を利用して、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力することにより、各種の人権啓発活動の効率的かつ効果的な実施に努めている。

(3) 文部科学省と法務省との連携

法務省の人権擁護機関が実施する人権教室、啓発教材の活用や、「こどもの人権SOSミニレター」等の相談事業について、文部科学省の協力を得て学校現場に周知しているほか、学校や地域の実情に応じて、人権擁護委員のコミュニティ・スクールへの参画を進めるなど、学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化を図っている。

(4) スポーツ組織との連携・協力

法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想を若年層に普及させるため、フェアプレーの精神等をモットーとし、青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するJリーグ加盟クラブ、プロ野球球団等のスポーツ組織と連携・協力を行っており、スタジアムにおける各種人権啓発活動、人権スポーツ教室や一日人権擁護委員イベントへの選手派遣等、ファン・サポーターへの人権啓発において連携を図っている。

(5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、携帯電話会社と連携・協力してスマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室（20頁参照）や、社会福祉協議会等と連携してパラスポーツ体験等と組み合わせた人権教室（56頁参照）を実施するなど、民間企業等と連携した人権啓発活動に取り組んでいる。

また、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」の実現に向けた啓発活動（人権ユニバーサル事業）を地方公共団体に委託して、民間企業、学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動を実施している。

3 担当者の育成

(1) 人権啓発指導者養成研修会

法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（119頁参照）。

(2) 人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員に対する研修

法務省では、人権擁護事務に従事する法務局・地方法務局の職員を対象とした人権擁護事務担当職員実務研修や調査救済事務担当者研修、法務局・地方法務局の人権擁護課長、支局長等を対象とした専門科研修等を実施し、人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始め、初委嘱後6か月以内の委員を対象とした第一次研修、初委嘱後2年以内の委員を対象とした第二次研修、初めて再委嘱されてから1年以内の委員を対象とした第三次研修等を通じて、人権擁護委員としての職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っているほか、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、人権擁護委員指導者養成研修を実施している。

このほかにも、人権擁護委員組織体が中心となり、自主的に各種研修会を企画し、実施している。

(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では、「公正採用選考人権啓発推進員」に対し、研修会を開催し、また、従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し、「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

4 人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター（16頁参照）は、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため、法務省、地方公共団体等からの委託事業のほか、情報誌「アイユ」の刊行、ウェブサイトによる情報提供、各種人権啓発パンフレットの作成、地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等の独自の事業を行っている。同センター主催の研修として、令和7年度は、人権講座を4回開催したほか、各種セミナーを開催した。

また、地方公共団体、各種研究団体等で制作した書籍・図画・ビデオ等を収集・購入し、同センター内に設置した人権ライブラリーにおいて、これら書籍・図画・ビデオ等の貸出し等を行っている。

さらに、国及び地方公共団体等から提供された人権教育・啓発に関する各種情報・資料等を収集・整理し、利用者が検索・利用できるよう、人権ライブラリーのウェブサイト（<https://www.jinken-library.jp/>）を通じて情報提供を行っている。

5 マスメディアの活用及びインターネット等IT関連技術の活用等

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアやインターネットといった様々な媒体を活用し、女性に対する暴力やAV出演被害問題等の女性の人権問題、児童虐待やいじめ等のこどもの人権問題等のほか、SNSなどインターネット上での誹謗中傷対策等について広報を行った。また、「こどもの人権110番」、「法テラス」等、各種人権相談窓口についても広く周知した。

6 民間のアイデアの活用

法務省では、人権教育啓発推進センター（16頁参照）に対し、人権啓発活動の推進に効果的な啓発教材の作成、啓発動画の制作、人権シンポジウムの開催等、各種の人権啓発活動事業を委託するとともに、ポスター等の作成に当たっては、民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また、地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において、民間から各人権課題に関する専門家等を講師として招き、講義等を行っている。

さらに、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、民間企業や学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動である「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体へ委託し、実施している。

参考資料

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
(平成12年法律第147号) 資-2
 - 2 人権教育・啓発に関する基本計画 (第二次)
(令和7年6月6日閣議決定) 資-3
 - 3 令和7年における「人権侵犯事件」の状況について (概要)
..... 資-39
- ※参考資料掲載アドレス一覧 資-55

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を

提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）

（令和7年6月6日閣議決定）

第1章 はじめに

「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」¹（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されるものである。

そして、我が国の人権教育・啓発施策は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する「日本国憲法」の下で、平成14年に策定された基本計画²（以下「第一次計画」という。）に沿って進められてきた。

しかし、第一次計画の策定以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、我が国の人権状況は大きく様変わりしている。第一次計画においても指摘されていた国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在している。

とりわけ、近年においては、様々な人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているところ、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、ひいては、基本的人権の根幹を揺るがすおそれが生じることにもなりかねない。

また、国外の動きに目を向けると、第一次計画がよりどころとしていた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が平成16年に終了した後、国連では「人権教育のための世界計画」³を実施しているほか、企業に対して人権尊重に向けた取組を求める「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まるなどしており、人権に関する国際的潮流の動向にも変化が生じている。政府においては、第一次計画に掲げられた人権教育・啓発における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、新たに生起又は顕在化した人権課題についても、必要に応じて人権啓発活動強調事項に取り上げるなどしながら施策を行ってきたところであるが、第一次計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画を定めることとする。

第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

第一次計画策定後の社会経済情勢の変化は著しいものがあるが、特に、以下の点に留意する必要がある。

(1) 国際化

令和6年6月末の我が国の在留外国人数は358万8,956人と過去最高を記録した⁴。政府は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」⁵を策定し、目指すべきビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めている。

国際化は、都市部のみならず国内全ての地域で進んでおり、文化的背景の相違や無理解等による偏見や差別が依然として少なからず存在している。前記ビジョンを実現するためには、全ての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていくことが求められている。

また、経済活動の国際化も進んでいる。情報化ともあいまって、個人が日常的に国際的電子取引を行っているほか、多くの企業が世界各地に拠点を設けており、我が国は、特にアジア諸国と共にサプライチェーンを整備し、各国と強い経済的結びつきを有している。

(2) 情報化

平成20年代から、情報の拡散力が圧倒的に高いSNSが登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んだ。それにより全ての国民が、情報を瞬時に日本全国のみならず世界に向けて発信することが可能となった。このような情報化社会は、人々の生活を豊かにしている一方、一た

1 平成12年法律第147号

2 平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更。

3 平成16（2004）年12月国連総会決議

4 法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

5 令和4年6月14日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定。令和6年6月21日一部変更。

びインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化している。また、様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっている。

政府においても、①「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を改正⁶し、発信者情報の開示手続の簡易化や大規模プラットフォーム事業者への対応の迅速化及び運用状況の透明化の義務付けをしたほか、②「刑法」⁷を改正して侮辱罪の法定刑を引き上げるなどの対応を行った。また、総務省や法務省といった関係省庁等においても、インターネット上の人権侵害による被害に関する相談窓口を強化するなどの対応を行っている。

もっとも、各相談窓口等に寄せられる被害件数自体は高止まりを続けており、抜本的な解決には至っていないため、青少年を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は重要な課題である。

そして、インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多い上、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限られず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としているケースなど、その動機には様々なものが存在するという特質を有している。このことを踏まえ、今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発にも重点を置く必要がある。

また、インターネット上の人権侵害については、誹謗中傷等の投稿を削除することができる立場にあるプロバイダ等の事業者による自主的取組が望まれるところである。最近では、インターネット上の暴力的な表現等について、独自のアルゴリズムやAIなどを用いて積極的に削除するなど自主的な取組を進めている事業者も出てきており、事業者側の意識にも変化が生じつつある。そのため、インターネット上の人権侵害を解消するためには、今後も、こうした事業者による自主的取組が継続されるよう推奨することが重要である。

(3) 少子高齢化

令和5年の男性の平均寿命は81.09年、女性の平均寿命は87.14年である⁸。一方、同年の合計特殊出生率は、8年連続で低下して1.20となり、過去最低となった⁹。このように、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、65歳以上の者の割合が人口の21パーセントを超える超高齢社会を迎えており、「人生100年時代」といわれる現代において、超高齢社会への対応は喫緊の課題である。

身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守るという側面の取組は継続していくことが必要であるが、さらに、年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備や、学習や社会参加の促進など、高齢者が年齢にかかわらず生き生きとした人生を送ることができるよう支援することが重要である。

(4) 我が国における人権意識の変化

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、日本国憲法のみならず、我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にもものをもって行われている。

政府がおおむね5年ごとに行っている「人権擁護に関する世論調査」（以下「世論調査」という。）によると、平成15年2月に実施された調査においては、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されていることそれ自体を「知っている」と答えた者の割合が、回答者全体の80.0パーセントを占めていたのに対し、令和4年11月に公表された世論調査においては、同一の質問に対し、「知っている」と答えた者の割合は85.6パーセントまで増加しており、政府が行ってきた人権教育・啓発施策により、我が国における基本的人権についての周知度は向上しているといえる。

6 令和6年法律第25号による改正後の法律名は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」である。

7 明治40年法律第45号

8 厚生労働省「令和5年簡易生命表の概況」

9 厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計（確定数）の概況」

他方で、日本における人権侵害状況がどのように変わってきたと思うかに関する質問については、平成15年2月に実施された調査においては、「多くなってきた」と答えた者の割合が回答者全体の36.2パーセントを占めていたのに対し、令和4年11月に公表された世論調査においては38.9パーセントに増加している。

この結果は、前記のとおり我が国における基本的人権についての周知度は向上しているところ、それによる人権意識の高まりにより従前から存在していた人権課題が顕在化したことが原因とも考えられることから、直ちに我が国の人権状況が改善されていないことを示すものではないものの、社会経済情勢の変化に伴い、我が国における人権意識が変化していることを示すデータの一つといえる。

2 国際的潮流の動向

(1) 人権教育のための世界計画等

国連においては、第一次計画においてよりどころとされていた「人権教育のための国連10年」の終了に伴い、平成16（2004）年12月に「人権教育のための世界計画」を実施することが決定された。同世界計画は、「人権教育のための国連10年」と異なり、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（令和7（2025）年～令和11（2029）年）が展開されている。我が国は、これまでのいずれのフェーズにおいても「人権教育のための世界計画」決議案の共同提案国となっている。

人権教育・啓発を実施するに当たっては、国内に生じている個別の人権課題にフォーカスしたものとどまることなく、「人権」が持つ普遍性を理解し、このような世界計画等の趣旨を踏まえ、世界で新たに生じている動きにも目を向けながら、各種施策を推進していくことが必要である。

(2) 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

本来、人権を保護するのは国家の責務であるが、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業活動が社会や人権に与える影響について関心が高まり、企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、平成23（2011）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。この指導原則は、人権を保護する義務は国家にあることを再確認した上で、企業も人権を尊重する「責任」があるとして、国際人権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」¹⁰・「市民的及び政治的権利に関する国際規約」¹¹）及び国際労働機関（ILO）中核的労働基準に掲げられた権利を尊重することを求めるものであり、我が国では、この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、令和2年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定された。さらに、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」の2011年改訂、国際労働機関（ILO）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の2017年改定に際して、企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、令和4年9月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。

我が国においては、企業による自主的な人権に関する取組に一定程度の進展が見られるが、政府は、各企業がサプライチェーン¹²全体で更なる人権尊重の責任を果たすことができるよう、海外の法令への対応の更なる強化や、グローバル・ビジネスにおける予見可能性の向上等の観点から、各種施策を推進するとともに、特に海外の国家等の関与の下で人権侵害が行われている場合には、日本政府に期待されている役割を果たしていくことが求められている。さらに、企業による人権侵害の事案等が発生した場合の救済へのアクセスを確保していくことも必要である。

他方で、各企業についても、それぞれ人権方針を策定し、人権デュー・ディリジェンス¹³を導入・実践していくことや、効果的な苦情処理の仕組みを通じて救済を図ることなどが期待されており、今後、政府としては、人権尊重の責任を果たしていく各企業において、「人権の普遍性」を含め、「人権とは何か」ということへの認識が深まるとともに、各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進

10 昭和54年条約第6号

11 昭和54年条約第7号

12 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」においては、「サプライチェーン」とは、自社の製品・サービスの原材料や資源、設備やソフトウェアの調達・確保等に関する「上流」と自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に関する「下流」を意味するものと定義されている。

13 企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への負の影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する一連の流れのこと。

が図られるような人権教育・啓発を実施することが求められる。

(3) いわゆる「複合差別」の観点

人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されている¹⁴。

特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けるとことや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されている。

このような国際的な動向を踏まえ、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資する人権教育・啓発が求められる。

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。前記のとおり社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえても、人権を尊重することの重要性は損なわれるものではなく、更に増しているといえる。

そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

2 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないことを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び「教育基本法」¹⁵並びに国際人権規約、「児童の権利に関する条約」¹⁶等の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指す教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にかかしていくことが求められている。

3 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないことを旨としている（同法第3条）。その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権

14 「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号）前文、第6条のほか、令和6（2024）年の国連女性差別撤廃委員会の最終見解等

15 平成18年法律第120号

16 平成6年条約第2号

の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、共生社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、我が国が締結している人権諸条約の趣旨にのっとり、推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえ、次のような点を挙げるができる。

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発に関わる活動は、政府を始めとして、地方公共団体、企業を含めた民間団体等、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題が更に複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体の担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体が相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、粘り強くこれを実施する必要がある。

特に、人権教育・啓発を通じ、人権の意義や重要性を正しく理解するとともに、それらを直感的に捉える人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげることが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなどして、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきである。また、こどもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、こどもが発達途上であることに十分留意した上でこどもの資質や特性に合わせた内容及び手法を選択することが望まれる。

さらに、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるほか、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けるなど、様々な創意工夫が求められる。

他方で、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関する正しい知識の下、物事を合理的に判断して行動するように働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となつては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等

の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者（マジョリティ）」の理解が得られなければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意しなければならない。

このような点を踏まえ、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

第5章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、遵法意識を含む社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、学習指導要領等に基づき、一人一人の幼児児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指している。さらに、高等教育については、初等中等教育段階で育まれた資質・能力を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていくことを目指している。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進する。

第一に、あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい環境の整備及び学校の教育課程内外における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、アーカイブを活用するなどして、その成果を学校等に提供する。また、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権などの根底を貫く人間尊重の精神を具体的な生活にいかすことに留意し、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進するため、優れた授業動画等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を支援する。

第二に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営に努める。特に、暴力行為やいじめなどの課題が憂慮すべき状況にある中、あらゆる教育活動の中で規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第三に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実を図る。ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流など、体験活動の充実に取り組む。

第四に、地域に根差した人権擁護活動を行う人権擁護委員のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への参画や地域学校協働活動における人権啓発の取組等、学校と地域が連携・協働した人権教育を行うことができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進する。

第五に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促す。

第六に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為をすることは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進める。

イ 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、豊かな情操や自他の尊厳を尊重する心、生命を大切に作る心、善悪の判断などの人間形成の基礎を育む上で幼児期から重要な役割を果たし、全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。

第三に、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成及びその資質の向上を図るため、養成講習や研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、社会教育における指導体制の充実を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとよりその実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般に関わる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

人権啓発の内容に関しては、国民の理解と共感を得るという視点から、特に以下のものを挙げることができる。

(ア) 人権に関する基本的な知識の習得

令和4年11月に公表された世論調査において、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されていることについて「知っている」と回答した者が85.6パーセントを占めており、このような割合をできる限り増加させていくことが必要である。そこで、日本国憲法を始めとする人権に関わる国内法令や人権諸条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を引き続き推進する必要がある。

(イ) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発

従来行われてきた人権啓発は、人権侵害を受けやすいとされる人々をグループ化した上で、その対象となる人々に対する偏見や差別はあってはならないという意識を社会に広めることに主眼を置いたものであった。

当然ながら、そのような視点からの人権啓発は今後も重要であるが、「なぜ人権を侵害してはいけないのか」、「なぜ差別をしてはいけないのか」を真に理解するためには、日本国憲法、我が国が締結している人権諸条約等の趣旨を踏まえ、①自己及び他者に保障されている権利の内容や、それらの権利が公権力によって侵害される可能性を内在していること、②私人間においても権利の衝突が生じ得ること、その場合にも自己及び他者の権利を尊重しつつ調整を図る必要があることのほか、③権利が侵害され又は侵害されそうになった場合に自己の権利を守る方法があることをも正しく理解した上で、全ての人々が権利の享有主体であるということを認識しつつ行動することができるような取組を行う必要がある。

このような視点は、特に、こどもを対象とした人権教育・啓発に共通して重要なものであり、令和5年4月に施行された「こども基本法」¹⁷⁾に基づく「こども大綱」¹⁸⁾においても、こども・若者は権利の主体であるとされている。こどもの発達段階に応じて、自らが権利の主体であること、「人権とは

17 令和4年法律第77号

18 令和5年12月22日閣議決定

何か」、「自己や他者の人権を守るとはどういうことか」ということを分かりやすく伝えていくことが求められる。

自らが、そして相手が権利の主体であることを実感をもって理解することは、社会生活のあらゆる場面において、自己と異なる他者を認め、それを尊重し、お互いの幸福のためにどうすべきかを考える態度につながっていく。このように、全ての人々が権利の享有主体であることを認識し得る人権啓発は、多様性・包摂性が確保された社会を実現するための基礎となるものであり、極めて重要である。

イ 方法

人権啓発の方法に関しては、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点として、以下のものを挙げることができる。

(ア) 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的には、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自己の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択も重要であり、例えば、子どもに対する人権啓発としては、遊びの要素を取り入れた活動や、動画等様々な素材を活用して人権について考えること、子どもが人権をテーマにした作文を書くことや人権に関する標語を考えること等を通じて、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めることを促すなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年に対しては、シンポジウム・講演会等のイベントの開催や人権啓発動画の配信などのインターネットを活用した啓発活動等を通じて、人権に関する様々な知識の習得や豊かな人権感覚を培っていくことが重要である。

(イ) 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼び掛けを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待することができる。特に、その具体的な事例が自己の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるため、地域の実情に応じた啓発活動として、具体的な事例を活用することは効果的である。また、実際に人権侵害の被害を受けた当事者の言葉は、被害の深刻さ等を迫真性をもって伝えることができることから、積極的に取り入れることが望まれる。ただし、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、その事例において対象となった人々に対する偏見や差別はあってはならないという意識を醸成するだけでなく、その前提として、全ての人々が権利の享有主体であるということへの理解を深めることも重要である。

(ウ) 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発動画の配信等の啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が様々な人権課題を「誰かのこと」ではなく自己のこととして捉える意識を醸成するという観点からすると、このような受け身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法¹⁹にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それに関する知識や理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

19 例えば、各種のワークショップや障害者スポーツ体験等

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在している。

とりわけ、近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどの様々な機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線LANの利用環境も拡大するなど誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散をすることが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となった。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在していたが、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な問題であった。近年は、これに加えて情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している。

また、SNS等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題である。

加えて、このようなインターネット上の人権侵害は、後記（２）に掲げる個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、インターネット上の誹謗中傷への総合的な対策として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」²⁰を策定し、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取組等を推進しているほか、令和４年７月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」²¹による侮辱罪の法定刑の引上げや、令和７年４月に施行された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」²²（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めている。

また、政府においては、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」²³を策定し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を含めた取組を推進している。

さらに、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点に重点を置いた教育・啓発のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要がある。

こうした動向等を踏まえ、インターネット上の人権侵害の解消に向けた教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア 人権教育・啓発等

- (ア) 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。（こども家庭庁、関係省庁）
- (イ) 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」²⁴に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。（こども家庭庁、関係省庁）
- (ウ) インターネット上の誹謗中傷に関して、警察庁ウェブサイト等を通じて、広く国民に対する広報啓発活動を推進する。（警察庁）
- (エ) インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において、サイ

20 令和２年９月総務省

21 令和４年法律第67号

22 平成13年法律第137号。なお、同法は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第25号）により、いわゆる「プロバイダ責任制限法」を改正し、法律の題名及び略称を改めたものである。

23 現行の計画（第6次）は、令和６年９月こども政策推進会議決定

24 令和４年５月20日犯罪対策閣僚会議決定

- バーパトロールのほか、非行防止教室や保護者説明会等における啓発活動を推進する。（警察庁）
- (オ) 私事性的画像に係る事案（リベンジポルノ）に関し、違法行為に対して厳正に対処するとともに、被害防止のための広報啓発活動を推進する。（警察庁、法務省）
- (カ) 「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS事業者団体等と共同で開設している人権啓発サイトにおいて、SNS上のやり取りで悩む方に役立つ情報の発信を推進する。（総務省、法務省）
- (キ) 情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした児童・生徒、保護者・教職員等を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施を推進する。（総務省、文部科学省）
- (ク) インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成・公表し、誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を行う。（総務省）
- (ケ) インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進する。（法務省）
- (コ) 学校において、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度である「情報モラル」を育成するための指導を行う。（文部科学省）
- (サ) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」²⁵等に基づき、インターネットの適切な利用に関して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進する。（文部科学省）
- (シ) 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）

イ 相談・支援等

- (ア) インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」の運営を支援する。（総務省）
- (イ) インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めするなどして適切な解決を図る。（法務省）

(2) 各人権課題に対する取組

ア 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²⁶（以下「女子差別撤廃条約」という。）においては、締約国に対し、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、あらゆる活動の場における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もある。また、職場や家庭における課題はいまだ残っており、例えば、令和4年度の内閣府の調査によれば、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることが明らかとなっている。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等による女性の人権侵害は、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の問題も存在している。さらに、東日本

25 平成20年法律第79号

26 昭和60年条約第7号

大震災を始めとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、災害時における女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題も生じるなど、我が国が目指す男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

男女平等の実現は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識である。平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」では、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、これに基づく「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされ、現在、各国政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく「ジェンダー主流化」が進んでいる。

我が国においても、従来、国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組について内閣府を中心に展開しているほか、男女の人権の尊重を基本理念の一つとして掲げる「男女共同参画社会基本法」²⁷に基づく「男女共同参画基本計画」²⁸に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られている。

さらに、女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していることから、支援を必要とする女性自身の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築するものとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」²⁹が令和6年4月に施行された。同法においては、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間団体の協働により、早期から切れ目なく支援を行うこととされている。

こうした動向等を踏まえ、女性に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

なお、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等は、性別にかかわらず、重大な人権侵害である。各施策を実施するに当たっては、この点にも十分に留意するものとする。

ア) 人権教育・啓発等

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼び掛け、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、国民的広がりを持って地域に浸透する広報・啓発活動を積極的に展開する。（内閣府）
- ③ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するため、「男女共同参画推進本部決定」³⁰に基づき、全国的な運動として「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、本運動期間に限らず、広報啓発の取組を推進する。（内閣府、法務省、関係省庁）
- ④ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」³¹等に基づき、地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。（内閣府）
- ⑤ 女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書の内容の周知に努める。（内閣府、外務省）
- ⑥ 性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力の根絶に向け、厳正な取

27 平成11年法律第78号

28 現行の計画（第5次）は、令和2年12月25日閣議決定（令和5年12月26日一部変更）

29 令和4年法律第52号

30 平成13年6月5日

31 令和2年5月内閣府男女共同参画局決定

締りを行うとともに、被害の防止等に関する広報啓発を推進する。また、被害者の人権を守る観点から、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用等の必要な体制を整備するとともに、警察官等に対する各種研修について、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修の拡充等に努める。

(警察庁)

- ⑦ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、国民一人一人の人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ⑧ UN Women(国連女性機関)を始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る。(外務省、関係省庁)
- ⑨ 学校等の教育機関においては、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努める。また、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援する教育プログラムの普及・充実に向けた取組を推進する。(文部科学省)
- ⑩ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑪ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止のため、労働局における行政指導等の実施や集中的な周知・広報、研修動画の配信等により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」³²の履行確保を図る。(厚生労働省)
- ⑫ 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、女性の経営参画や農山漁村に関する方針策定への参画を推進するための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑬ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。(内閣府、関係省庁)
- ⑭ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。(警察庁)
- ⑮ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)

(イ) 相談・支援等

- ① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を中核とする支援体制の充実を図るとともに、こども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。(内閣府、関係省庁)
- ② 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」³³(以下「AV出演被害防止・救済法」という。)による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。(内閣府)
- ③ 配偶者等からの暴力の被害者がためらうことなく相談することができるよう、「配偶者暴力相談支援センター」等の相談窓口について一層の周知を図る。また、研修教材の作成・配布等により、相談・支援の質の向上を図る取組を推進する。(内閣府、厚生労働省)
- ④ 妊娠期から相談支援を行う「こども家庭センター」の体制整備を進めており、引き続き、相談窓口の周知や妊産婦支援に関わる関係機関や民間団体との連携を促していく。
あわせて、妊産婦等生活援助事業により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供等を含めた包括的な支援を提供する。(こども家庭庁)

32 昭和47年法律第113号

33 令和4年法律第78号

- ⑤ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ⑥ DVやセクハラ等の女性に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑦ 多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑨ 「女性相談支援センター」等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行う。（厚生労働省）

イ こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、「児童福祉法」³⁴や「児童憲章」³⁵、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が示されている。

しかし、こどもの人権問題として、学校においては、児童生徒の暴力行為や、いじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在している。また、スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリケーションソフトウェア等の多様なサービスの利用が児童に普及する中で、SNSやインターネット上でいじめを受ける事案も生じている。いじめ対策については、「いじめ防止対策推進法」³⁶の成立等を受け取組が進められているが、依然として大きな社会問題となっている。

学校という場を離れても、インターネット利用の普及を受けて児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力の被害者となる事案、AV出演被害等も発生しているほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する問題なども生じている。

さらに、家庭においては、児童虐待への対応として「児童虐待の防止等に関する法律」³⁷及び児童福祉法等の改正により制度的な充実を図っているものの、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として多い状況にあり、こどもの権利利益の擁護が我が国の喫緊の課題となっている。

こうした中、こどもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が令和5年4月に設置され、あわせて、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が施行された。

また、政府においては、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、こども施策の基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱や、それに基づく具体的な施策を一元的にまとめた「こどもまんなか実行計画」³⁸を策定し、幅広いこども施策を一体的に推進している。

もともと、令和6年の小・中・高生の自殺者数は過去最多となるなど、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。

こうした動向等を踏まえ、こどもに関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

34 昭和22年法律第164号

35 昭和26年5月5日制定

36 平成25年法律第71号

37 平成12年法律第82号

38 令和6年5月31日こども政策推進会議決定

- ① 毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を中心に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の予防啓発や被害の相談先の周知を推進する。（内閣府）
- ② 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（こども家庭庁、警察庁、文部科学省）
- ③ こども・若者向けに、児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を分かりやすく説明した、やさしい版のこども基本法パンフレットや動画等をこども家庭庁ウェブサイトに公表し、イベント等でも紹介することで、こども基本法及び児童の権利に関する条約について広く発信する。同様に、一般向けのパンフレットの配布や動画等の公表によって、一般向けにも広く発信する。学校、児童館等において、こども基本法等に関する出張講座の開催に向けて取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わるおとな等が、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携しながら、研修などを通じて、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。（こども家庭庁）
- ④ 「保育所保育指針」³⁹における「人権を大切に育てる心」を育てるため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士等保育に従事する者に対する人権教育・啓発の推進を図る。（こども家庭庁）
- ⑤ 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。（こども家庭庁、関係省庁）【再掲】
- ⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。（こども家庭庁、関係省庁）【再掲】
- ⑦ こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会を目指して、学校や地域社会とも連携し、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、こどもの人権への理解を深め人権尊重の意識を高めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑧ 無戸籍問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題であるため、無戸籍状態の解消に向けた啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑨ 児童の権利に関する条約や、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」⁴⁰及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」⁴¹の実施に関し、条文その他の情報を外務省ウェブサイトで公開し、内容の周知に努める。（外務省）
- ⑩ こどもの豊かな心や創造性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や、自然体験活動などの様々な体験活動の実施を推進する。（文部科学省）
- ⑪ こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」が、全国の学校等で実施されるよう、引き続き普及展開に向けた取組を支援する。（文部科学省）
- ⑫ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑬ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員に

39 平成29年厚生労働省告示第117号

40 平成16年条約第10号

41 平成17年条約第2号

よるこどもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

- ⑭ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。（内閣府、関係省庁）
【再掲】
- ⑮ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。（警察庁）【再掲】
- ⑯ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実を図るとともに、子ども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。（内閣府、関係省庁）【再掲】
- ② AV出演被害防止・救済法による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。（内閣府）【再掲】
- ③ 暴力行為やいじめ、不登校などの課題の解決に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や「24時間子供SOSダイヤル」の実施など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度等の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関の連携の下、適切に対応することができるよう、関係者から構成される組織を整備する等地域ぐるみの支援体制を整備していく。さらに、見守り活動などにより、学校におけるこどもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置を推進する。（こども家庭庁、文部科学省）
- ④ 児童相談所、こども家庭センター等における相談支援体制の強化を図る。また、併せて「児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』」や「親子のための相談LINE」等の運用・周知啓発により、ためらわずに児童相談所等に通告・相談ができるような環境を整備する。（こども家庭庁）
- ⑤ スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進する。（警察庁）
- ⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、児童ポルノの流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組を推進する。（警察庁）
- ⑦ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行う。また、被害少年のニーズや相談内容に応じた相談窓口を提供するシステムをウェブサイト上で運用するなど、被害少年やその保護者が相談しやすい環境を整備する。（警察庁）
- ⑧ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ⑨ いじめや児童虐待等のこどもの人権問題について、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」、「こどもの人権SOS-eメール」、チャット人権相談といった多様なチャンネルを通じて、全国の法務局・地方法務局において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑩ 保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑪ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じると

ともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）【再掲】

ウ 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。とりわけ、我が国の高齢化はますます進行し、人口減少ともあいまって令和19年には国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれている。そうした中において、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する等の経済的虐待等について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」⁴²に基づく取組は行われているものの、高齢者の人権問題は、依然として深刻な状況にある。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながる。そして、そのことは、将来いずれ高齢期を迎える世代の人にとっても安心して豊かに暮らせる社会づくりをしていくことにほかならない。全ての世代の人が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要がある。

さらに、近時においては、急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加している。年齢にかかわらず、国民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や国民の誰もが認知症になり得るという状況に鑑みれば、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきかを考える時代が来ている。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」⁴³は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とするものである。政府においては、同法に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」⁴⁴を策定し、共生社会の実現に向けて、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、若年性認知症を含めた認知症施策に関する取組を推進している。

また、政府においては、「高齢社会対策基本法」⁴⁵に基づき、高齢者にとっても、他の世代の人にとっても暮らしやすい社会の実現に向けて、「高齢社会対策大綱」⁴⁶を策定し、それらに基づき、高齢者が安心して生活を営むことができる環境の整備に向けた取組を推進している。

こうした動向等を踏まえ、高齢者に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア) 人権教育・啓発等

- ① 高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発を図る。（内閣府）
- ② 高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、高齢者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ 学校教育においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動や職場見学、職場（就業）体験等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉等の超高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深められるよう努める。（文部科学省）
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 高齢者虐待防止のための取組の一層の推進を図る。（厚生労働省）

42 平成17年法律第124号

43 令和5年法律第65号

44 令和6年12月3日閣議決定

45 平成7年法律第129号

46 現行の大綱は、令和6年9月13日閣議決定

- ⑥ 「敬老の日」、「老人の日」、「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるための機会を提供する。（厚生労働省）
- ⑦ 学校教育及び社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための教育を推進する。（文部科学省、厚生労働省、関係省庁）
- ⑧ 認知症の人に関する正しい理解を深めるため、本人発信を含めた運動を展開する。（厚生労働省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 高齢者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方方法務局のほか、老人福祉施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ③ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援等に関する情報提供の促進を図る。（厚生労働省）

エ 障害者

(ア) 障害者施策の基本的な枠組み

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。「障害者基本法」⁴⁷では、この理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「障害者基本計画」⁴⁸を策定することとされており、政府は、同基本計画に基づき具体的な取組を推進している。

国際的動向としては、平成18年（2006年）に国連総会において「障害者の権利に関する条約」⁴⁹（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている。

我が国においては、同条約の批准に当たり、障害者基本法を改正し、障害者の定義を見直し、「障害の社会モデル」を採り入れるとともに、障害者に対する差別の禁止を基本原則として明記した。そして、この基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」⁵⁰（以下「障害者差別解消法」という。）を制定し、平成28年4月に施行した。さらに、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする障害者差別解消法の改正法⁵¹が令和6年4月に施行された。加えて、政府では、障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」⁵²を策定し、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示している。この基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、また、主務大臣は、事業者における取組に資するための対応指針を定めている。

(イ) 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

旧優生保護法については、昭和23年から平成8年までのおよそ48年間に、多くの人々が、同法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。平成30年1月、旧優生保護法国家賠償請求訴訟が初めて提訴され、令和6年7月3日には、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国の損害賠償責任を認める旨の最高裁判所判決が言い渡された。

上記判決を受け、令和6年9月30日には、旧優生保護法問題の全面的な解決を目指し、優生保護法

47 昭和45年法律第84号

48 現行の計画（第5次）は、令和5年3月14日閣議決定

49 平成26年条約第1号

50 平成25年法律第65号

51 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）

52 現行の方針は、令和5年3月14日閣議決定。令和6年4月1日施行。

被害全国原告団等との間で基本合意書が交わされ、同年10月8日には、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられた被害者及びその家族に対する補償金等の支給等を定める「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」⁵³が成立した。政府としては、日本国憲法に違反する規定を執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて真摯に反省をし、このような事態を二度と繰り返さないよう、障害者に対する偏見や差別を根絶し、全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、全府省庁を挙げて全力を尽くさなければならない。

政府では、令和6年7月3日の最高裁判決を受け、同月26日に全ての府省庁の閣僚を構成員とし、内閣総理大臣を本部長とする障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を設置し、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、障害当事者から意見聴取を重ねつつ検討を進め、同年12月27日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）が策定された。

行動計画は、「1 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進」、「2 公務員の意識改革に向けた取組の強化」、「3 ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化」、「4 障害当事者からの意見を踏まえた今後に向けた更なる検討」の4つの柱で構成されており、必要な施策について速やかに実行に移しつつ、継続的にフォローアップすることとしている。

こうした動向等を踏まえ、障害者に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ウ) 人権教育・啓発等

- ① 「障害者週間」における各種行事を実施するとともに、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。（内閣府）
- ② 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、差別事例や合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し、ウェブサイト等を通じて公表するなどの取組を行う。（内閣府）
- ③ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進める。また、障害者差別解消法では、事業者による合理的配慮の提供を義務付けているところであり、業種別に策定されている対応指針に基づき事業者において必要な取組が行われるよう、事業所管省庁と連携して普及啓発及び指導を行う。（内閣府、関係省庁）
- ④ 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材を作成し、学校教育において活用を図るとともに、同教材を講演会等の人権啓発活動にも活用する。（こども家庭庁、法務省、文部科学省）
- ⑤ 障害者に対する偏見・差別や障害者を排除しようとする優生思想のない社会の実現を目指し、社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じて障害当事者の参画を得つつ、国民一人一人の人権意識を高め、「障害の社会モデル」に基づき障害者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑥ 障害者権利条約に関し、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、同条約の概要や意義等について、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやウェブサイトを通じた広報を行う。（外務省）
- ⑦ 障害のあるこどもの自立と社会参加に向けて、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。また、障害者差別解消法の趣旨を踏

まえ、各学校において、合理的配慮が適切に提供されるよう取組を進める。加えて、「交流及び共同学習」を各学校で推進するための取組等を通して、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進を図る。（文部科学省）

- ⑧ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑨ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図る。（文部科学省）
- ⑩ 「身体障害者補助犬法」⁵⁴の趣旨及び補助犬の役割等について一層の周知を図る。（厚生労働省）
- ⑪ 地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解の促進に向けた情報発信を推進する。（厚生労働省）
- ⑫ 毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」⁵⁵に、一般社団法人日本自閉症協会及び厚生労働省の主催で東京タワーをブルーライトアップするなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための取組を推進する。（厚生労働省）
- ⑬ 障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（全国アビリンピック）を開催する。（厚生労働省）
- ⑭ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」⁵⁶の一層の広報・啓発を図るほか、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援事業費等補助金）等を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施を推進する。（厚生労働省）

(エ) 相談・支援等

- ① 障害者差別解消法に基づき、地方公共団体職員を対象とするブロック研修を通じて相談対応を担う人材育成に係る研修の実施を支援する。また、障害者、事業者等からの相談に対して、法令の説明や地方公共団体等の適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口を開設し、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組む。（内閣府）
- ② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ③ 障害者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、障害者支援施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において、障害特性や程度に応じて円滑に意思疎通を図ることができるよう、相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。その際、人権侵害性の有無にかかわらず、事案に応じて障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的に啓発を行う。（法務省）

オ 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきた。特に戦後は、特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化した。

こうした状況の下、平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」⁵⁷が公布・施行された。

54 平成14年法律第49号

55 平成19（2007）年12月国連総会決議

56 平成23年法律第79号

57 平成28年法律第109号

同法第1条では、部落差別に関し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」とした上で、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、同法第6条において、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定している。

また、同条に基づく調査が平成30年度から令和元年度にかけて実施され、その結果、教育・啓発に関する今後の施策の在り方として、以下の点が示された⁵⁸。

- ・ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある。
- ・ 部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要である。

こうした動向等を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア) 人権教育・啓発等

- ① 部落差別（同和問題）の解消を推進し、もって部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、部落差別（同和問題）を解消する必要性に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 地方公共団体が講ずる部落差別（同和問題）の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。（法務省）
- ③ 部落差別（同和問題）の解消の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省、関係府省庁）
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 社会的身分又は門地などの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。（厚生労働省）
- ⑦ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている部落差別（同和問題）を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁業等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑧ 中小企業・小規模事業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、部落差別（同和問題）を含む人権問題への理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑨ 不動産業界に対し、機会を捉え、教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請するとともに、宅地建物取引士の法定講習等において、部落差別（同和問題）を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施する。（国土交通省）

イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 部落差別（同和問題）をめぐる人権問題等について、全国の法務局・地方方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、インターネット上で特定

の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるとの考えの下、原則として削除要請等の措置を講ずる。（法務省）

- ③ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。（厚生労働省）【再掲】

カ アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である。政府では、衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」⁵⁹及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書⁶⁰を踏まえ、内閣官房長官が座長を務めるアイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人々の意見等を聴いて、アイヌ政策の推進を図ってきた。令和元年5月には、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」⁶¹（以下「アイヌ施策推進法」という。）が施行された。

アイヌ施策推進法では、アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならない。国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこととされた。また、何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされた。

令和2年7月には、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う施設として、北海道白老町に民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）が開業した。

こうした動向等を踏まえ、アイヌの人々に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア 人権教育・啓発等

- ① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。（内閣官房）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ④ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的な人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑦ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関

59 平成20年6月6日

60 平成21年7月29日アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会決定

61 平成31年法律第16号

する理解を深めるための啓発活動等を推進する。(厚生労働省)

(イ) 相談・支援等

- ① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。(内閣官房) 【再掲】
- ② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】
- ③ アイヌの人々に対する差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。(厚生労働省) 【再掲】
- ⑤ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みに関する電話相談に対応する生活相談充実事業(アイヌの人々のための電話相談事業)を通じて、不安や孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体、アイヌ関係団体等へ紹介等を行う。(厚生労働省)

キ 外国人

我が国に在留する外国人数は増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活において外国人はより身近な存在となっている。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障している。また、我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」⁶²は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。これらを踏まえ、政府では、これまでも外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んできた。

こうした取組の結果等もあり、外国人に対する理解は進んでいるものと考えられるが、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人が就労の場面で不利益を受けたり、入居・入店を拒否されたりするなど他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題は、依然として根強く存在している。

こうした中、政府においては、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(毎年改訂)の策定のほか、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを策定した。そのビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」の実現を掲げ、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進している。

こうした動向等を踏まえ、外国人に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 外国人に対する偏見や差別を解消し、全ての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、外国人の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 出入国在留管理庁において、政府が日本人と外国人との共生社会を築くために進める取組について掲載した「HarmoniUP!」を作成・公表することにより、お互いが人権を尊重する共生社会の実現のための意識の醸成に努める。(法務省)
- ③ 毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」として定め、法務省を始め、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成に係る啓発活動、情報発信等を全国で実施することにより、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸

成・理解の促進に努める。(法務省、関係省庁)

- ④ 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として定め、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労対策のほか、外国人を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行っており、引き続き同活動を推進する。(法務省、関係省庁)
- ⑤ 学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させるとともに、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む。(文部科学省)
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省) 【再掲】
- ⑦ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。(内閣府、関係省庁) 【再掲】
- ⑧ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。(警察庁) 【再掲】
- ⑨ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省) 【再掲】
- ⑩ 我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際機関を通じ、帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業を実施する。また、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成のリーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努める。(外務省)

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省) 【再掲】
- ② 日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、多言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)
- ③ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省) 【再掲】
- ④ 女性相談支援センター等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。(厚生労働省)

ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

2000年代後半以降、特に2010年代に入ってから、特定の民族や地域的身元など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなどヘイトスピーチが社会問題化するようになった。

こうした状況の中、平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の

推進に関する法律」⁶³が成立し、公布施行された。同法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を本邦外出身者に対する「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、そのような不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、その解消の必要性について国民の理解を深め、不当な差別的言動のない社会を実現することを理念として定めるとともに、国民の理解を深めるために必要な教育及び啓発を行うことなどを規定している。

また、同法が施行された平成28年から、政府は、関係省庁及びヘイトスピーチ対策に関係を有する地方公共団体が参加する「ヘイトスピーチ対策専門部会」を開催し、ヘイトスピーチの解消に向けた取組等に関する情報交換、意見交換及び連携協力に向けた協議を行い、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な取組を進めている。

さらに、地方公共団体においても、当該地域の実情に応じて、ヘイトスピーチの解消に向けた条例の制定や、公の施設におけるヘイトスピーチを伴う活動を防止するための公の施設の利用許可に関するガイドラインの策定などが行われている。

これらの取組等もあり、我が国における極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する市民グループが行う街頭デモ等の件数については減少傾向が見られるものの、一部の地域においては、依然としてヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が継続して行われており、いまだ問題となっている。加えて、SNSや電子掲示板等のインターネット上でのヘイトスピーチも後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している状況がみられる。

一方で、国際的な動向をみると、ヘイトスピーチは、暴力を煽り、多様性や社会の結束を弱体化させ、共通の価値観と原則を脅かすものであり、人種差別、外国人嫌悪、女性蔑視を助長し、平和と安全、人権、持続可能な開発を促進する取組に深刻な影響を及ぼすとの認識の下、令和元年（2019年）に、国連は、「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」を発表し、「ヘイトスピーチは民主主義の価値、社会の安定と平和に対する脅威である。」と指摘しており、ヘイトスピーチが社会全体を脅かす問題であると位置付けている。その2年後の令和3年（2021年）には、国連総会において、毎年6月18日を「ヘイトスピーチと闘う国際デー」と制定した上で、国連事務総長が「ヘイトスピーチはあらゆる人々にとって危険であり、それと闘うことは私たち全員の責務」であるとして、ヘイトスピーチを解消するための行動を加盟国に呼び掛けている。

こうした動向等を踏まえ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア) 人権教育・啓発等

- ① 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかについて情報提供・共有を行うことの重要性に留意しつつ、ヘイトスピーチはあってはならないことの理解を促進するための人権啓発活動を推進する。（法務省）
- ② ヘイトスピーチの解消に向けた人権教育を実施するに当たっては、社会科などと連携することも重要であることを踏まえ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害

事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、集団等に対する不当な差別の言動に係る事案を認知した場合においても、事案に応じた適切な対応を行う。（法務省）

ケ 感染症の患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれる。このことは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）の世界的なまん延の中で我が国においても大きな社会問題となったが、とりわけ、近年は、SNS等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにもつながりかねない。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者等の人権を尊重するためには、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要がある。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、発熱等の急性感染期、無症候期があり、HIV感染により免疫力が低下し、健康な状態ではかかりにくい日和見感染症や悪性腫瘍等の一定の病気が発症した状態をエイズ（AIDS）と呼んでいる。HIVには今なお世界中で多くの人が感染しており、我が国においても昭和60年3月に最初のエイズ患者が報告されて以降、新規HIV感染者、新規エイズ患者は減少傾向にあるものの、現在も年間で千名程度の報告がある。

一方で、HIVの感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、医学的知見の蓄積と新しい治療薬の開発等もあり、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズの発症を抑えることができ、通常の生活を送ることが可能である。

HIVに対するこのような理解は、社会に浸透しつつあるが、過去の情報等から定着した固定観念による正しい知識や理解の不足等に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在している。

感染症の患者等の人権の尊重については、平成10年10月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」⁶⁴において基本理念として掲げられているほか、具体的な取組の方向性を示した「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」⁶⁵が同法に基づき策定されている。

こうした動向等を踏まえ、HIV感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「世界エイズデー」の開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

イ 肝炎ウイルス感染者等

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気であり、肝炎患者の多くはB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因するものである。

これらの肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するものであり、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接接触れるのを防ぐこと等が重要であるが、これら以外の普段の生活の中において、B型肝炎やC型肝炎に感染する

64 平成10年法律第114号

65 平成11年4月1日厚生省告示第115号

ことはない。

しかし、肝炎ウイルスに関するこのような理解が十分ではなく、依然、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要である。

感染症の患者等の人権の尊重については、「(ア) HIV感染者等」にも記載したとおりであるが、肝炎については、これに加え、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」⁶⁶において、肝炎対策の実施に当たり、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することが定められているほか、同法に基づき策定されている「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」⁶⁷においても、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項が定められている。

こうした動向等を踏まえ、肝炎ウイルス感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① 肝炎に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「日本肝炎デー」の開催等を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
 - ② 集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者に対する偏見・差別をなくすことを目的として、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を全国の中学3年生の教員向けに配布・周知する。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義(集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動)」について、全国の中学校に周知する。(文部科学省、厚生労働省)
 - ③ 感染症患者に対する偏見・差別や人権をテーマとした調査研究事業を行い、研究の成果を踏まえた上で、肝炎患者等に対する偏見・差別の解消に向けた取組を推進する。(厚生労働省)
- (ウ) **新型インフルエンザ等の感染者等**

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

とりわけ、新型コロナについては、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなったが、これに加え、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別等の様々な人権問題も深刻な問題となった。新興感染症等に基づく偏見や差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、これに対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」⁶⁸について、令和3年2月にその一部を改正し、差別的取扱い等を防止するための国及び地方公共団体の責務として、広報その他の啓発活動を行うものとする規定(第13条)を設けたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」⁶⁹について、令和6年7月、新型コロナへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現が一つの目標として掲げら

66 平成21年法律第97号

67 平成28年6月30日厚生労働省告示第278号

68 平成24年法律第31号

69 令和6年7月2日全面改定

れた。

さらに、同行動計画に係る目標を実現するための取組を掲載する「新しい『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』における各分野の取組」においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」等を掲げている。

こうした動向等を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

(エ) (ア) から (ウ) までに共通 (人権教育・啓発等)

人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

(オ) (ア) から (ウ) までに共通 (相談・支援等)

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 感染症に関連する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

コ ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

しかし、かつて我が国においては、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで継続した。こうした長期にわたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長された。例えば、療養所入所者は家族との関係を断たれ、療養所に入所しなかった者や療養所から退所した者も、病歴を周囲に隠して生活せざるを得なかった。患者・元患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた。

平成13年5月、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が言い渡されたこと等を受け、ハンセン病問題の重大性が国民に明らかにされるとともに、ハンセン病患者・元患者に対する損害賠償、名誉回復、福祉増進等の措置が採られるようになった。

その後、平成21年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」⁷⁰が施行され、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する課題の解決のために、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められた。

また、国際場裡においても、我が国の経験をいかして、ハンセン病に関する偏見や差別の撤廃に向けた取組を推進しており、平成20年（2008年）以降、過去7回にわたり、全世界におけるハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受を実現し、平等な社会参加を妨げる患者等への偏見や差別を撤廃することを目的に、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択されている⁷¹。

さらに、令和元年7月には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病隔離政策によって、ハンセン病患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

それにもかかわらず、令和5年度に実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査の結果等によれば、「ハンセン病元患者の身体に触れる」、「ホテルなどで同じ浴場を利用する」、「ハンセン病元患者の家族と自身の家族が結婚する」といったことに対して抵抗感を示した者が約2割に及ぶなど、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっている。

こうした動向等を踏まえ、ハンセン病患者・元患者及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれている現状等への理解を深めるための人権教育・啓発を推進する。また、ハンセン病問題に関する人権教育・啓発を行うに当たっては、かつて国が採った強制隔離政策が誤りであったことを明確に認め、関係省庁が連携・協力して推進する。その上で、ハンセン病問題に関する普及啓発活動等（ハンセン病資料館の運営等を含む。）については、正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意し、教育・啓発活動に参加する者がハンセン病問題を自分の課題として捉えられるよう工夫し、当事者性の意識付けを図るとともに、ハンセン病元患者やその家族等の当事者からの語りを重視した普及啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、学校や社会が偏見や差別の加害現場となったことを踏まえ、啓発資料の適切な活用等により当事者性の意識付けを図る。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ② 前記①の人権教育・啓発等においては、ハンセン病患者・元患者及びその家族の生きた証しに係る種々の記録を保存活用し、その名誉の回復を図り、再発を防止するために、国は、国立ハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館（資料館）における普及啓発等の充実を図り、その利用について積極的な取組を進める。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ③ ハンセン病問題に関する国民の意識調査を今後も継続して実施することを検討し、その意識調査の結果等も踏まえ、人権教育・啓発の向上を図るとともに、偏見・差別の解消のために必要な施策を推進していく。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ④ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、かつて国が採った強制隔離政策などのハンセン病政策の歴史と反省も踏まえ、国連人権理事会への決議案提出やハンセン病差別撤廃に関する特別報告者との協力等を通じ、国際社会において積極的な取組を進める。（外務省）
- ⑤ 国の強制隔離政策によって偏見・差別が作出・助長された問題であることを学ぶというハンセン病問題学習が持つ極めて重要な性格に留意しつつ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。また、ハンセン病患者・元患者及びその家族等を含む個別の人権課題について、教職課程を履修する学生の理解増進を図るため、教職課程を置く大学に対し

71 第53回人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」等

「教職課程認定申請の手引き」による情報提供や説明会等の機会を通じて周知を行うなどして、各大学における取組を推進する。（文部科学省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② ハンセン病患者・元患者及びその家族に関し、日常生活における差別や社会復帰の妨げとなる行為等が発生した場合における相談窓口として、既設の全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口の機能やハンセン病問題に特化した相談窓口の充実に努める。また、そのような行為等が発生した場合における人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応を積極的にいき、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省、厚生労働省）
- ③ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別により生じる生活上の不安や苦痛、人権問題の解決を図るため、当事者自身による不安や苦しみの解消のためのピア相談事業等の事業を積極的に実施する。また、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口との一層の連携を図るとともに、社会復帰者や家族等の社会における共生の場づくりに努める。（法務省、厚生労働省）

サ 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が必要不可欠である。

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」⁷²が制定され、同月に施行された。同法は、基本理念の一つに、「犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。」（第3条第1項）ことを掲げるとともに、「国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする」（第22条第1項）こととした。

これらを受け、政府は、同法に基づき策定した「再犯防止推進計画」⁷³の基本方針の一つに、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、「更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。」を掲げた。

また、刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する偏見や差別の問題もあり、こうした動向等を踏まえ、刑を終えて出所した人等及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消し、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰に資するよう広報・啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 「再犯防止啓発月間」や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する。（法務省）
- ③ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

(イ) 相談・支援等

72 平成28年法律第104号

73 現行の計画（第二次）は、令和5年3月17日閣議決定

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

シ 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等のインターネット上で書き込まれることなどにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

犯罪被害者等⁷⁴の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」⁷⁵が施行され、保護、捜査、公判等の過程における犯罪被害者等の人権への配慮やその置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発等を講ずるほか、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされた。また、同法に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」⁷⁶においては、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、「国民の総意を形成しながら展開されること」などの基本方針を定めるとともに、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」等の重点課題を掲げている。

こうした動向等を踏まえ、犯罪被害者及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア) 人権教育・啓発等

- ① 犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるため、「命の大切さを学ぶ教室」の開催や様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動を実施するとともに、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、集中的な広報啓発活動を実施する。（警察庁）
- ② 犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるための広報・啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ 犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレット及び被害者等向けDVDを作成し、全国の検察庁等に配布するほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載し、情報提供を行う。（法務省）
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教育の充実を図るとともに、地方公共団体の職員に対して犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供する研修等を実施するほか、民間被害者支援団体が行う研修への講師の派遣等の協力を行う。（警察庁）
- ⑥ 検察職員に対して、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努める。（法務省）
- ⑦ 更生保護官署関係職員等に対する研修において、犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施することなどにより、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解の増進を図る。（法務省）

イ) 相談・支援等

74 犯罪被害者等基本法において、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

75 平成16年法律第161号

76 現行の計画（第4次）は、令和3年3月30日閣議決定

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 犯罪被害者等に対する人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

行方不明事案に対する当局の捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになってきたことを受けて、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動を取っていない。

政府は、令和6年（2024年）までに、既に帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際社会においては、平成17年（2005年）以降毎年国連総会本会議で、また、平成20年（2008年）以降毎年国連人権理事会で、拉致問題への言及を含む「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」⁷⁷が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。さらに、平成25年1月に設置された拉致問題対策本部において策定された「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」⁷⁸においては、具体的施策の一つとして、「拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。」ことが明記された。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取組が引き続き求められている。

こうした動向等を踏まえ、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア 人権教育・啓発等

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）
- ⑤ 国連総会及び国連人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択等を通じ、拉致問題の解決に向けた国際社会の世論の形成を図る。（外務省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルに

77 平成18年法律第96号

78 平成25年1月25日拉致問題対策本部決定

おける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 北朝鮮当局による人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

セ 性的マイノリティの人々

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」⁷⁹（以下「理解増進法」という。）が成立し、施行された。

政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、各府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。

こうした動向等を踏まえ、性的マイノリティの人々に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関し、必要な学術研究等を行うとともに、その結果等を踏まえ、理解増進法第8条に基づく基本計画を策定し、推進する。また、理解増進法の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、国民一般に対し、広報活動等を通じた知識の着実な普及に努める。（内閣府）
- ② 地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」⁸⁰第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っていく。（総務省）
- ③ 消防大学校に入校する全国の消防本部の幹部職員等を対象とした講義の実施や、各消防本部への性的マイノリティに関する基本的知識や注意事項を掲載したハラスメント教材の配布を通じ、消防職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。（総務省）
- ④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑤ 性的マイノリティの子ども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の提供等の取組を進める。（文部科学省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分

79 令和5年法律第68号

80 昭和25年法律第261号

野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

- ⑦ 性的マイノリティであるなどの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。（厚生労働省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 性的マイノリティに関する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

ソ その他

これまでみてきたように、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化するものであるため、前記アからセまでの類型に該当しない人権問題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、学校の教職員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとする。関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、各取組においては、これまで生じた問題事例の原因を分析してそれを解消するよう人権に関する研修を強化するなど、関係各府省庁において問題事例を発生させることがないよう人権尊重の理念が徹底されるようにすることが重要である。より効果的な研修を行うため、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが求められる。

また、議会関係者や裁判所職員、マスメディア関係者等についても、それぞれにおいて同様の取組があれば、その促進が図られるよう、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

さらに、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、幅広い企業において、幹部を始め、人権研修が広く行われるよう支援することも求められる。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約1万4,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものとなることを期待することができることから、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 国・地方公共団体の連携

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国においては、人権があらゆる分野に関係する問題であることから、関係府省庁により構成さ

れている「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」⁸¹の場等を活用し、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、更に連携を強化することが重要である。

また、各地方公共団体における人権教育・啓発の現状に目を向けると、各地方公共団体では、法務省の人権擁護機関等の人権啓発活動を実施する主体との間の横断的ネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」は、人権教育・啓発一般に関わる連携のための横断的な組織であって、その場を活用しつつ、各都道府県人権擁護委員連合会・人権擁護委員協議会や全国の法務局・地方法務局と連携し、各組織が有している問題意識を共有しながら取組が推進されている。人権課題の顕在化の程度は地域によって異なることもあることから、地域の実情を最もよく知る各地方公共団体において、それぞれの地域の課題を独自に把握した上で、人権教育・啓発施策が展開されることは重要であり、今後もそのような取組を継続することが必要である。

もともと、人権尊重の理念は普遍的なものである上、流動化が著しい現代社会においては、国内のいずれの地域においても一定水準の人権教育・啓発が行われることも重要であることから、「地域の実情を踏まえた」人権教育・啓発という観点を取り入れることが、各地方公共団体において、特定の人権課題を取り扱わないことを正当化する理由とならないよう留意しなければならない。

イ 人権教育・啓発の具体的な実施主体間の連携

対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関、保育所や児童館などの児童福祉施設及び公民館などの社会教育施設と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における更なる連携強化も重要である。

さらに、女性、こども、高齢者等の人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらの取組をより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携が図られるべきである。

そのほか、人権擁護の分野においては、公益法人、特定非営利活動法人や民間のボランティア団体、企業等が多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人、特定非営利活動法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。

なお、連携に当たっては、人権教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要であり、研修プログラムや研修教材の充実等を図るなど、人材の育成に向けた取組を積極的に推進していくことが必要である。

なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関や講師等の人材を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

また、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研さんに努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、インターネット等も活用しつつ時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分ではなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、国及び地方公共団体等が発信・作成している人権教育・啓発に関する各種情報や啓発冊子、ポスター、動画等の各種資料を収集・整理している（公財）人権教育啓発推進センターが運営する「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

81 令和6年6月3日関係府省庁申合せにより設置

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な教育・啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情及び特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味に鑑みて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して教育・啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な教育・啓発の内容・手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、民間における専門機関等には、教育・啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な教育・啓発の内容・手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への調査・研究委託を行うことも望まれる。

ウ その他

調査・研究委託で提案・報告等された人権教育・啓発の内容・手法を実際に各種啓発活動等において実践し、その啓発効果等を検証した上で、必要に応じて改善を加えていくなどのサイクルを通じて、より効果的な啓発活動につなげていくことが重要である。

(6) (公財) 人権教育啓発推進センターの充実

(公財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質をいかした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始めとする多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に

推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報化社会の進展に伴い、スマートフォンやSNS等が登場し、国民の間に広く普及したことによって、情報伝達の媒体としてのインターネットの活用も急速な発展を遂げており、その特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報⁸²を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動⁸³を推進することが効果的である。

また、人権関係情報の発信等を行うに当たっては、その情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、ウェブサイトの開設やその掲載内容の充実化、SNSや動画配信サイトを活用した情報発信などのインターネットの更なる活用が望まれる。

第6章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、地方公共団体が、人権教育・啓発に関する施策を策定・実施する責務を負っており（人権教育・啓発推進法第5条）、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（同法第9条）とされている趣旨を踏まえ、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、適切に対応していく必要がある。

さらに、国際的潮流の動向を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

政府は、人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適切に反映させるなど、本基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適時・適切に対応するため、人権教育・啓発に関する密接な連携・協力の場である人権教育・啓発関係府省庁連絡会議において、人権教育・啓発に関する施策の推進方策や推進体制等について不断の検討を行い、必要に応じて本基本計画の見直しを行うものとする。

82 例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、ポスター、動画等）

83 例えば、世界人権宣言や国際人権規約を始めとする人権諸条約の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等

令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要） ～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

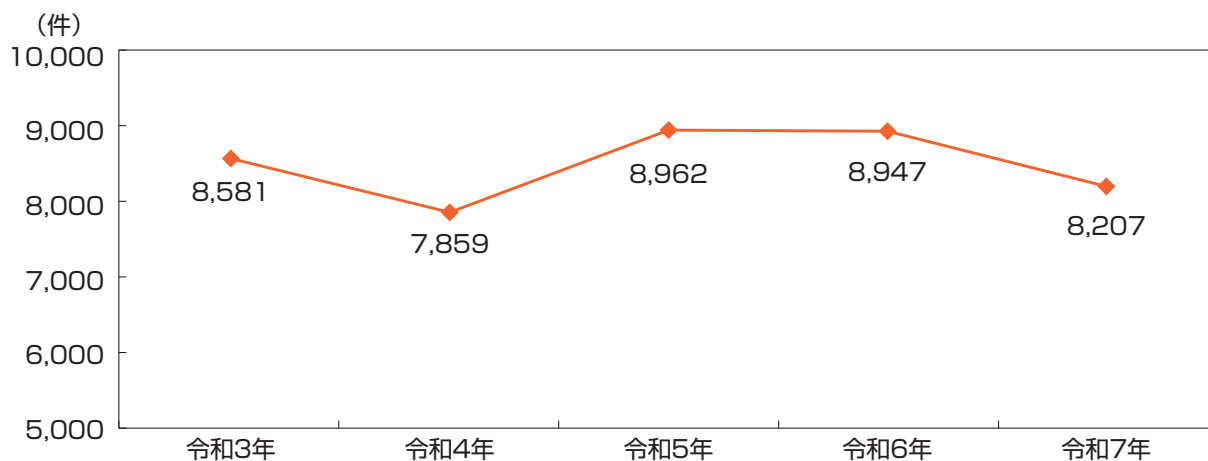
令和7年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和7年の主な特徴】

- ① 令和7年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,207件、処理した人権侵犯事件の数は、8,170件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,422件であり、全体に占める割合は、17.3%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,569件であり、高水準で推移している。

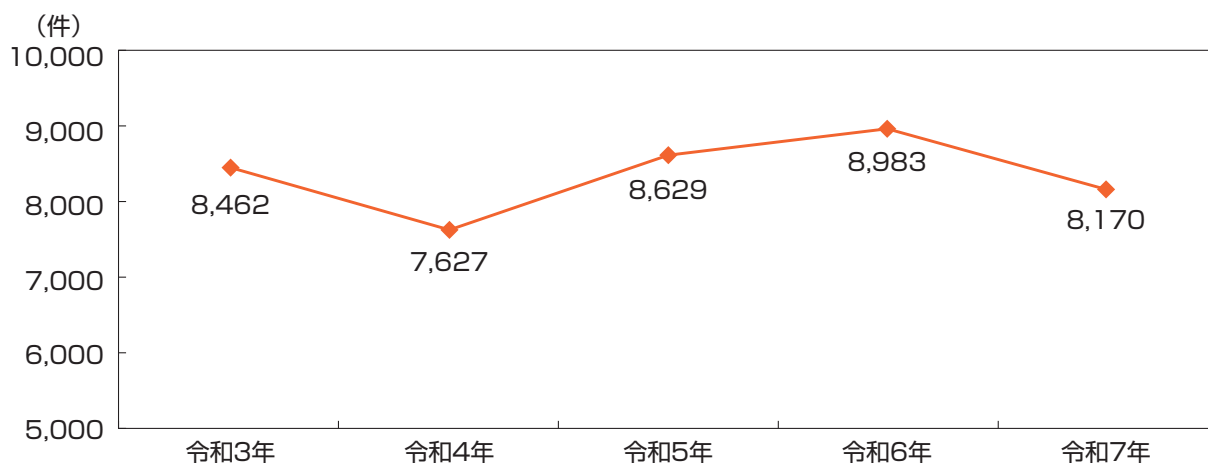
1 人権侵犯事件数の動向

(1) 新規救済手続開始件数



人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移

(2) 処理件数



人権侵犯事件の処理件数の推移

(3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

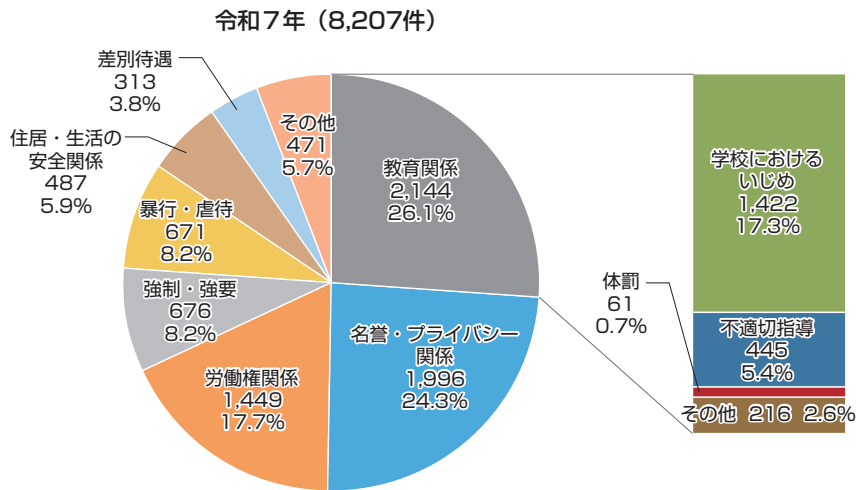
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、前年と同水準であった。

人権侵犯事件の種類別件数は、「教育関係」が最も多く、「名誉・プライバシー関係」、パワーハラスメントなどの「労働権関係」が次いで多かった。

「教育関係」の中では、「学校におけるいじめ」が多数を占めた。

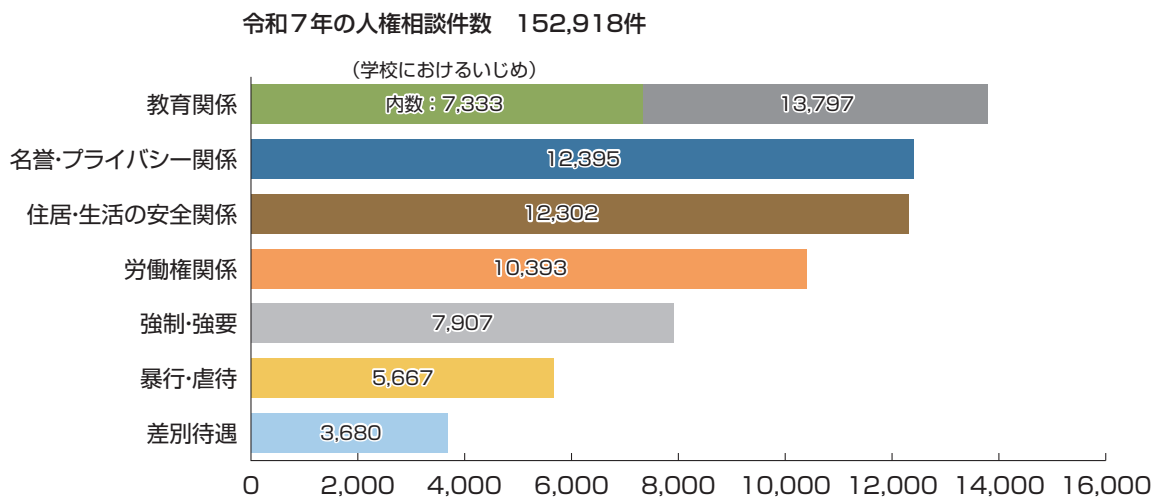
また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が依然として高水準である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比（新規救済手続開始件数）



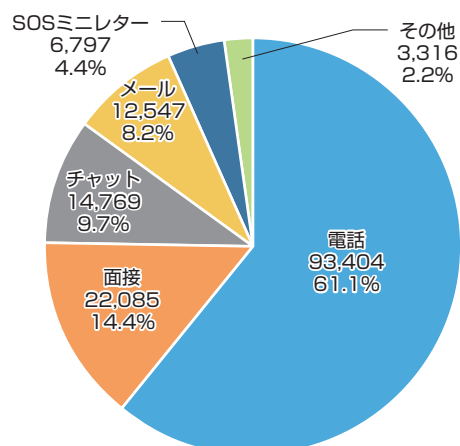
※令和7年に統計項目の改訂を実施したため、前年とは項目は一致しません。

人権相談件数及び主な類型



ツール別人権相談件数

相談ツールとしては、引き続き6割以上を電話が占めているが、面接に次いでチャットによる相談が多くなっている。



※「チャット」には、法務局LINEじんけん相談による相談を含む。

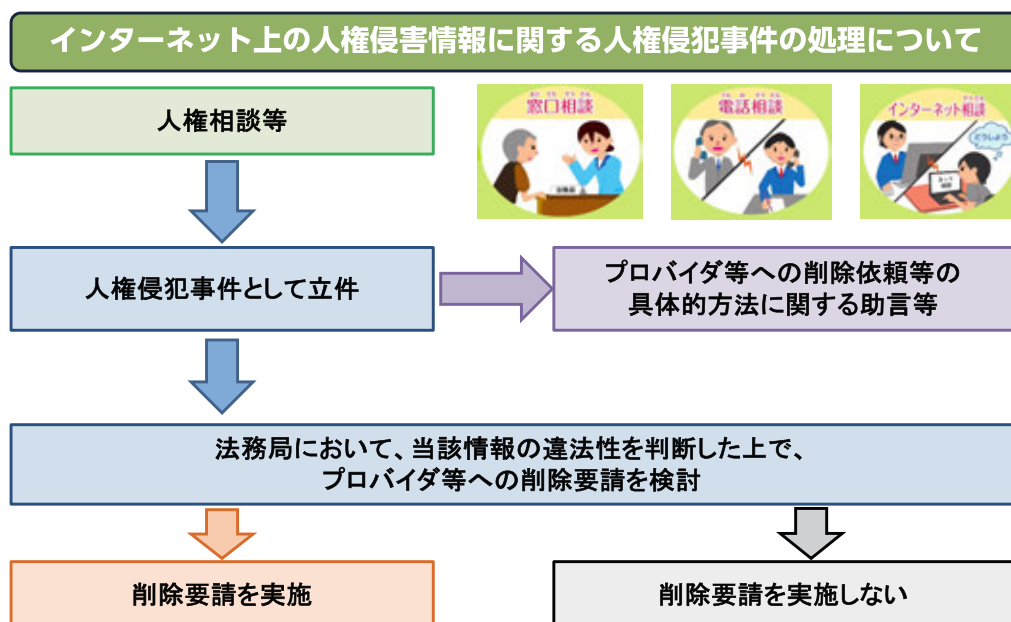
3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

(1) 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関（以下単に「人権擁護機関」という。）では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



※人権侵犯事件の処理については、記載の要請等のほか、打ち切り（調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる。）等により終了する場合がある。

(2) 令和7年における人権侵犯事件の動向について

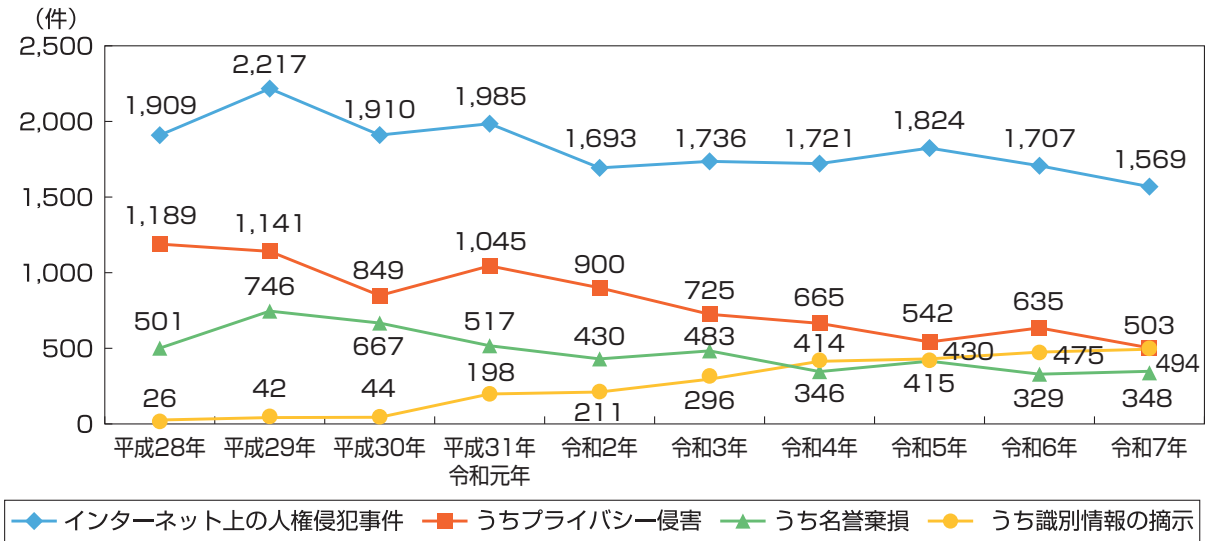
ア 新規救済手続開始件数

令和7年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,569件で、前年から138件減少した。

このうち、プライバシー侵害事案が503件、識別情報の摘示事案が494件、名誉毀損事案が348件となっており、これらの事案で全体の85%を占めている。

なお、人権侵犯事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の書き込み数ではない（例えば、1つのプロバイダ事業者等に

対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上している。)

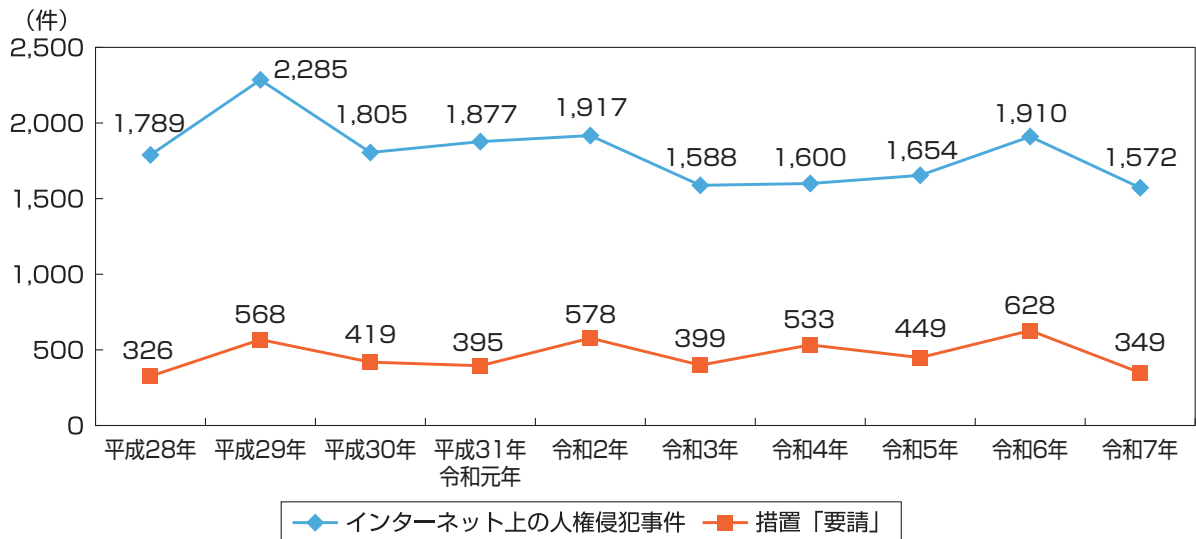


インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規開始）

イ 処万件数

令和7年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、1,572件となり、前年から338件減少した。

当該事件の処理のうち、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報の削除を依頼する方法を教示するなどの「援助」は約4割を占めており、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は349件で、約2割となっている。



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（処理）

ウ 令和7年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

① インターネット上のプライバシー侵害

ヤミ金融業者を利用した者の個人情報が無断で公開するサイトに、相談者及びその子の電話番号、住所、メールアドレス等の個人情報が無断で掲載された上、当該子について「寸借詐欺師」などと書き込まれているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者及びその子のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

② インターネット上の名誉感情侵害

相談者がサービス業に従事している様子を無断で撮影された上、SNS上に相談者を侮辱する文言とともに当該映像を無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

③ インターネット上の肖像権侵害

相談者が窓口業務に従事する様子を無断で撮影された上、インターネット上の地図サービスにおいて、相談者が勤務する店舗の評価欄に接客に対する不満とともに当該写真を無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の肖像権を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

④ インターネット上の私事性的画像記録及び肖像権等侵害

ファイル共有サービス上に、相談者とその元交際相手しか保有していない性的な画像等を含む私的な画像等が無断で投稿されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は本人が第三者に見られることを認識していない私事性的画像記録その他の私的な画像等を公開したものであり、相談者の肖像権やプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

⑤ インターネット上における同和地区の摘示

動画投稿サイトに、特定の地域を散策しながら当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は当該地域の居住者等のプライバシー又は私生活上の平穏を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

⑥ インターネット上におけるヘイトスピーチ

電子掲示板に、日本国内に居住する外国人住民の集団を害虫と結び付ける等の投稿がされているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は当該外国人住民の集団を著しく侮蔑するものであり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿についての情報提供を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(「啓発 (情報提供)」)

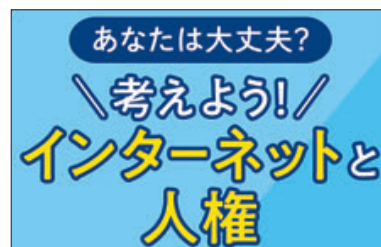
(3) その他

インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（インターネット人権相談受付窓口：<https://www.jinken.go.jp/>）、LINEなどでも相談に応じている。

また、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害の被害に遭われた方が自身で削除依頼等を行う方法をまとめた「インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き」（デジタルブック）を法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

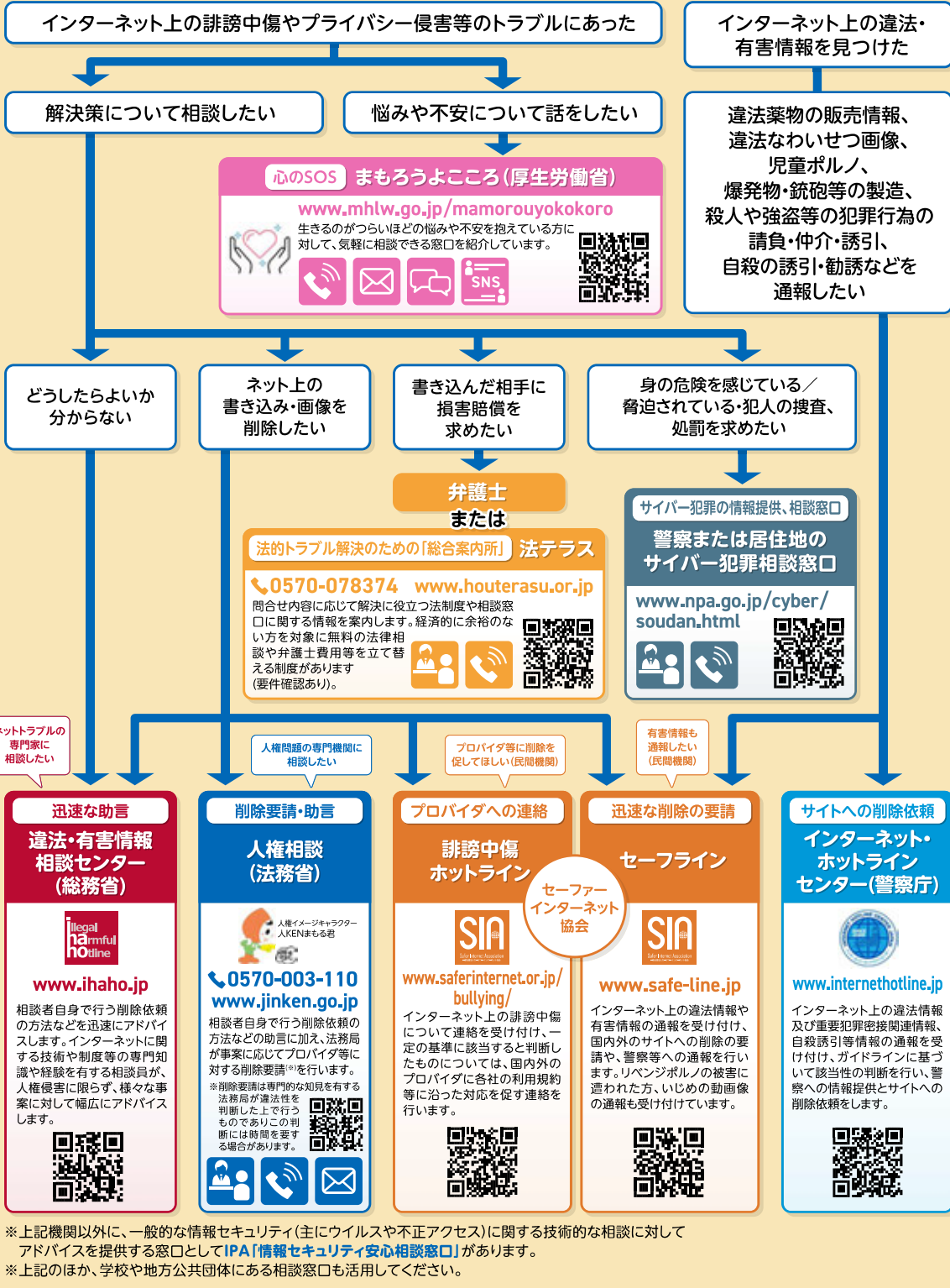
さらに、インターネット上の人権侵害による被害を未然に防ぐため、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」「なくそう！インターネット上の人権侵害」、や啓発冊子「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権〈四訂版〉」等の啓発資料を法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）等で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談



4 令和7年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

【こども関係】

(いじめ)

事例1 小学校におけるいじめ

小学校の児童から、複数の同級生に、「死ね。」などと暴言を言われたり、殴る、蹴るといった暴力を受けたりしているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

保護者からは、学校がいじめへの対応を十分に行っていないとの指摘があり、法務局が調査した結果、学校から、加害児童を含めて児童全員に対して継続して指導を行うことに加え、法務局による「人権教室」の実施を希望する旨の意向が示された。

そこで、法務局の仲介により、学校と保護者の意見交換の場を設け、学校が行ういじめ防止に向けた取組を伝えるとともに、「人権教室」の実施について説明した結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

(虐待)

事例2 乳児に対する虐待

乳児が、親に熱湯をかけられてやけどしたり、たたかれたりしているなどの虐待を受けているとして、当該乳児の親族から、「こどもの人権110番」による相談があった事案である。

法務局は、当該親族に対して児童相談所への通告及び警察への通報を促すとともに、法務局からも速やかに児童相談所への通告を行い、今後の対応について調整を行った。

その結果、児童相談所において当該乳児が入院している病院と連携し、警察への通報や退院後の対応の調整等を行うこととなり、当該乳児の安全確保が図られた。

(措置：「援助」)

事例3 高校生に対する虐待

高校生の生徒から、両親に、暴言を吐かれる、物を投げられるといった虐待を受け、怪我をしているとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに学校に事実関係を確認した上で、児童相談所に虐待事案として通告を行い、関係機関相互の連携を図った。

その結果、児童相談所が本件学校において当該生徒と面談を行うこととなり、また、要保護児童対策地域協議会で扱う事案として関係機関による継続的な見守り体制が構築された。

(措置：「援助」)

(その他)

事例4 中学校における不適切な対応

中学校の生徒の保護者から、当該生徒が、学校に通えない状況であり、登校できる環境を整えるよう学校に協力を求めているにもかかわらず、長期にわたって適切な対策が講じられていないとして、「こどもの人権110番」による相談があった事案である。

法務局において、保護者と対話を重ね、学校への要望事項を整理した上で学校に伝えたところ、学校からは当該要望に対応していく旨の意向が示され、保護者も学校の前向きな対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置：「調整」)

【強制・強要関係】

事例5 入院患者に対する手紙の発送拒否

精神科病院に入院中の患者から、同病院の看護師に、手紙の発送を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該看護師は、相談者の親から手紙の発送を制限するよう依頼を受け、発送を拒否したことが認められた。

そこで、法務局は、相談者の親に対し、手紙の発送を制限するような依頼を控えるよう働きかけたところ、相談者の親は、今後はこのような依頼をしないことを約束した。その上で、当該看護師に対し、相談者の手紙の発送を拒否することは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第2項に抵触するおそれがある旨を説明するとともに、相談者の親も今後は手紙の発送制限の依頼を行わない旨述べていることを伝えたところ、当該看護師は、今後は手紙の発送制限は行わないことを約束した。

(措置：「調整」)

事例6 性自認に関するプライバシー侵害

賃貸物件を探す際に不動産業者とやりとりをしていたところ、自ら話していない性自認に関する情報が当該不動産業者に伝わっていたとして、性的マイノリティの方から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相談者に係る行政手続を担当していた職員が、本人の同意を得ることなく、職務上知り得た相談者の性自認に関する情報を不動産業者に伝達していたことが認められた。

法務局は、当該職員に対し、本人の同意なく、他人の性自認に関する情報を第三者に暴露する行為（アウトティング）は、相談者の人格権ないしプライバシー権を著しく侵害するものであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を強く認識するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。また、法務局は、当該職員の職場の責任者に対し、プライバ

シーの保護について職員の理解を深め、その監督、指導を徹底させるなど、同種事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置：「説示」及び「要請」)

【差別待遇関係】

事例7 外国人に対する診療拒否

外国人の方から、医療機関を受診するために予約の電話をかけたところ、国籍を確認された上、外国人であることを理由に診療を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該医療機関では、過去に受診した外国人による問題行動を理由に、外国人患者について一律に診療を拒否していることが認められた。

法務局は、当該医療機関に対し、外国人患者の個別の事情を考慮することなく、患者が外国人であることを理由に一律に診療を拒否した行為は、医師法第19条第1項に反するものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識して自戒するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

事例8 外国人に対する入居拒否

外国人の方から、不動産会社を通じて賃貸借契約の申込みをしたところ、物件の所有会社に、外国人であることを理由に入居を断られたとして、インターネットメールによる相談があった事案である。

法務局は、当該所有会社に対し、専ら外国国籍であることを理由に、賃貸借契約の締結を拒否した行為は、外国人であることを理由とする差別的取扱いであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識して自戒するとともに、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

事例9 障害のある人に対する合理的配慮

障害のある人から、自己の病気を理由に、本来の施設利用時間の前でも施設内のトイレの使用を認めてほしい旨を施設管理者に要望したところ、過重な負担がないにもかかわらずこれを拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、施設側としてはトイレの使用を制限するまでの意図はなく、トイレの使用に支障がないよう配慮する意向があることが認められた。

そこで、法務局から、相談者に対し、施設側の説明内容を伝えた上で、話合いの場を設けることも提案したところ、相談者は、説明内容に理解を示し、今後施設を使用する

際には施設と相談したいと述べ、法務局の関与により、当事者間の関係改善が図られた。
(措置：「調整」)

【その他】

事例10 知人に対する不適切な発言

団体の役員を務めている方から、同じ団体の顧問が、役員会議において、相談者に対して「病んどる」などと発言し、精神的苦痛を被ったとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該顧問から相談者に対して、「病んどる」と発言しており、その発言は、議論やコミュニケーションの範囲を逸脱するものであったと認められた。

法務局は、当該顧問に対し、「病んどる」との発言は相談者の人権を侵害したものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識するとともに、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

【インターネット上の人権侵害情報関係】

事例11 インターネット上のプライバシー侵害

ヤミ金融業者を利用した者の個人情報をも無断で公開するサイトに、相談者及びその子の電話番号、住所、メールアドレス等の個人情報が無断で掲載された上、当該子について「寸借詐欺師」などと書き込まれているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者及びその子のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例12 インターネット上の名誉感情侵害

相談者がサービス業に従事している様子を無断で撮影された上、SNS上に相談者を侮辱する文言とともに当該映像を無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例13 インターネット上の肖像権侵害

相談者が窓口業務に従事する様子を無断で撮影された上、インターネット上の地図サービスにおいて、相談者が勤務する店舗の評価欄に接客に対する不満とともに当該写真が無断で掲載されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は相談者の肖像権を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例14 インターネット上の私事性的画像記録及び肖像権等侵害

ファイル共有サービス上に、相談者とその元交際相手しか保有していない性的な画像等を含む私的な画像等が無断で投稿されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は本人が第三者に見られることを認識していない私事性的画像記録その他の私的な画像等を公開したものであり、相談者の肖像権やプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例15 インターネット上における同和地区の摘示

動画投稿サイトに、特定の地域を散策しながら当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は当該地域の居住者等のプライバシー又は私生活上の平穏を侵害するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例16 インターネット上におけるヘイトスピーチ

電子掲示板に、日本国内に居住する外国人住民の集団を害虫と結び付ける等の投稿がされているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は当該外国人住民の集団を著しく侮蔑するものであり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものであると認められた。

法務局からサイト管理者に対し、当該投稿についての情報提供を行ったところ、当該

投稿が削除されるに至った。

(「啓発 (情報提供)」)

5 「人権侵犯事件」統計資料（令和7年）

件名	総数	旧受	新受							処理																
			計	申告		人権擁護委員の選任	関係行政機関の連携	情報	移送	計	措置						検察官による措置	検察官による措置	打ち切り	中止	移送	啓発	未済			
				職員受	委員受						援助	調整	要請	説示	勧告	通告								告発	措置	
総計	9,509	1,302	8,207	5,000	2,648	-	408	37	114	8,170	6,384	23	366	77	-	-	1	18	16	1,040	80	44	119	109	1,339	
性的搾取																										
売春	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童ポルノ	11	-	11	7	4	-	-	-	-	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	-	4	1	3	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族間のもの	502	3	499	270	229	-	-	-	-	501	499	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1
ホームレス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性的指向	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジェンダーアイデンティティ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	198	26	172	102	70	-	-	-	-	187	157	-	-	1	-	-	-	-	-	27	1	-	1	-	-	11
医療関係	99	10	89	74	15	-	-	-	-	80	55	-	-	-	-	-	-	-	-	23	2	-	-	-	-	19
人身取引	4	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
人身の自由関係																										
精神保健福祉法関係	49	6	43	34	9	-	-	-	-	46	37	1	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	3
その他	10	-	10	8	8	-	-	-	-	10	8	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
社会福祉施設関係	50	10	40	25	15	-	-	-	-	43	33	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	7
施設職員によるもの	14	3	11	7	4	-	-	-	-	14	11	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
街頭デモ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インターネット	70	16	54	4	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32
選挙活動等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
報道等	8	3	5	4	1	-	-	-	-	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-
インターネット	124	93	31	25	6	-	-	-	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94
識別情報の携帯	835	341	494	4	-	-	-	-	-	350	28	112	514	1	-	213	47	-	-	-	142	-	-	111	6	321
名誉・プライバシー関係																										
名誉毀損	439	91	348	293	55	-	-	-	-	347	205	-	-	28	-	-	-	-	-	101	12	-	-	-	-	9
ネット	639	136	503	425	77	-	-	-	-	487	304	-	-	84	1	-	-	-	-	80	18	-	-	-	-	152
プライバシー侵害	167	30	137	113	24	-	-	-	-	154	102	-	-	24	1	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	4
その他	138	38	100	60	30	-	-	-	-	7	2	1	123	62	2	13	-	-	-	4	-	38	1	-	1	21
差別表現	88	1	87	52	35	-	-	-	-	84	70	-	-	1	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	4
相隣関係	366	75	291	228	61	-	-	-	-	1	1	273	176	3	1	15	-	-	-	1	2	70	4	-	1	20
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯罪被害（二次的被害）	3	-	3	3	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村八分	9	-	9	7	2	-	-	-	-	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3
女性	10	-	10	9	1	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
高齢者	13	5	8	3	5	-	-	-	-	12	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	1
被害者	206	48	158	133	24	-	-	-	-	1	-	173	95	3	1	-	-	-	-	1	3	59	3	8	-	5
差別																										
部落差別（同和問題）	6	4	2	2	-	-	-	-	-	5	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
アイヌの人々	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国人	50	5	45	32	11	-	-	-	-	2	-	46	36	-	3	-	-	-	-	1	2	3	-	-	1	4
待																										
HIV感染	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハンセン病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	7	-	7	4	3	-	-	-	-	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
刑を終えた人	3	2	1	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
ホームレス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性的指向	2	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
ジェンダーアイデンティティ	8	4	4	4	-	-	-	-	-	6	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	2
ゲノム情報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	94	17	77	62	15	-	-	-	-	66	35	1	-	1	-	-	-	-	-	1	26	1	1	-	-	28
参政権関係	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集会、結社及び表現の自由関係	5	1	4	4	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1
信教の自由関係	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係																										
体罰	69	8	61	41	20	-	-	-	-	58	50	1	-	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	11
不適切指導	464	19	445	269	175	-	-	-	-	1	-	423	396	-	-	-	-	-	-	3	-	20	2	1	1	41
小学校	960	12	948	392	556	-	-	-	-	-	-	946	928	4	-	-	-	-	-	-	11	-	3	-	-	14
中学校	282	8	274	155	119	-	-	-	-	-	-	275	263	-	1	-	-	-	-	-	6	2	3	-	-	7
高等学校	149	5	144	88	55	-	-	-	-	1	-	143	136	-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	-	-	6
その他	57	1	56	35	21	-	-	-	-	52	51	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	5
その他	237	21	216	152	63	-	-	-	-	1	-	192	160	1	-	1	-	-	-	1	26	-	1	-	-	4
労働権関係																										
不当労働行為	12	3	9																							

参考資料掲載アドレス一覧（令和8年4月現在）

参考資料	アドレス
人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） （令和7年6月6日閣議決定（策定））	https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html
世界人権宣言 （昭和23年12月10日第3回国際連合総会採択）	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/
「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 （平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）	https://www.moj.go.jp/shingil/shingi_990729-2.html
（公財）人権教育啓発推進センター	http://www.jinken.or.jp/
都道府県人権擁護委員連合会一覧表	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html
人権擁護委員協議会一覧表	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html
常設人権相談所（みんなの人権110番） 0570-003-110	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html
配偶者暴力相談支援センター （全国共通番号 #8008（はれれば））	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html
DV相談プラス	https://soudanplus.jp/
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター （全国共通番号 #8891（はやくワンストップ）、 性暴力被害者のための夜間休日コールセンター）	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
性暴力に関するSNS相談Cure time（キュアタイム）	https://curetime.jp/
都道府県労働局所在地一覧	https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html
こどもの人権110番 0120-007-110	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
全国児童相談所一覧	https://www.cfa.go.jp/policies/jidouguyakutai/jisou-ichiran
外国人のための人権相談 0570-090911	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html
インターネット人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp/
法務局LINEじんけん相談（チャット人権相談）	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html
令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00272.html

